

杉並区災害時受援・支援計画

令和3年3月



杉並区

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
1 背景	1
2 目的	2
第2節 計画の位置付け	5
第3節 計画の発動基準	7
第4節 計画の対象期間	8
第5節 計画策定のポイント	9
1 人的な受援	9
2 物的な受援	11
第2章 人的な受援	13
第1節 受援体制の整備	13
1 区における受援体制	13
2 受援対象業務の選定	25
3 応援要請・受け入れに伴う役割分担	33
4 受け入れに係る基本的な流れ	35
第2節 受援に関わる環境	37
1 先遣隊及び応援職員との情報共有	37
2 指揮調整と裁量権	38
3 現場対応環境の整備	40
4 費用負担	43
5 長期化への対応	46
6 応援職員等の撤収要請	47
第3節 応援職員等の団体別の対応方法	48
1 自衛隊の応援要請・受入手順	48
2 警察・消防機関による応援要請・受入手順	50
3 都本部を通じた応援要請・受入手順（都内区市町村、東京都職員等）	52
4 都本部を通じた応援要請・受入手順（カウンターパート）	54
5 医療対策拠点を通じた応援要請・受入手順（医療救護）	56
6 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会を通じた応援要請・受入手順	59
7 スクラム自治体の応援要請・受入手順（プッシュ型）	61
8 スクラム自治体の応援要請・受入手順（プル型）	63
9 相互応援協定等の応援要請・受入手順	66
10 自治体ネットワーク組織等の応援要請・受入手順	68
11 個別協定による応援要請・受入手順	70
12 専門ボランティアや関係機関の応援要請・受入手順	72
13 一般ボランティアの応援要請・受入手順	77
14 未協定の自治体や団体からの応援申出・受入手順	79

第3章 物的な受援	82
第1節 首都直下地震発生時に想定されるタイムライン	82
1 「緊急輸送ルート」について	85
2 「震災救援所に届ける物資」について	87
3 区及び関係機関等の対応について	89
第2節 現状と課題	93
1 現状	93
2 課題	103
第3節 支援物資供給に係る基本的枠組み	110
1 支援物資供給体制と役割分担	110
2 物資拠点の確保	114
3 情報連絡体制	116
第4節 応援要請の概要及び区災害対策本部の役割	117
1 応援要請の概要	117
2 災害対策本部の物資オペレーション体制	120
第5節 支援物資の受入から被災者への供給までの運用	121
1 支援物資受入から被災者への配布までの基本的な流れ	121
2 地域内輸送拠点の運用方法	141
第4章 他自治体の支援	144
第1節 支援体制の整備	144
1 区における支援体制の検討	144
2 各組織体制の業務検討	146
3 先遣隊・リエゾンや職員が持ち込む資機材、携行品等	148
4 被災地での対応方針	149
第2節 他自治体の支援方法	150
1 東京都を通じた応援調整に関する手順	150
2 関東地方環境事務所を通じた応援要請に関する手順	151
3 スクラム自治体支援において応援調整に関する手順	152
4 その他の自治体との応援調整に関する手順	153
第5章 スクラム自治体との連携について	154
1 自治体スクラム支援とは	154
2 自治体スクラムにおける支援・受援体制	155
第6章 今後の対応方針、課題等	157
1 今後の対応方針	157
2 今後の課題	159
3 対応方針や課題の検討及び推進	162

第1章 総 則

第1節 計画の目的

1 背景

近年発生した大規模災害では、自治体間の応援や市民ボランティアの活動など、共助の活動が活発化し、災害発生後の対策に大きな力となっている。

一方で、平成23年に発生した東日本大震災では、応援の受け入れと調整を行う窓口が一本化されず、受け入れた応援職員の人員調整や情報共有が十分でなかったことや、災害時に必要な事務の事前把握がなされておらず、計画的な協力要請ができなかったなどの事態が発生した。

また、平成28年に発生した熊本地震では、被害の全容を正確に把握できずに応援が必要な業務・期間・人員を明確に示すことができなかったなどの事態が発生するとともに、業務を行う人員や応援職員の宿泊先不足なども課題として挙げられている。

また、物流に関しては、プッシュ型支援により国や地方公共団体から大量の支援物資が被災地に送り込まれたが、被災自治体では次のような様々な問題に直面し、被災者への支援物資の供給が滞る事態が生じた。

- 地域防災計画等で指定していた物資拠点が被災し、使用不能となった。なかには、物資拠点の事前指定がなされていない自治体もあった。
- 自治体職員にはロジスティクス業務（荷卸し、仕分け、入庫、在庫管理、出荷、情報共有等）のノウハウがないため、物資拠点の運営、物資の配分調整、物資の輸送等の多くの場面で対応が滞った。
- 地域の被害が甚大で、庁舎の損壊など行政機関自体が被災したなかでも限られた職員で対応に当たったが、人員不足のため対応が滞った。
- 熊本地震では物資拠点に住民が物資を求めて殺到した。
- 国、自衛隊、物流事業者等の支援により、避難者まで物資が届けられた。

さらに、平成30年7月豪雨では、被災市区町村応援職員確保システムの認知度が低く、十分な受援体制が整備されていないなど、受援ニーズの把握や円滑な応援職員の受け入れに支障が生じた例も発生した。

加えて、令和元年台風15号では、被災自治体の災害マネジメントを支援する総括支援チームの早期派遣や対口支援の充実が有効であったことから、総括支援チームや対口支援による応援職員のより一層の活躍のためには受援体制の整備が重要であることが指摘されている。

2 目的

杉並区（以下「区」という。）では、令和元年6月に杉並区業務継続計画（震災編）を改定し、大規模災害発生後に実施する非常時優先業務について、迅速かつ適切に実施するために必要な人数を精査したところ、職員のみで対応することは困難であることが判明した。

大規模災害発生後においては、迅速かつ円滑に非常時優先業務を実施するために他の地方公共団体、協定締結事業者、ボランティア団体等の外部から積極的に人的支援を受け入れ、区と応援する地方公共団体等が一体となり活動していく必要がある。

また、災害が発生した際には、住民の自助による備蓄のほか、公助として行政機関が整備した備蓄物資に加え、国や地方公共団体から提供される支援物資を被災者に迅速に送り届ける必要がある。

しかし、実際の災害では、様々な災害応急対策に追われることから人員不足に陥ってしまうことに加え、物流に関するノウハウが自治体職員にはないことから、他自治体や物流事業者等の専門家から応援を受け入れて対応することが求められる。

そのため、区では、内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」、東京都の「東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン（平成31年3月）」に基づき、また、平成23年3月の東日本大震災で被災した福島県南相馬市への支援をきっかけに発足した「自治体スクラム支援会議」において策定した「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画（物流編・人的編）」及び被災地自治体での災害教訓等を踏まえて、「杉並区災害時受援・支援計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

本計画では、区内で大規模災害が発生した際に、東京都、自治体スクラム支援会議参加自治体（以下「スクラム自治体」という。）等の地方公共団体や、協定締結団体又はボランティア団体等から人的支援を効率的に受け入れ、人的支援を効果的に活用するための受援体制や対応する手順等の整備や、支援物資を被災者に届ける体制を構築することで、迅速かつ円滑な被災者支援の実現を目指すものとする。

【被災市区町村応援職員確保システムについて】

平成30年3月、大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」が国によって構築された。

この仕組みにより、被災市区町村の職員が実施する災害対策本部業務を支援するための応援職員の短期派遣や災害マネジメントの支援を実施する職員（災害マネジメント総括支援員）の短期派遣が行われる。

なお、災害対策本部業務を支援する応援職員については、「第1段階支援」で被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体から応援職員が派遣されるが、第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として全国の地方公共団体から追加で応援職員が派遣される流れとなる。

（参考）被災市区町村応援職員確保システムについて（総務省）

<用語の定義>

本計画における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 受援

区が被災した場合に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO団体やボランティアなどの各種団体等から、区が人的・物的資源を受けること。

(2) 支援

区が他の自治体が被災した場合に、災害対策基本法や災害時相互応援協定等により、被災自治体からの要請などに基づいて、区が人的・物的資源を提供すること。

(3) 応援

区が被災した場合に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO団体やボランティアなどの各種団体等が、災害対策基本法や災害時相互応援協定等により、区に対して人的・物的資源を提供すること。

(4) 応援団体

区が被災した場合に、人的資源や物的資源を提供する他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO団体やボランティアなどの各種団体のこと。

(5) 非常時優先業務

杉並区業務継続計画（震災編）で定めた、大規模災害が発生した際に区が優先して実施する業務（災害対策本部業務及び非常時優先業務（通常業務））のこと。

(6) 受援対象業務

非常時優先業務のうち、職員の人数不足により、応援職員等の派遣が特に必要な業務のこと。

(7) 応援職員

受援対象業務に従事する他の地方公共団体の職員のこと。

(8) 派遣要員

受援対象業務に従事する協定締結団体、民間企業、NPO団体、ボランティア等の要員のこと。

(9) 受援ニーズ

応援職員等を必要とする非常時優先業務で不足する応援職員並びに派遣要員の人数、必要な資格・経験・職種等、必要な期間等の人的ニーズや、非常時優先業務に必要な資機材のニーズのこと。なお、受援ニーズには救援物資（支援物資）のニーズを含まないものとする。

(10) 対^{たい}口^{こう}支援団体

「被災市区町村応援職員確保システム」等により、被災区市町村を応援することが決定された都道府県又は指定都市のこと。

(11) 総括支援チーム

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員として登録している他の地方公共団体の職員など数名で構成するチームのことで、被災自治体の災害マネジメントを総括的に支援する。

区が被災した場合、東京都又は対口支援団体に対して総括支援チームの応援要請を行うことができる。

(12) 先遣隊

災害発生直後に区内の被災状況や必要な応援職員の規模等を把握するために東京都、スクラム自治体等から派遣される要員のこと。

また、区が窓口自治体としてスクラム自治体を支援する場合、区から先遣隊を派遣する。

(13) リエゾン (L.O.)

初動期以降に区と連絡調整を実施したり、派遣している応援職員が従事する業務を現地で調整したりするために国、東京都、スクラム自治体等から派遣される情報連絡員のこと。また、区が窓口自治体としてスクラム自治体を支援する場合、区または窓口自治体業務を支援する自治体からリエゾンを派遣する。

(14) 自治体スクラム支援会議参加自治体 (スクラム自治体)

自治体間の水平的な相互連携支援の仕組みとして立ち上げた自治体スクラム支援会議に参加している自治体 (青梅市、忍野村、小千谷市、北塩原村、杉並区、名寄市、東吾妻町、南伊豆町及び南相馬市) のこと。

(15) 医療対策拠点

東京都が、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の総括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点のこと。

(16) 災害拠点病院

主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院のこと。

(17) 災害拠点連携病院

中等患者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院のこと。

(18) 災害医療支援病院

主に専門医療、慢性疾患への対応、杉並区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院のこと。(災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除くすべての病院)

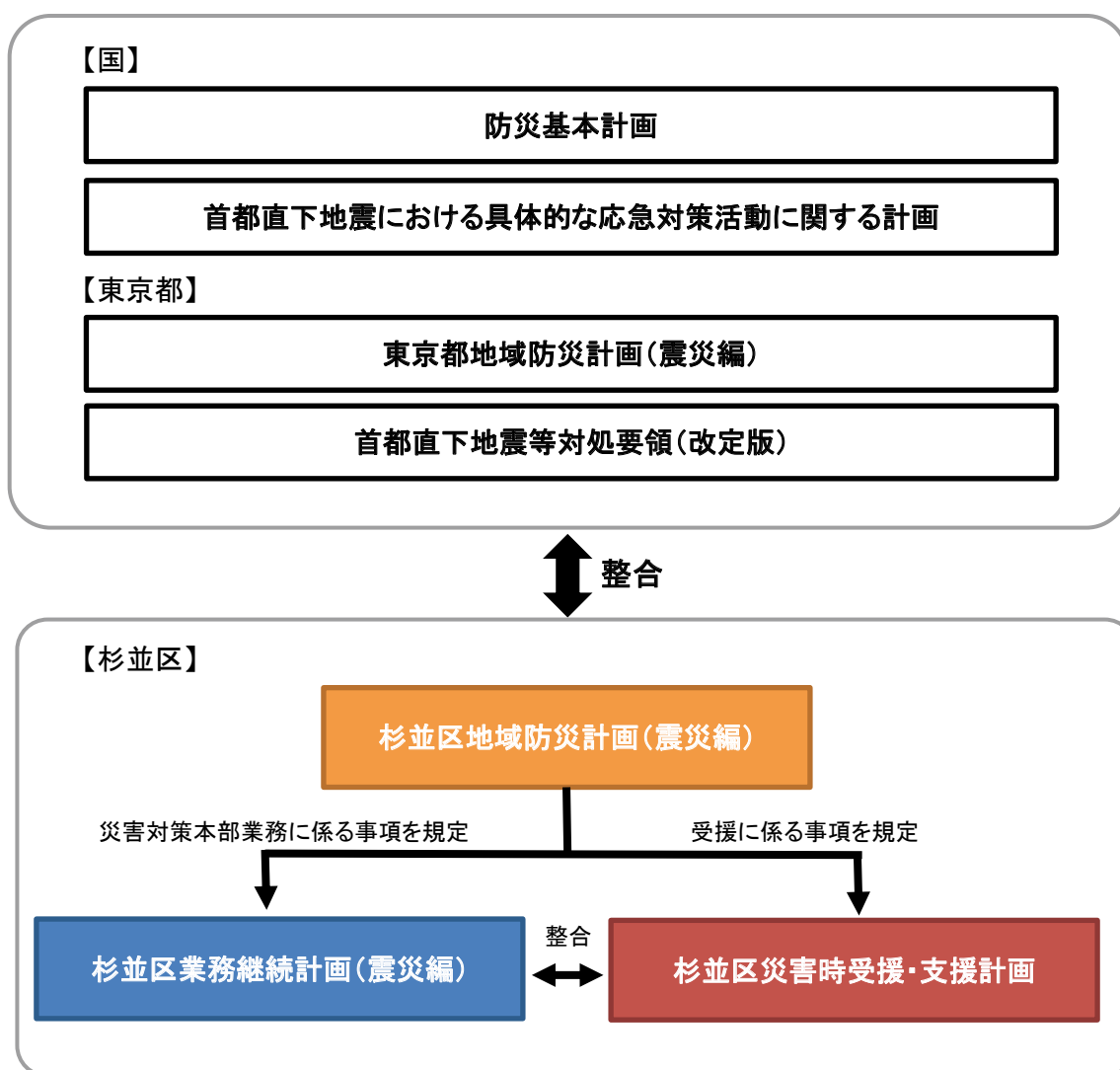
第2節 計画の位置付け

(1) 杉並区地域防災計画、杉並区業務継続計画等との関係

本計画は、杉並区地域防災計画を上位計画として、受援に係る事項について規定するものである。具体的には、人的面では人的支援の応援要請及び応援受入の手続きや役割分担を、物資面については災害時の支援物資供給体制を定めるものである。

また、本計画と杉並区業務継続計画においては、杉並区災害対策本部で実施する非常時優先業務に必要な人的支援について、整合を図ることで相互に補完するものである。

図1 本計画の関係

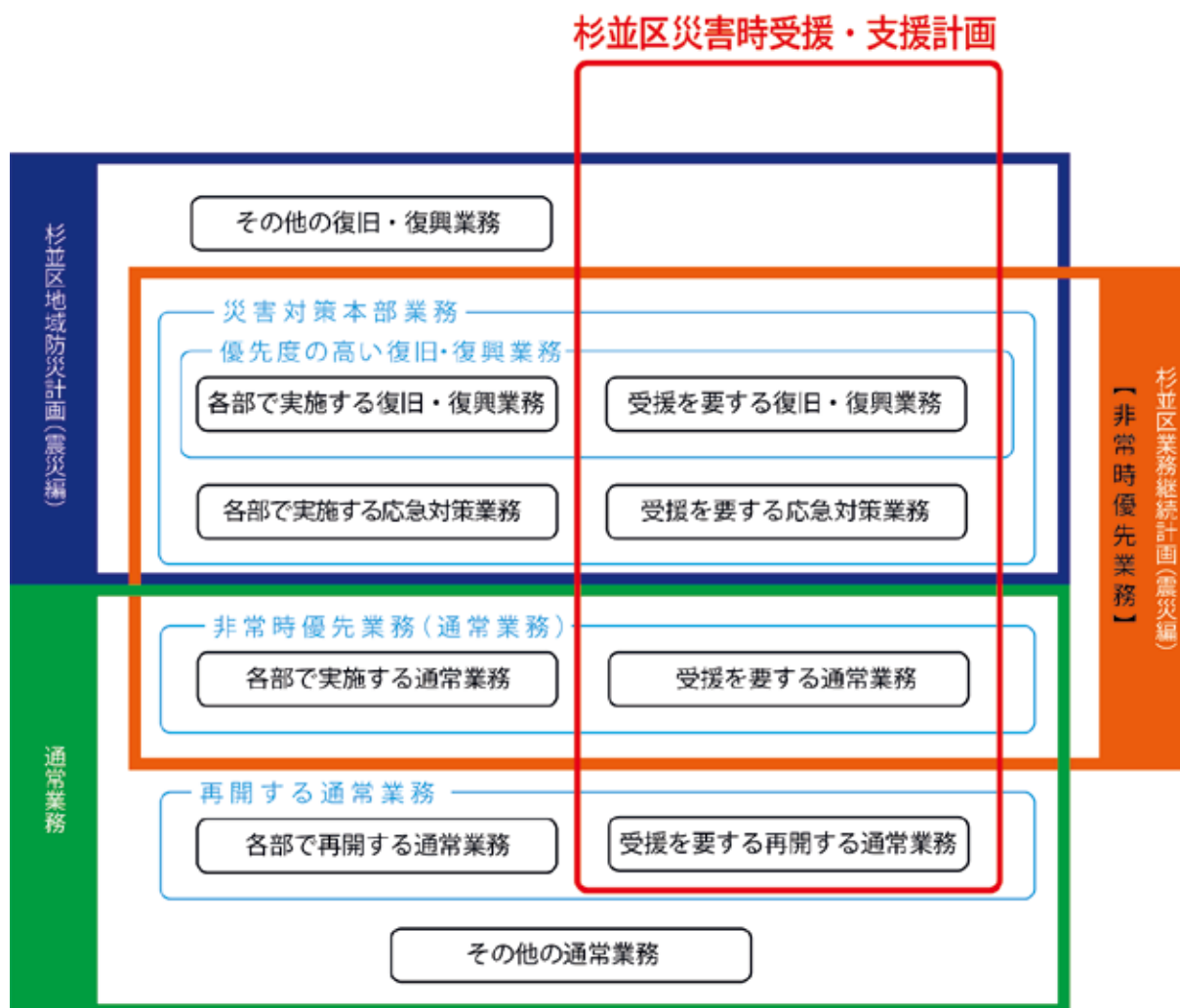


※風水害については、区内全域に被害が及ぶ可能性は低く、応援を要請する業務及び物資についても、震災時と比較した場合では少なくなることから、本計画に記載する内容に準拠し、対応するものとする。

(2) 非常時優先業務等との関係性

本計画では、杉並区地域防災計画及び杉並区業務継続計画（震災編）において、規定されている非常時優先業務及び災害発生後1週間以降に再開する通常業務を対象に、応援職員等の受け入れが必要と見込まれる受援対象業務を特定し、受援対象業務を担当する組織、応援要請の手順、業務の内容等を明確化した。

図 2 杉並区災害時受援・支援計画が対象とする業務の関係



第3節 計画の発動基準

(1) 発動条件

東京湾北部地震等の大規模災害によって、区に重大な被害や、膨大な量の災害対策本部業務が発生し、杉並区業務継続計画（震災編）が発動となった場合、本計画を発動し、杉並区災害対策本部体制下で受援体制を展開する。

【発動条件】杉並区業務継続計画（震災編）に準拠

- ①区内で震度5強以上の地震が発生した場合（非常配備態勢に相当）
- ②区長が必要と認めた場合

【解除基準】杉並区業務継続計画（震災編）に準拠

区内外の被害状況等を踏まえて、杉並区業務継続計画（震災編）に基づく対応を継続する必要性が低いと区長が判断した場合には、杉並区業務継続計画に基づく業務執行態勢を解除し、平時の業務執行態勢に切り替える。

表1 各計画の発動基準一覧

計画名称	発動基準
杉並区業務継続計画 （震災編）	<ul style="list-style-type: none"> ・区内で震度5強以上の地震が発生した場合 （非常配備態勢に相当） ・区長が必要と認めた場合

<発動基準について>

本計画の発動については、計画の性質上、杉並区業務継続計画（震災編）が発動することが前提となる。一方で、物的な受援の発動については、令和元年台風第19号等のような人的支援の要請は不要だが支援物資の調達が必要になるケースも考えられる。

そのため、杉並区災害対策本部を設置していない場合や、杉並区業務継続計画（震災編）が未発動の状況にあったとしても、協定締結団体等からの受援を受け入れ、被災者に支援物資を供給する必要がある場合、物的な受援を単独で発動させる可能性がある。

第4節 計画の対象期間

本計画の対象期間は、杉並区業務継続計画（震災編）と整合を図るため、災害発生後1か月程度を基本とする。

しかし、杉並区災害対策本部では、1か月以内に早期に実施する復興業務を着手していることや、災害の規模によっては、一部の災害対策本部業務が長引くことも踏まえて、災害発生から1か月以降であっても外部からの応援を受け入れることを想定している。

表2 本計画の対象期間（業務種別）

業務種別		災害発生直後	3日程度	1週間程度	1か月程度
通常業務	非常時優先業務 (通常業務)	← 順次再開 →			← 実施 →
	再開する通常業務	← 停止 →		← 順次再開 →	
	それ以外の通常業務	← 停止 →			
災害対策本部業務		← 実施 →			
復興業務		← 一部実施 →			

第5節 計画策定のポイント

1 人的な支援

本計画策定にあたって、支援事項の整理及び取組強化を図った項目は、次のとおりである。特に、杉並区対策本部の災対各班における支援の役割や支援を受け入れる業務の明確化を図った。

○ 支援体制の整備

- 杉並区災害対策本部に新たに設置した「災対総務部支援班」及び各班に設置する「支援担当者」に関し、位置付けや担当業務の明確化を図ることで、支援体制を整備する。

○ 支援対象業務の選定

- 令和元年6月に策定した杉並区業務継続計画（震災編）で明らかとなった支援対象業務（区職員の人数不足により、外部の応援職員等からの支援が特に必要な業務）について、時系列ごとに整理し、より詳細な業務内容や手順等を明確化する。
- 災害発生後、迅速に応援要請を行うため、支援対象業務ごとに支援に必要な事項を具体化した支援業務シート及び支援フローを作成する。

○ 応援要請の手順化

- 応援要請・受け入れに関する手順を精査し、応援要請別に概要フローを作成する。

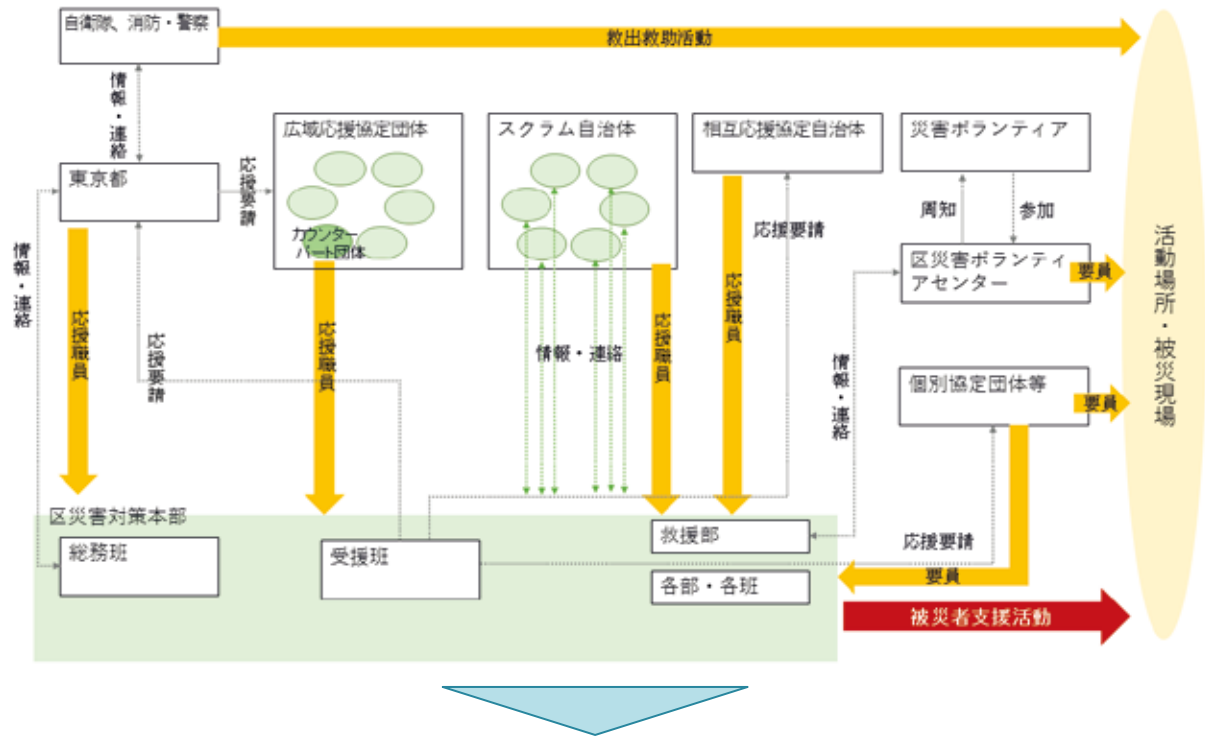
【応援要請・受け入れに関する概要フローの作成対象】

自衛隊、警察・消防機関、東京都及び都内自治体（都内区市町村職員、東京都職員及びカウンターパート）、医療対策拠点、災害時廃棄物対策協議会、スクラム支援自治体、相互応援協定自治体、ネットワークおぢや、協定締結団体、専門ボランティア、一般ボランティア、協定未締結自治体及び民間団体・事業者等

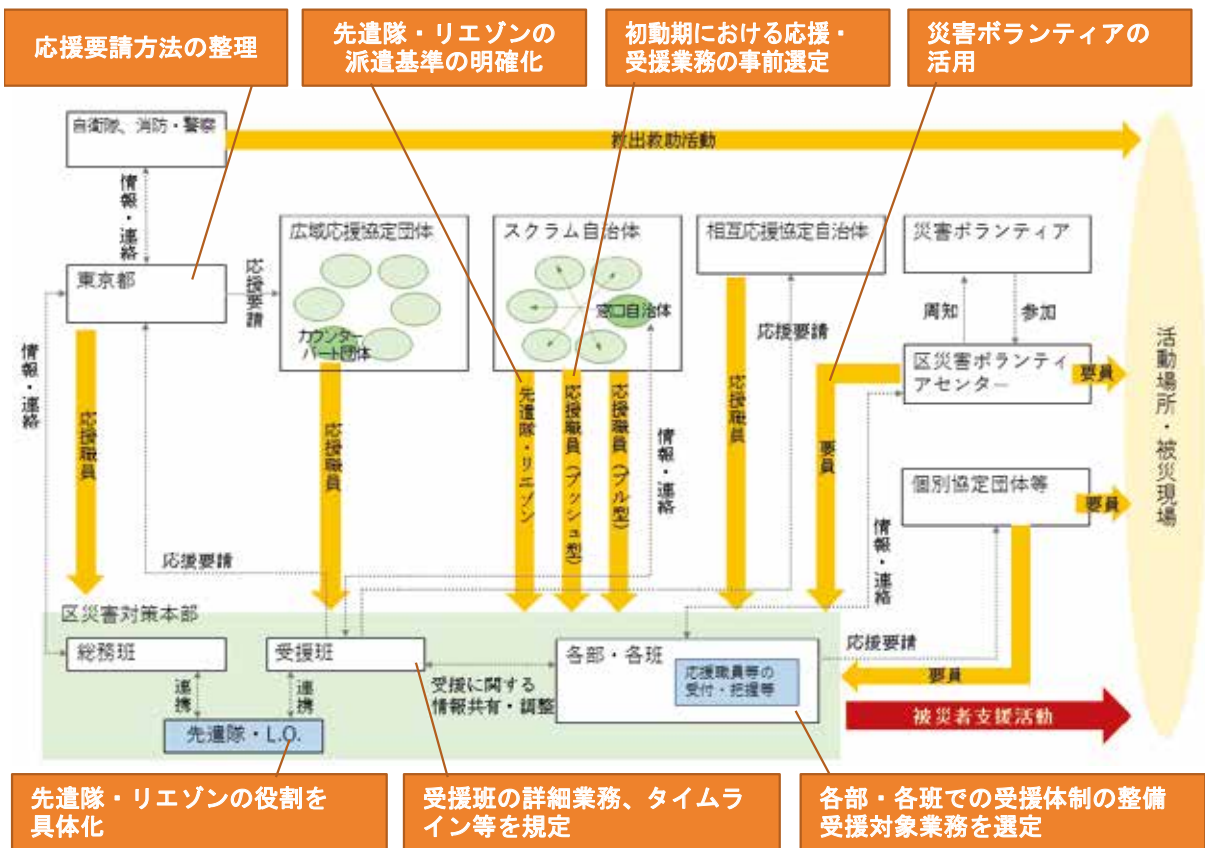
○ 支援体制の整備

- 区の支援体制（区が派遣する先遣隊・リエゾンや応援職員）を具体化するとともに、被災地で活動するための対応方針などについて規定する。
- 自治体スクラム支援会議における人的支援体制の明確化を図るため、「自治体スクラム支援会議における災害時の支援・支援計画」の策定を進める。

計画策定前



計画策定後及び将来像



2 物的な受援

本計画策定にあたって、物資事項の整理及び取組強化を図った項目は、次のとおりである。特に、民間事業者との協力関係の強化、協定締結自治体との支援の枠組み強化を図った。

○ 物資拠点の強化

- 杉並区内の地域内輸送拠点（既存5拠点）については、東京都や協定締結団体、他自治体からの供給物資を確実に震災救援所に届けていくためには、輸送車両の接続や搬入・搬出が容易である施設の確保、既存の地域内輸送拠点の担当範囲を補完する物資拠点の確保が必要である。
- 物資拠点としての適性を持つ民間施設・区有施設を検討し、緊急物資一時保管場所として、民間事業者との協定締結に向けた協議を重ねて民間との協力関係を築くほか、当該区有施設の所管部署と協議を進めていく。

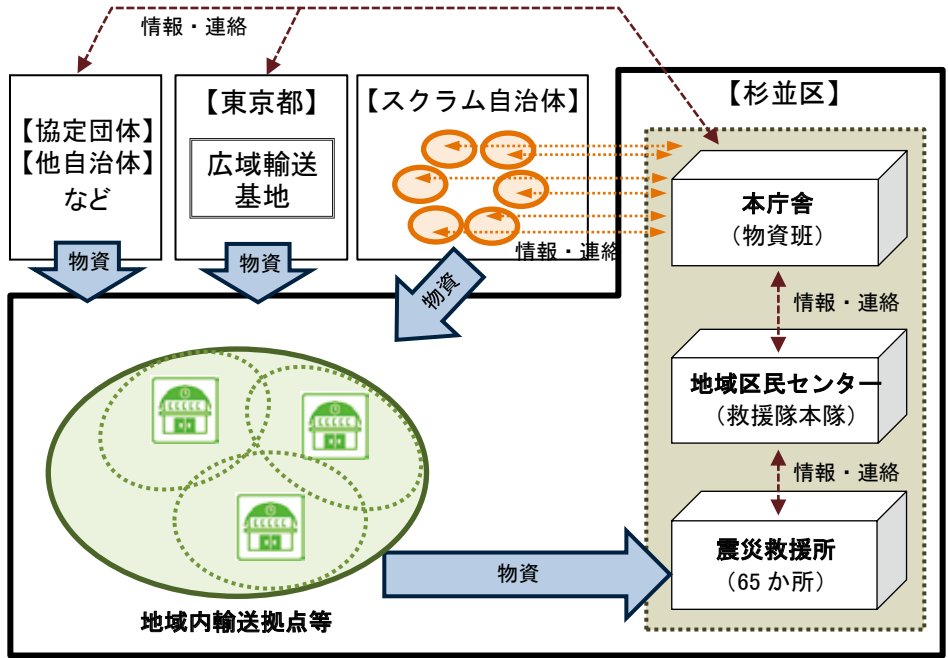
○ 民間事業者による物流体制の強化

- 杉並区では、東京都トラック協会杉並支部と物資運搬の協定を締結しているが、発災直後に確実に物資を運搬するためには、更なる運搬主体が必要である。
- 東日本大震災や熊本地震においては、自治体職員だけではロジスティクスのノウハウが不足し、民間物流事業者の協力が被災者への物資提供に大きく寄与したことから地域内輸送拠点の管理・運営において、知見のある事業者による協力の重要性が確認されている。
- 東京都トラック協会杉並支部と協議し、物資運搬における課題を改めて確認したほか、佐川急便株式会社及びヤマト運輸株式会社と地域内輸送拠点の設置・運営への協力、緊急輸送業務への協力について協定を締結し、物流体制の強化を図った。

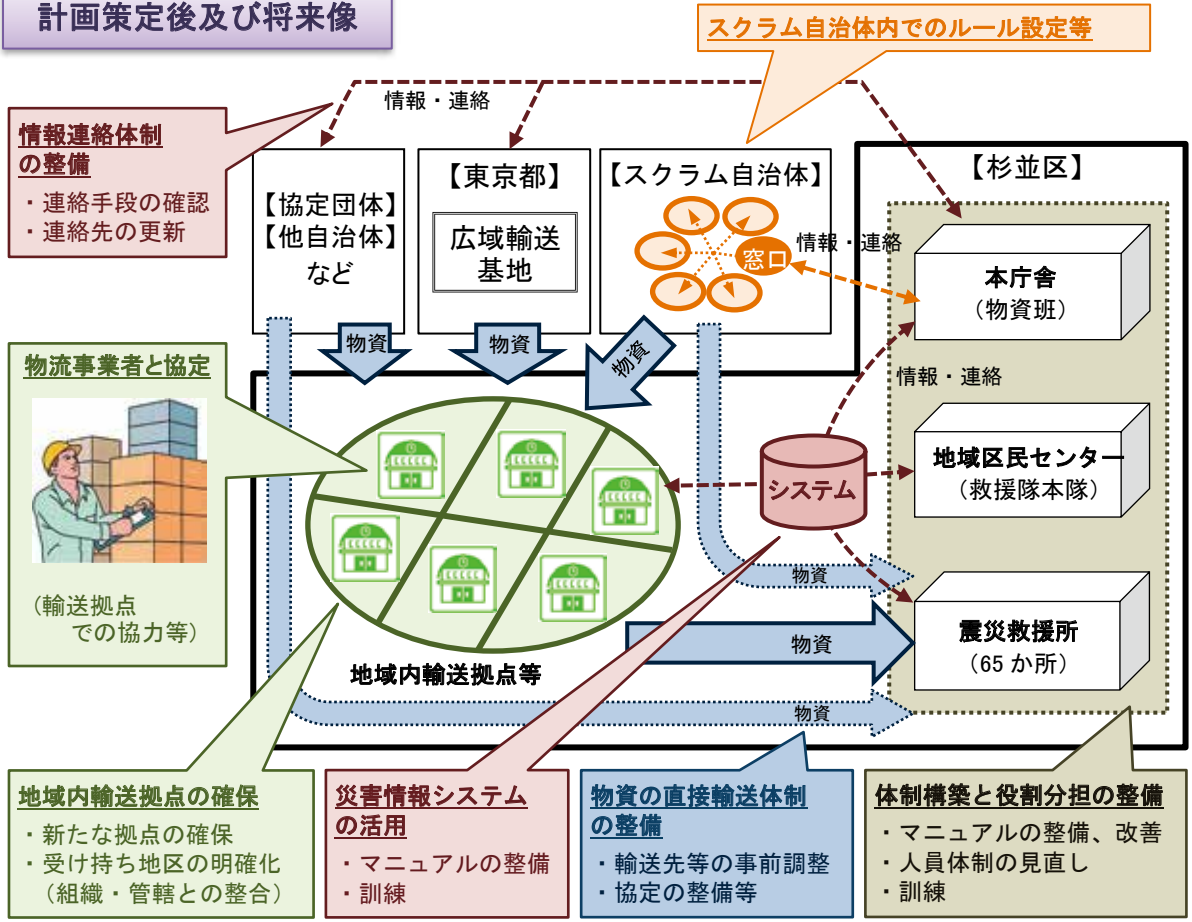
○ 他自治体、各種団体との協力体制の強化

- 発災直後の対応として、区は、民間事業者や日頃から連携を深めている自治体スクラム支援会議参加自治体からの支援を受ける体制を構築するとともに、物資拠点の確保、物資拠点を機能させるための資器材等の確保を図っていくことが重要である。
- これらを踏まえ、民間事業者各社と物資、倉庫、資器材等の提供に関する協定を締結するとともに、「自治体スクラム支援会議における災害時の支援・受援計画（物流編）」を策定した。

計画策定前



計画策定後及び将来像



第2章 人的な受援

第1節 受援体制の整備

1 区における受援体制

(1) 受援班の設置と役割

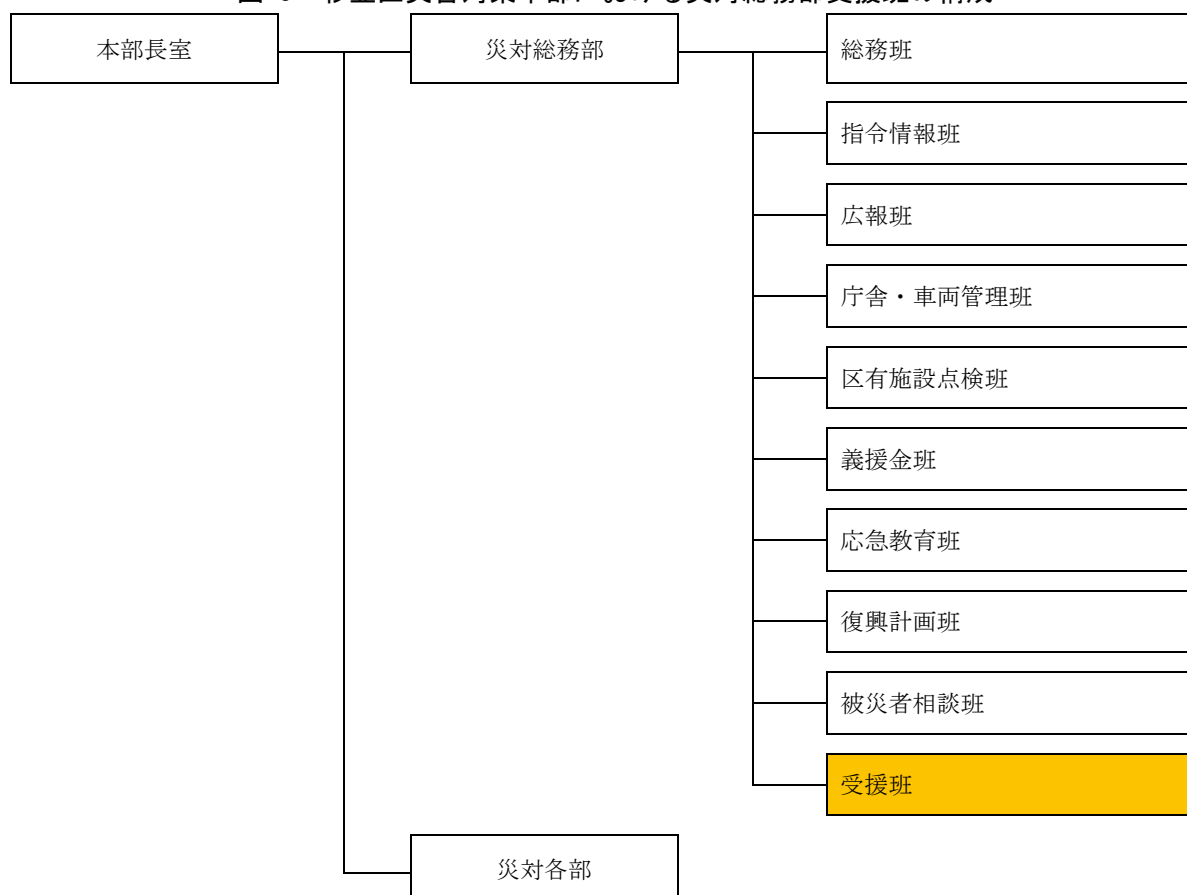
ア 受援班の位置付け

杉並区災害対策本部の災対総務部内に受援に関する情報収集及び全体調整を所管する「受援班」を設置する。

災対総務部受援班は、応援職員等の受け入れと調整を行う総合的な窓口として、杉並区災害対策本部全体の受援ニーズを把握して、必要に応じて東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等に応援要請を実施のうえ、受援状況のとりまとめを行う。

なお、受援班の配備態勢については、毎年度更新している配備態勢別職員動員表で区職員を選定している。

図3 杉並区災害対策本部における災対総務部受援班の構成



イ 受援班の分掌事務

杉並区災害対策本部組織における災対総務部受援班の分掌事務は、次のとおりである。

組織名	分掌事務
災対総務部受援班	<ul style="list-style-type: none">・受援本部の設置に関すること。・応援職員の派遣要請に関すること。・災害対策本部全体の受援ニーズの把握に関すること。・応援職員の受け入れ調整に関すること。・労働者の供給に関すること。

※受援班の分掌事務のうち、受援に関する事項に限り記載。

ウ 受援班の役割及び担当業務

<基本的な業務>

(ア) 受援本部の設置

- ・受援班を立ち上げ、人事課の執務室に受援本部を設置する。
- ・受援本部の設置場所については、物資班との連携も多くなることが想定されるため、第四会議室に物資班と横並びで設置することも検討する。

(イ) 受援に関する総合受付窓口の設置

- ・受援本部内に東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等からの業務支援に関する連絡・調整を行う総合受付を設置する。
- ・総合受付では、協定外の自治体や民間企業、NPO団体等からの応援に関する申出の受付も行う。

(付属資料) 3 様式集 応援内容確認シート (様式1-4) 参照

※一般ボランティアの総合受付は、社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（以下「杉並区社会福祉協議会」という。）が運営する杉並区災害ボランティアセンター（以下「区災害ボランティアセンター」という。）内に設置される。

(ウ) 受援本部、総合窓口の設置に伴う周知

- ・受援本部と総合窓口の設置について、東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体及び庁内（災対各班・各課）へ周知する。

(エ) 受援対象業務の検討と必要資源量の把握

- ・災対各部庶務班が収集した区内の被害状況を確認し、これを踏まえて、受援対象業務一覧や受援業務シートから今後受援が必要な業務を確認して、当該受援対象業務に対する受援の必要性を判断する。
- ・受援が必要だと判断した受援対象業務を担当する災対各部庶務班に状況を確認し、必要に応じて人的・物的資源を把握する。

(オ) 受援に関わる定期的な調整会議の開催

- ・調整会議を開催し、災対各部庶務班と定期的に受援に関する情報共有を図る。
- ・調整会議では、庁内における受援ニーズや応援職員等の受け入れ状況、応援要請の実施状況、今後の応援受け入れに関する見通し等を共有する。
- ・必要に応じて災対各班の受援担当者や東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等のリエゾンに参加を求める。
- ・東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等のリエゾンと応援職員を受け入れている業務に関する情報連携を行い、応援職員のマネジメントに積極的に参加する。

(カ) 応援職員等の待機場所及び定例会議を実施する場所の確保及び提供

- ・応援職員等の受け入れ状況に応じて待機場所や、定例ミーティングを開催する場所を確保のうえ、提供する。

< 応援要請・受け入れに関する業務 >**(キ) 受援ニーズの集約及び報告**

- ・災対各部庶務班から報告のあった受援ニーズを集約して本部長室で開催される会議（以下「本部長室会議」という。）に報告する。
- ・本部長室会議への受援ニーズに関する報告及び応援要請の決定前に、復興計画班と費用に関する協議を実施する。

（付属資料）3 様式集 受援ニーズ集約表兼応援要請確認表 参照

(ク) 職員配置の検討及び報告

- ・災対各班の動員状況、非常時優先業務の実施状況、受援ニーズに基づいて職員の配置の変更を検討し、必要に応じて配置変更（案）を本部長室会議に報告する。

(ケ) 応援要請の実施

- ・受援業務シート及び災対各班の受援ニーズに基づいて東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等に連絡して応援要請を実施する。
- ・東京都、スクラム自治体、特別区、武蔵野市及びその他自治体に要請する場合は、様式1-1を使用する。なお、締結している協定書に応援要請の際に使用する様式が添付されている場合は、その様式を使用する。

（付属資料）3 様式集 応援要請シート（区市町村）（様式1-1） 参照

- ・東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等から先遣隊又はリエゾンが派遣されている場合は、応援要請の内容を先遣隊又はリエゾンと調整する。

応援要請の留意点

- ・地方公共団体に応援要請を行う場合、あらかじめ応援職員の交代に関する引き継ぎ期間を最低でも1日間重ね合わせる旨を伝える。
- ・地方公共団体に応援要請を行う場合、必要に応じて区の業務体制を変更することも視野に入れて、受援対象業務の条件に合致しない場合でも、応援を受け入れる旨を伝える。
- ・大規模災害発生後の中期段階以降からは、具体的な応援要請とするよう留意する。

(コ) 応援要請結果の伝達

- ・東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等と応援要請に伴う連絡調整を実施し、応援要請の結果（対応業務、応援職員の人数、応援職員が持ち込む資機材の種類や個数等）を災対各部庶務班に伝達する。

（付属資料）3 様式集 応援要請結果一覧（通知）（様式1-3） 参照

- ・スクラム自治体からプッシュ型人的支援で派遣される応援職員の状況を窓口自治体又は先遣隊から確認して、災対各部庶務班に伝達する。

(サ) 応援職員等の受入状況の収集及び報告

- ・災対各部庶務班から報告のあった応援職員、派遣要員等の受付状況を集約して本部長室会議に報告する。

（付属資料）3 様式集 応援受け入れ状況報告書（様式2-2） 参照

- ・東京都を通じて派遣された応援職員、派遣要員等の受入状況に限り、様式2-2の内容から様式3に整理して東京都に報告する。

（付属資料）3 様式集 受援状況報告書（様式3） 参照

(シ) 受援終了の調整及び決定

- ・災対各部庶務班から報告のあった受援対象業務の受援終了時期を集約して応援職員のリエゾン等と受援終了時期を調整する。

（付属資料）3 様式集 受援終了確認シート（様式4-1） 参照

- ・リエゾン等と調整した受援終了時期を本部長室会議に報告する。

(ス) 受援終了時期の伝達

- ・本部長室会議で決定を受けた受援対象業務の受援終了時期を災対各部庶務班に伝達する。

（付属資料）3 様式集 受援終了報告一覧（通知）（様式4-2） 参照

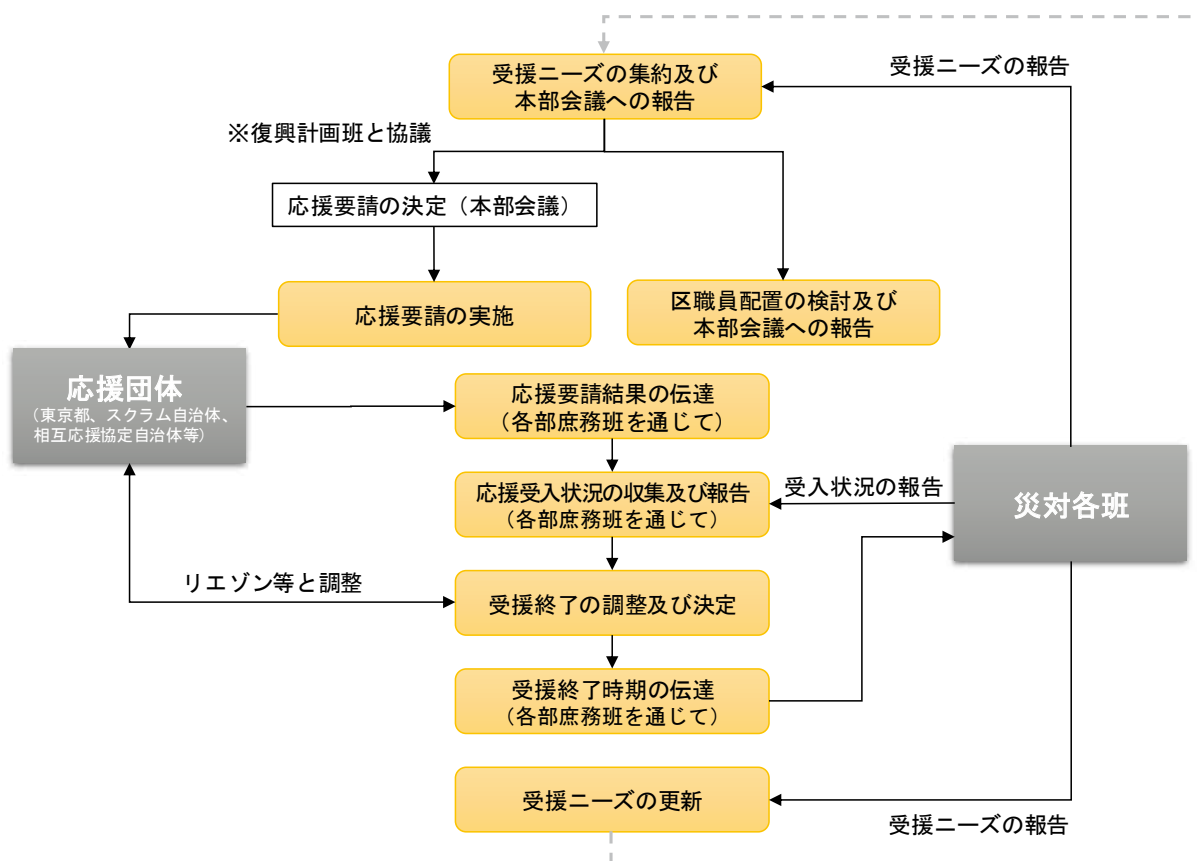
(セ) 受援ニーズの更新

- ・ 災対各部庶務班から報告のあった受援ニーズを更新し、災対各班の受援ニーズを再確認する。

(ソ) 労働者の要請・引き渡し

- ・ 雑役土木類似の労働者が必要な場合の要請方法を災対各部庶務班に周知する。
- ・ 災対各部庶務班から労働者の要請があった場合、所要人員等を取りまとめ、東京労働局に要請する。(作業内容に応じて防災関係機関又は民間協力団体等に要請)
- ・ 東京都から労働者確保の連絡を受けた場合、災対各部庶務班に連絡のうえ、輸送用車両を手配する。
- ・ 労働者の待機場所で公共職業安定所職員立会いの上、労働者の引渡しを受ける。
- ・ 輸送用車両で作業現場まで労働者を輸送する。
- ・ 作業終了後、労働者の就労現場で賃金を支払う。
- ・ 労働者の作業終了後、待機場所又は交通機関まで労働者を輸送する。

図 4 応援要請・受け入れのフロー（受援班）



(2) 災対各班の受援に関する役割

ア 受援担当者の位置付け

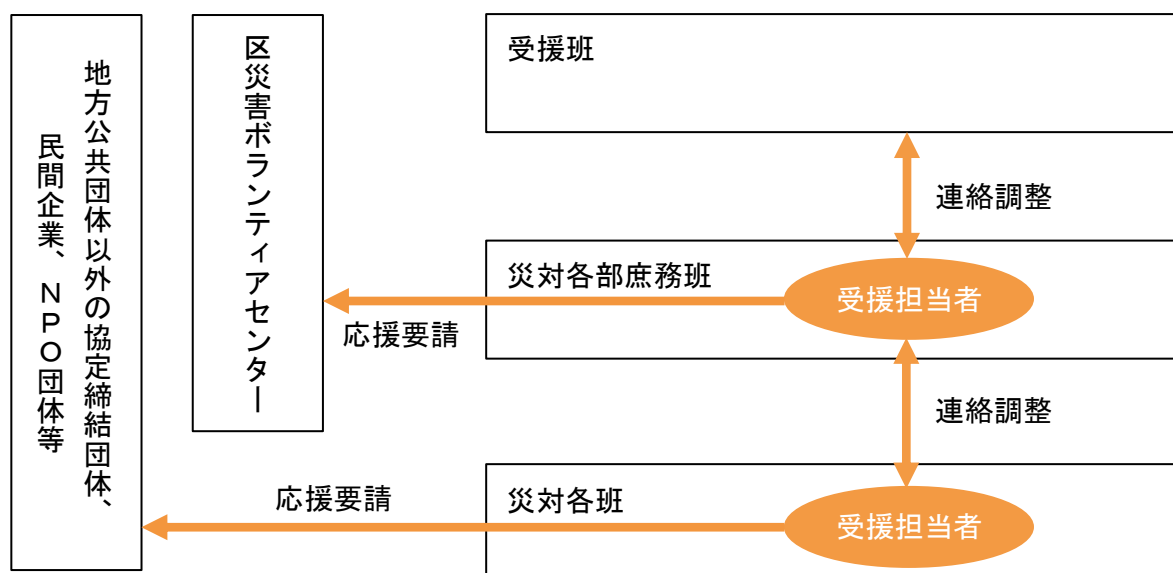
杉並区災害対策本部の災対各班に受援ニーズや応援職員、派遣要員等の受け入れ状況等の把握を所管する「受援担当者」を設置する。

災対各部庶務班の受援担当者は、部内の受援ニーズや応援職員の受け入れ状況等を取りまとめ、一般ボランティアの受援ニーズがある場合は、災対各部の部長に報告のうえ、区災害ボランティアセンターに応援要請を実施する。

災対各班の受援担当者は、班内の受援ニーズを収集して、外部からの応援職員、派遣要員等や資機材を受け入れ、応援職員、派遣要員等の実施状況を把握する。

なお、地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体等に応援要請が必要な場合は、災対各班の受援担当者が直接応援要請を実施する。

図 5 受援担当者の構成



イ 受援に係る災対各部庶務班・災対各班の分掌事務

杉並区災害対策本部組織における災対各部庶務班・災対各班の分掌事務は、次のとおりである。

組織名	分掌事務
災対各部庶務班 (災対総務部総務班、医療救護部情報庶務班、救援部庶務班、災対都市整備部本部庶務班、災対清掃部清掃庶務班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の受援ニーズの把握に関すること。 ・ 部内所管業務に対する応援職員等の受け入れに関すること。
災対各班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内の応援職員等の受け入れに関すること。 ・ 関係機関等との連絡調整及び報告に関すること。

ウ 災対各部庶務班（災対総務部総務班、医療救護部情報庶務班、救援部庶務班、災対都市整備部本部庶務班、災対清掃部清掃庶務班）の受援に関する役割及び担当業務

（ア）受援に関わる調整会議の出席

- ・ 災対総務部受援班が開催する調整会議に出席する。
- ・ 調整会議では、庁内における受援ニーズや応援職員等の受け入れ状況、応援要請の実施状況、今後の受援に関する見通し等を共有する。

（イ）受援ニーズの収集及び報告

- ・ 災対各班から報告のあった受援ニーズを収集して災対総務部受援班に報告する。
- ・ 災対各班から報告のあった受援ニーズのうち、一般ボランティアが対応可能な受援ニーズのみを集約して災対各班の分掌事務に基づく災対各部の部長に報告する。

（付属資料）3 様式集 受援ニーズ確認書 参照

（ウ）応援要請の実施（一般ボランティアの応援要請に限り）

- ・ 災対各班の受援ニーズに基づいて区災害ボランティアセンターに直接連絡して応援要請を実施する。

（付属資料）3 様式集 応援要請シート（様式1-2） 参照

（エ）応援要請結果の伝達

- ・ 災対総務部受援班から連絡を受けた応援要請の結果（対応業務、応援職員の人数、応援職員が持ち込む資機材の種類や個数等）を所管する災対各班に伝達する。

（付属資料）3 様式集 応援要請結果一覧（通知）（様式1-3） 参照

（オ）応援受入状況の収集及び報告

- ・ 所管する災対各班から応援職員、派遣要員等の応援受入状況を収集し、災対総務部受援班に報告する。

（付属資料）3 様式集 応援受け入れ状況報告書（様式2-2） 参照

（カ）受援終了情報の収集及び調整依頼（地方公共団体）

- ・ 所管する災対各班から受援対象業務の受援終了時期を集約し、災対総務部受援班に調整を依頼する。

（付属資料）3 様式集 受援終了確認シート（様式4-1） 参照

（キ）受援終了時期の伝達（地方公共団体）

- ・ 災対総務部受援班から連絡を受けた受援対象業務の受援終了時期（東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等の地方公共団体に関する事項）を災対各班に伝達する。

（付属資料）3 様式集 受援終了報告一覧（通知）（様式4-2） 参照

(ク) 受援終了時期の収集及び伝達（地方公共団体以外）

- ・所管する災対各班から報告のあった受援対象業務の受援終了時期（地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体等に関する事項）を災対総務部受援班に伝達する。

（付属資料）3 様式集 受援終了報告一覧（様式4-3） 参照

(ケ) 受援終了の連絡及び伝達（一般ボランティア）

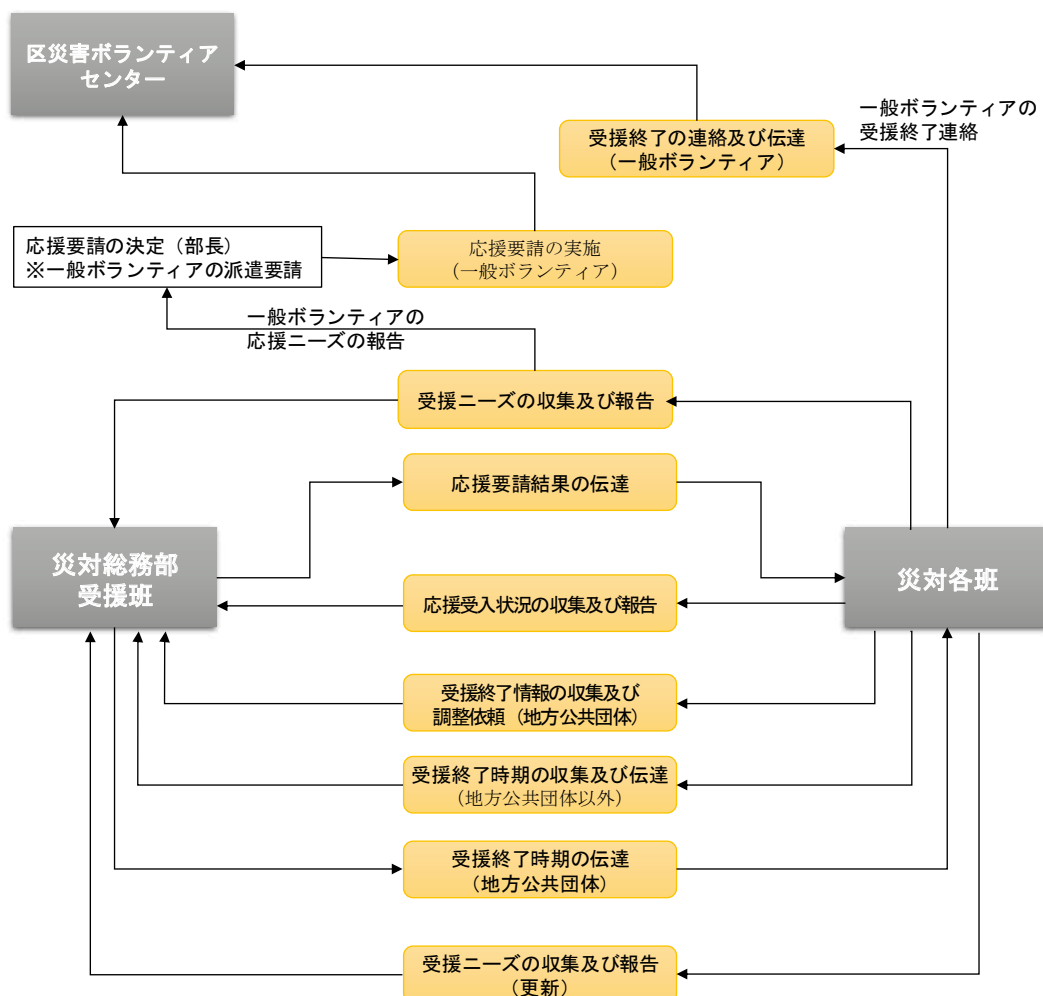
- ・災対各班から報告のあった一般ボランティアの受援終了を集約して、部長に報告する。
- ・一般ボランティアの受援終了を区災害ボランティアセンターに連絡する。
- ・一般ボランティアの受援終了を災対総務部受援班に報告する。また、所管する災対各班に一般ボランティアの受援終了を伝達する。

（付属資料）3 様式集 受援終了報告一覧（様式4-3） 参照

(コ) 受援ニーズの収集及び報告（更新）

- ・所管する災対各班から報告のあった更新された受援ニーズを収集して災対総務部受援班に報告する。

図 6 応援要請・受け入れのフロー（災対各部庶務班）



エ 災対各班の受援に関する役割及び担当業務

(ア) 受援ニーズの収集、受援要否を検討及び報告

- ・非常時優先業務の実施状況を踏まえて、班内の受援ニーズを収集する。
- ・人数が不足している業務の受援の要否を検討のうえ、収集した受援ニーズを整理して受援担当者（災対各部庶務班）に報告する。

(付属資料) 3 様式集 受援ニーズ確認書 参照

受援要否検討の留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地事例として、学生ボランティアで物資の仕分けを対応したり、応急給水支援もボランティアが行うなど、被災者支援には、ボランティアの積極的な活用が重要になるため、一般ボランティアの活用についても受援要否と併せて検討する。

(イ) 応援受け入れの準備

- ・受援担当者（災対各部庶務班）から連絡を受けた応援要請の結果（対応業務、人数、持ち込む資機材の種類や個数等）を確認して、応援職員等や応援資機材の受入体制を整備する。
- ・受援業務シートを確認して、あらかじめ選定した活動拠点を応援職員等も使用できるように整備する。

(付属資料) 1 受援業務シート及び受援フロー 参照

(付属資料) 3 様式集 受援ニーズ確認書 参照

(付属資料) 3 様式集 応援要請結果一覧（通知）（様式1－3） 参照

(ウ) 応援要請の実施（地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体等に限り）

- ・復興計画班と協定締結団体、民間企業、NPO団体等に対する応援要請の費用に関する協議を実施する。
- ・協定締結団体、民間企業、NPO団体等に対する応援要請の可否を災対各部の部長に確認する。
- ・上記の内容を踏まえて、協定締結団体、民間企業、NPO団体等に連絡して応援要請を実施する。なお、締結している協定書に応援要請の際に使用する様式が添付されている場合は、その様式を使用する。
- ・応援要請に伴う連絡調整を行い、応援受け入れの準備を実施する。

※東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等に対しては、災対各班のニーズを踏まえて災対総務部受援班から一括で応援要請が行われる。

(付属資料) 3 様式集 応援要請シート（様式1－2） 参照

(エ) 応援職員等の受付

- ・東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等から派遣された応援職員の受付を実施する。
- ・受付の際には、到着した応援職員に応援職員等名簿の記入を求め、提供を受けた資機材を確認する。

- ・個別に協定締結団体等に提供要請を実施した資機材や派遣要員を受け付ける。
- ・派遣要員、専門ボランティア及び一般ボランティアも応援職員と同様に応援職員等名簿の記入を求める。

(付属資料) 3 様式集 応援職員等名簿 (様式 2-1) 参照

(オ) 応援受入状況の整理及び報告

- ・応援職員等名簿や提供を受けた資機材の情報に基づいて、受付状況を整理して、受援担当者（災対各部庶務班）に報告する。

(付属資料) 3 様式集 応援受け入れ状況報告書 (様式 2-2) 参照

(カ) 応援職員等の実施状況の把握

- ・応援職員等を受け入れている受援対象業務の実施状況を把握する。業務量及び必要人数を勘案し、必要に応じて、応援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。
- ・協定を締結している福祉救済所や一時滞在施設の開設状況や支援状況を把握する。
(救援部庶務班に限る。)

(キ) 受援終了の検討及び報告（地方公共団体）

- ・受援対象業務の実施状況から応援職員の受援終了時期を検討して、受援担当者（災対各部庶務班）に報告する。

(付属資料) 3 様式集 受援終了確認シート (様式 4-1) 参照

(ク) 受援終了の調整及び決定（地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体に限り）

- ・地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体等から派遣要員を受け入れている場合は、当該団体と直接受援終了時期を調整する。
- ・当該団体と調整した受援終了時期を災対各部の部長に報告する。

(付属資料) 3 様式集 受援終了確認シート (様式 4-1) 参照

(ケ) 受援終了の決定（一般ボランティアに限り）

- ・一般ボランティアを受け入れている場合は、当該業務における受援終了を決定する。
- ・一般ボランティアの受け入れ終了について、災対各部庶務班に報告する。

(付属資料) 3 様式集 受援終了確認シート (様式 4-1) 参照

(コ) 受援終了時期の報告（地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体に限り）

- ・地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体等から派遣要員を受け入れている業務の終了時期（災対各部の部長に報告済み）を災対各部庶務班に報告する。

(付属資料) 3 様式集 受援終了報告一覧 (様式 4-3) 参照

(サ) 応援職員等との引き継ぎ

- ・ 応援担当者（災対各部庶務班）から連絡を受けた受援終了時期（東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等の地方公共団体に関する事項）を確認する。

（付属資料）3 様式集 受援終了報告一覧（通知）（様式4-2） 参照

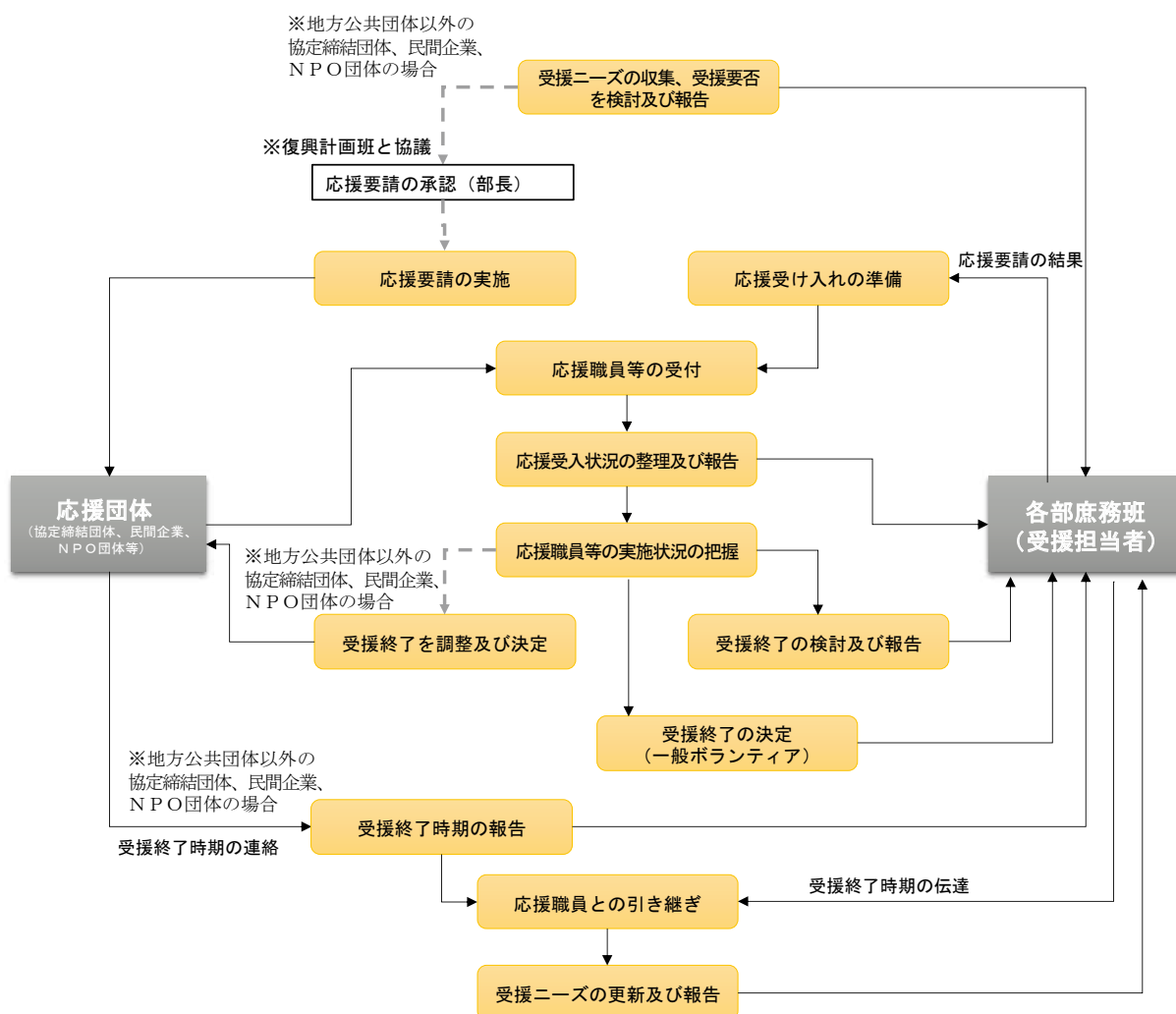
- ・ 受援終了時期を踏まえて、応援職員等が従事している受援対象業務について班員に引き継ぎを実施する。
- ・ 協定締結団体、民間企業、NPO団体等から資機材を借り受けている場合、受援終了と同時に資機材を返却する。

（付属資料）3 様式集 業務引継書（様式5） 参照

(シ) 受援ニーズの更新及び報告

- ・ 応援が終了して、応援職員等が撤収した場合、班内の受援ニーズを更新する。

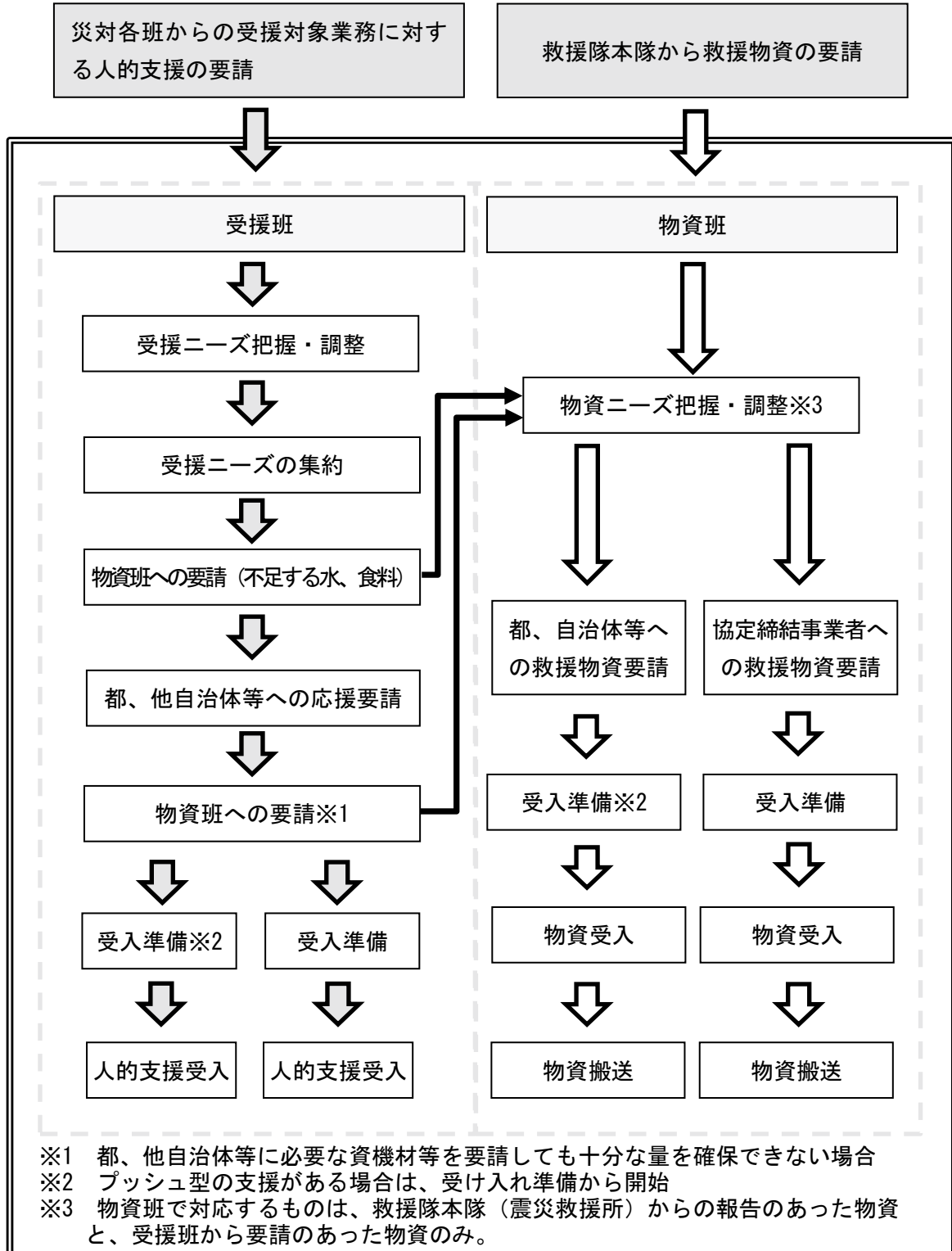
図 7 応援要請・受け入れのフロー（災対各班）



(3) 受援班と物資班の業務のフロー

災対総務部受援班及び物資班の業務のフローは、次のとおりである。

表 3 受援班及び物資班の業務のフロー



→ 人的支援 → 物的支援

2 受援対象業務の選定

(1) 受援対象業務の選定方法

杉並区業務継続計画（震災編）（令和元年6月改定）で選定した非常時優先業務における不足人数は、災害対策本部業務で約2100人の不足、非常時優先業務（通常業務）で最大30人の不足が見込まれており、東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等からの受援が必要であることが明らかとなった。

受援対象業務は、杉並区業務継続計画（震災編）（令和元年6月改定）で選定した非常時優先業務308業務及び1週間以降から1か月程度の期間で再開が必要な通常業務（以下「1週間以降で再開が必要な通常業務」という。）67業務から、各業務の単位で受援可否、タイムライン及び対応する実人数等（割当人数、必要人数及び要受援人数）を災害対策本部の災対各班並びに通常組織の各課で検討し、要受援人数の状況や被災自治体で応援職員を受け入れた実績のある災害対策本部業務を踏まえて選定した。

なお、該当する業務は、人的支援における受援体制を構築することを目的として、指揮命令者・受援担当者、応援職員等に依頼する具体的な業務概要等を検討した。

ア 対象となる業務

- ・非常時優先業務 308 業務
- ・1週間以降で再開が必要な通常業務 67 業務

イ 被害想定

休日18時（冬）に東京湾北部地震（M7.3）により、区内の50%以上の地域で震度6強の揺れが発生することを想定した。

表4 地震による被害想定概要

項目	区内の被害
死者	556人
負傷者	4,849人
建物被害	3,692棟
避難者	176,369人
避難生活者	114,640人
徒歩帰宅困難者	92,357人
災害時要援護者死者数	354人
震災廃棄物	169万トン

（出典）「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）、杉並区地域防災計画（震災・風水害編）

表 5 ライフラインの被害想定概要（過去の震災から設定）

項目	区内の被害
電気	発災直後から停電発生 72 時間後から順次供給再開
ガス	発災直後からガス供給停止 30 日後から順次供給再開
上水道	発災直後から給水停止 7 日後から順次供給再開
固定電話	発災直後から輻輳時の通信規制で一週間程度繋がりにくい
携帯電話	発災直後から輻輳時の通信規制で一週間程度繋がりにくい

表 6 本庁舎における ICT インフラ資源の被害想定

項目	本庁舎の被害
インターネット・各種業務システム等	発災後 3 日後に利用可能
非常用発電機	外部から電力供給が再開されるまでの間、電力の供給対象は、消火栓ポンプやスプリンクラー等の防災設備及び照明（約 25%）、エレベータ、赤コンセントに制限

※杉並区 ICT-BCP（ICT インフラ資源編）を参考に作成

ウ 受援対象業務の抽出条件

受援対象業務の抽出条件は、次のとおりである。

表 7 受援対象業務の抽出条件

抽出条件
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部業務、非常時優先業務（通常業務）及び 1 週間以降で再開が必要な通常業務の整理票のタイムライン上における対応する実人数において、要受援人数が「1 名以上」（人数が不足している）であり、かつ、受援可否が「○」※の業務 ・東日本大震災、熊本地震等の過去の災害経験から被災自治体で応援職員の受け入れが想定される業務

※受援可否は、外部からの応援職員であっても対応可能な作業等があることを示す。

図 8 整理票のイメージ (例)

非常時優先業務			タイムライン									
業務名	受援可否	受入要員の要件 (受援可の場合のみ、職種や 必要な資格を記載)	想定内容	ネット回線、各種業務システム等の利用不能期間								
				発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以降			
班員等の招集に関すること。(各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関すること。(各班共通事項)	×		想定内容 →	→								
				・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認								
				割当人数(人)	1	1	1					
				必要人数(人)	1	1	1					
要受援人数(人)	0	0	0									
応援職員の受入れに関すること。(各班共通事項)	×		想定内容 →	→								
				・班内の応援を必要とする業務の把握、総務班に応援要請、応援職員の生入及び管理								
				割当人数(人)	2	2	2	2	2	2	2	
				必要人数(人)	2	2	2	2	2	2	2	
要受援人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
関係機関との連絡調整及び報告に関すること。(各班共通事項)	×		想定内容 →	→								
				・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知、(必要に応じて)災害対策の実施状況の報告								
				割当人数(人)	2	2	2	2	2	2	2	
				必要人数(人)	2	2	2	2	2	2	2	
要受援人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0				
支援物資の輸送に関すること。	○	運転免許保持者 序有車運転可能者	想定内容 →	→								
				・支援物資の輸送 ・防災関係機関と連携した震災救援所に対する物資の配送								
				割当人数(人)	20	14	10	10	10	10		
				必要人数(人)	20	20	20	20	20	20		
要受援人数(人)	0	6	10	10	10	10	10					
救援物資の調達・受入・輸送に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。	×		想定内容 →	→								
				・応急対策業務の要請								
				割当人数(人)	2	2						
				必要人数(人)	2	2						
要受援人数(人)	0	0										
地域内輸送拠点の管理・運営に関すること。	○	運転免許保持者 (フォークリフト操作可能者がいればなおよい。)	想定内容 →	→								
				・支援物資受入拠点における荷受け・管理・出荷調整・仕分け・配分 ・地域内輸送拠点への職員派遣、地域内輸送拠点の管理・運営 ・各震災救援所への救援物資の配分調整								
				割当人数(人)	21	21	21	23	30			
				必要人数(人)	70	70	70	70	70			
要受援人数(人)	49	49	49	47	40							
支援物資の受入れに関すること。	×		想定内容 →	→								
				・プッシュ型支援 ・プル型支援								
				割当人数(人)	6	6	7	7				
				必要人数(人)	6	6	7	7				
要受援人数(人)	0	0	0	0								
支援物資の調達計画に関すること。	×		想定内容 →	→								
				・調達計画の策定								
				割当人数(人)	2	2						
				必要人数(人)	2	2						
要受援人数(人)	0	0										
義援物資に関すること。	○		想定内容 →	→								
				・受付等の広報 ・義援物品の保管及び配分								
				割当人数(人)	3	7	7	7	7			
				必要人数(人)	3	20	20	20	20			
要受援人数(人)	0	13	13	13	13							
物資流通の把握に関すること。	×		想定内容 →	→								
				・物資の流通等に関する情報の把握・情報提供								
				割当人数(人)	2	2	2					
				必要人数(人)	2	2	2					
要受援人数(人)	0	0	0									
要員の応援要請に関すること。	×		想定内容 →	→								
				・地域内輸送拠点の運営における要員応援要請の実施								
				割当人数(人)		2	2	2	2			
				必要人数(人)		2	2	2	2			
要受援人数(人)		0	0	0	0							
都、自治体スクラム支援会議参加自治体、協定締結団体等に対する物資の調達要請に関すること。	×		想定内容 →	→								
				・都、自治体スクラム支援会議参加自治体等に支援物資調達を要請 ・支援物資の調達、支援自治体との連絡調整								
				割当人数(人)		2	2	2	2			
				必要人数(人)		2	2	2	2			
要受援人数(人)		0	0	0	0							

(2) 受援対象業務の選定結果

区における受援対象業務数及び受援対象業務一覧は、次のとおりである。

受援対象業務を各組織で事前に選定しておくことで、大規模災害時に詳細な状況の把握が困難な場合であっても、迅速に応援要請を実施する。

(付属資料) 1 受援業務シート及び受援フロー 参照

表 8 区における受援対象業務数（部別）

種別	部署名	災害対策本部業務	非常時優先業務 (通常業務)	1週間以降で再開 が必要な通常業務	合計
杉並区 災害対策本部	各班共通業務	4	-	-	4
	災対総務部	12	-	-	12
	医療救護部	6	-	-	6
	救援部	41	-	-	41
	災対都市整備部	27	-	-	27
	災対清掃部	2	-	-	2
杉並区 役所	政策経営部	-	0	0	0
	総務部	-	0	0	0
	区民生活部	-	0	0	0
	保健福祉部	-	2	13	15
	子ども家庭部	-	0	5	5
	都市整備部	-	0	0	0
	環境部	-	0	0	0
	会計管理室	-	0	0	0
	教育委員会	-	0	0	0
	監査委員会	-	0	0	0
	区議会事務局	-	0	0	0
	選挙管理委員会事務局	-	0	0	0
合計		92	2	18	112

※非常時優先業務のうち、その後の精査によって非常時優先業務（通常業務）が見直されたことにより、受援対象業務の抽出条件から外れた業務がある。

なお、杉並区災害対策本部が実施する「各班共通業務」の種類は、次のとおりである。

- ・ 班員等の招集に関すること。
- ・ 班員等の参集状況の報告に関すること。
- ・ 応援職員の受け入れに関すること。
- ・ 関係機関との連絡調整及び報告に関すること。

※各班共通業務への応援職員の受け入れを想定している班は、災対総務部被災者相談班及び災対都市整備部本部庶務班に限る。

表9 区における受援対象業務一覧（災害対策本部業務）

NO	担当部署	担当組織	業務名
1	各班共通業務	災対各班	班員等の招集に関する事。 (各班共通事項)
2	各班共通業務	災対各班	班員等の参集状況の報告に関する事。 (各班共通事項)
3	各班共通業務	災対各班	応援職員の受け入れに関する事。(各班共通事項)
4	各班共通業務	災対各班	関係機関との連絡調整及び報告に関する事。 (各班共通事項)
5	災対総務部	庁舎・車両管理班	車両の調達及び配車に関する事。
6	災対総務部	庁舎・車両管理班	車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する 応急対策業務の要請に関する事。
7	災対総務部	被災者相談班	相談ニーズの把握に関する事。
8	災対総務部	被災者相談班	臨時相談窓口の設置準備及び運営の調整に関する 事。
9	災対総務部	被災者相談班	被災者総合相談窓口の設置準備及び運営の調整 に関する事。
10	災対総務部	受援班	職員の参集状況のとりまとめに関する事。
11	災対総務部	受援班	本部職員の健康管理に関する事。
12	災対総務部	受援班	受援本部の設置に関する事。
13	災対総務部	受援班	応援職員の派遣要請に関する事。
14	災対総務部	受援班	災害対策本部全体の受援ニーズの把握に関する 事。
15	災対総務部	受援班	応援職員の受け入れ調整に関する事。
16	災対総務部	受援班	労働者の供給に関する事。
17	医療救護部	衛生班	震災救護所等の衛生管理及び防疫活動による感 染症発生防止に関する事。
18	医療救護部	荻窪保健活動班、 高井戸保健活動班、 高円寺保健活動班	(緊急) 医療救護所の設置運営に関する事。
19	医療救護部	荻窪保健活動班、 高井戸保健活動班、 高円寺保健活動班	医薬品・医療資材の調達供給に関する事。
20	医療救護部	荻窪保健活動班、 高井戸保健活動班、 高円寺保健活動班	災害拠点病院等への搬送体制の確保に関する事。
21	医療救護部	荻窪保健活動班、 高井戸保健活動班、 高円寺保健活動班	各種健康相談に関する事。
22	医療救護部	荻窪保健活動班、 高井戸保健活動班、 高円寺保健活動班	巡回診療に関する事。
23	救援部	救援部庶務班	地域福祉需要調査に関する事。
24	救援部	救援部庶務班	義援金の配分に関する事。
25	救援部	救援部庶務班	外国人への支援に関する事。
26	救援部	物資班	支援物資の輸送に関する事。
27	救援部	物資班	地域内輸送拠点の管理・運営に関する事。
28	救援部	物資班	義援物資に関する事。
29	救援部	被害調査班	住家被害認定調査に関する事。
30	救援部	被害調査班	り災証明の交付に向けた情報整理に関する事。
31	救援部	被害調査班	り災証明の交付体制の整備に関する事。
32	救援部	被害調査班	被災証明の交付に向けた情報整理に関する事。
33	救援部	井草救援隊本隊、西荻救援隊本隊、 阿佐谷救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	震災救護所、第二次救護所、区立施設の福祉救護 所の統括に関する事。

NO	担当部署	担当組織	業務名
34	救援部	井草救援隊本隊、西萩救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。
35	救援部	井草救援隊本隊、西萩救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、高円寺救援隊本隊、高井戸救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関すること。
36	救援部	井草救援隊本隊、西萩救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。
37	救援部	井草救援隊本隊、西萩救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、高円寺救援隊本隊、高井戸救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。
38	救援部	井草救援隊本隊、西萩救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、高円寺救援隊本隊、高井戸救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	応急給水活動に関すること。
39	救援部	井草救援隊本隊、西萩救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。
40	救援部	井草救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、高円寺救援隊本隊、高井戸救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。
41	救援部	井草救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊	第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。
42	救援部	井草救援隊本隊、西萩救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	災害時要配慮者の保護に関すること。
43	救援部	井草救援隊本隊、西萩救援隊本隊、萩窪救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、高円寺救援隊本隊、高井戸救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	生活相談に関すること。
44	救援部	西萩救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	地域内輸送拠点の支援に関すること。
45	救援部	西萩救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	帰宅困難者の支援に関すること。
46	救援部	西萩救援隊本隊、阿佐谷救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊	避難者ニーズの収集に関すること。
47	救援部	萩窪救援隊本隊	震災救援所、第二次救援所の統括に関すること。
48	救援部	萩窪救援隊本隊	庶務班及び震災救援所、第二次救援所との連絡・調整に関すること。
49	救援部	阿佐谷救援隊本隊、永福和泉救援隊本隊、西萩救援隊本隊、井草救援隊本隊	庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所との連絡調整に関すること。
50	救援部	こすもす生活園福祉救援所、こども発達センター福祉救援所、すぎのき生活園福祉救援所、なのはな生活園福祉救援所、済美養護学校福祉救援所	災害時要配慮者の保護に関すること。
51	救援部	こすもす生活園福祉救援所、こども発達センター福祉救援所、すぎのき生活園福祉救援所、なのはな生活園福祉救援所、済美養護学校福祉救援所	生活相談に関すること。
52	救援部	震災救援所	震災救援所の設置、管理及び運営に関すること。
53	救援部	震災救援所	救援物資の他の資機材の運搬・管理に関すること。
54	救援部	震災救援所	救助活動の支援及び被害状況の把握に関すること。
55	救援部	震災救援所	避難誘導に関すること。

NO	担当部署	担当組織	業務名
56	救援部	震災救援所	被災者の受け入れ及び応急保育に関すること。
57	救援部	震災救援所	避難動物の受け入れに関すること。
58	救援部	震災救援所	被災者に対する給食及び生活用品の支給等に関すること。
59	救援部	震災救援所	災害時要配慮者の保護に関すること。
60	救援部	震災救援所	負傷者等の搬送に関すること。
61	救援部	震災救援所	遺体の収容及び引渡しに関すること。
62	救援部	震災救援所	遺体の搬送に関すること。
63	救援部	震災救援所	避難者相談窓口の設置に関すること。
64	災対都市整備部	本部庶務班	部内の職員の参集状況の集約に関すること。
65	災対都市整備部	本部庶務班	災对本部との連絡・調整に関すること。
66	災対都市整備部	本部庶務班	部内各班の連絡・調整に関すること。
67	災対都市整備部	本部庶務班	被害情報の収集・連絡に関すること。
68	災対都市整備部	本部庶務班	部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関すること。
69	災対都市整備部	本部庶務班	部内の受援ニーズの把握に関すること。
70	災対都市整備部	本部庶務班	部内所管業務に対する応援職員の受け入れに関すること。
71	災対都市整備部	本部庶務班	災害情報等の報告に関すること。
72	災対都市整備部	本部庶務班	住宅、マンション等の再建支援に関すること。
73	災対都市整備部	土木施設応急対策班	公共土木施設の被害状況の把握に関すること。
74	災対都市整備部	土木施設応急対策班	公共土木施設の応急措置に関すること。
75	災対都市整備部	土木施設応急対策班	公共土木施設の応急復旧に関すること。
76	災対都市整備部	土木施設応急対策班	公共土木施設の復旧に関すること。
77	災対都市整備部	がれき対策班	緊急道路障害物除去路線及び被災住宅から排出されるがれきの処理に関すること。
78	災対都市整備部	がれき対策班	一時積み置場等の運営に関すること。
79	災対都市整備部	がれき対策班	有害物等の適正処理に関すること。
80	災対都市整備部	がれき対策班	住家に流入した障害物の除去に関すること。
81	災対都市整備部	応急危険度判定班	応急危険度判定の実施に関すること。
82	災対都市整備部	応急危険度判定班	宅地危険度判定の実施に関すること。
83	災対都市整備部	応急住宅班	被災住宅の応急修理に関すること。
84	災対都市整備部	応急住宅班	仮設住宅建設用地に関すること。
85	災対都市整備部	応急住宅班	空き住戸等の確保に関すること。
86	災対都市整備部	応急住宅班	仮設住宅入居者の募集、入居者の選定、入居管理に関すること。
87	災対都市整備部	応急住宅班	仮設住宅の維持・修繕に関すること。
88	災対都市整備部	応急住宅班	区営住宅の応急補修に関すること。
89	災対都市整備部	復興まちづくり班	復興まちづくり班の庶務に関すること。
90	災対都市整備部	復興まちづくり班	家屋被害概況調査及び家屋被害状況調査に関すること。
91	災対清掃部	杉並清掃班、方南支所班	ごみ・し尿処理に関すること。
92	災対清掃部	杉並清掃班、方南支所班	一般ごみの収集に関すること。

表 10 区における受援対象業務一覧（非常時優先業務（通常業務））

NO	担当部署	担当組織	業務名
93	保健福祉部	杉並福祉事務所荻窪事務所、高円寺事務所、高井戸事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復。
94	保健福祉部	杉並福祉事務所荻窪事務所、高円寺事務所、高井戸事務所	地域たすけあいネットワーク(地域の手)等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応。

表 11 区における受援対象業務一覧（1週間以降で再開が必要な通常業務）

NO	担当部署	担当組織	業務名
95	保健福祉部	国保年金課	後期高齢者医療に係る一部負担金減免申請の受付。
96	保健福祉部	国保年金課	後期高齢者医療に係る保険料その他の収入金の納付相談及び執行猶予・減免に係る申請等受付。
97	保健福祉部	国保年金課	国民健康保険に係る保険料の減免に関すること
98	保健福祉部	杉並福祉事務所荻窪事務所、高円寺事務所、高井戸事務所	生活相談。
99	杉並保健所	生活衛生課	食品衛生に係る相談。
100	杉並保健所	生活衛生課	保健衛生に係る相談(環境、医務、薬事)。
101	杉並保健所	保健サービス課	医療費助成に関する事務。 (自立支援医療、難病・特殊医療等医療費助成、小児慢性疾患医療費助成、養育医療、大気汚染医療費助成)
102	杉並保健所	保健サービス課	乳幼児健康診査・健康相談・健康教育。
103	杉並保健所	保健サービス課	すこやか赤ちゃん訪問事業。
104	杉並保健所	保健サービス課	妊娠届の受付。
105	杉並保健所	保健サービス課	母子手帳及び妊婦健康診査受診票の交付。
106	杉並保健所	保健サービス課	ゆりかご面接。
107	杉並保健所	保健サービス課	保健指導票の交付。
108	子ども家庭部	子育て支援課	妊娠届の受付。
109	子ども家庭部	子育て支援課	母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の交付。
110	子ども家庭部	子育て支援課	ゆりかご面接。
111	子ども家庭部	子育て支援課	産後ケア事業。
112	子ども家庭部	保育課	保育所入所相談及び申込受付、決定。

3 応援要請・受け入れに伴う役割分担

人的支援の応援要請及び受け入れに伴う受援班と災対各班の役割分担は、次のとおりである。

表 12 応援職員等の応援要請及び受け入れに伴う役割分担

協定種別	分類	項目	受援班	災対各班	
相互援助協定等 ※地方公共団体等も含む	応援要請	受援ニーズの収集		○	
		受援ニーズの集約	○		
		受援要否を検討		○	
		復興計画班と協議	○		
		応援要請の決定（本部長室会議）	○		
		応援要請の実施	○		
		不足資機材の要請	○		
	受入準備	連絡調整	○		
		物資班へ不足資機材の依頼	○		
		応援職員の活動場所の確保		○	
		受け入れ体制の整備		○	
	応接受入	応援職員の受付		○	
		応援職員の受入状況の報告		○	
		応援職員の受入状況の集約	○		
	受援実施	応援職員の実施状況の把握		○	
		受援終了の検討		○	
	受援終了	受援終了の調整	○		
		受援終了時期の決定（本部長室会議）	○		
		受援終了時期の伝達	○		
		引き継ぎの実施		○	
		受援ニーズの更新		○	
		受援ニーズの集約	○		
	個別協定	応援要請	受援ニーズの収集		○
			受援ニーズの集約	○	
			受援要否を検討		○
			復興計画班と協議		○
			応援要請の決定（各部長）		○
応援要請の実施				○	
受入準備		連絡調整		○	
		不足資機材の確保（個別協定）		○	
		派遣要員の活動場所の確保		○	
		受入体制の整備		○	

協定種別	分類	項目	受援班	災対各班
個別協定	受入	派遣要員の受付		○
		応援受入状況の報告		○
		応援受入状況の集約	○	
	受援実施	派遣要員の実施状況の把握		○
		受援終了の検討		○
	受援終了	受援終了の調整		○
		受援終了時期の決定（各部長）		○
		受援終了の報告（災対各部庶務班）		○
		引き継ぎの実施		○
		受援ニーズの更新		○
			受援ニーズの集約	○
協定外団体等 (申出)	情報収集	受援ニーズの収集		○
		受援ニーズの集約	○	
	応援要請	応援内容の確認	○	
		応援内容と受援ニーズのマッチング	○	
		復興計画班と協議	○	
		応援要請の実施	○	
	受入準備	連絡調整		○
		派遣要員の活動場所の確保		○
		受入体制の整備		○
	受入	派遣要員の受付		○
		応援受入状況の報告		○
		応援受入状況の集約	○	
	受援実施	派遣要員の実施状況の把握		○
		受援状況の把握		○
		受援終了の検討		○
	受援終了	受援終了の調整		○
		引き継ぎの実施		○
		受援ニーズの更新		○
		受援ニーズの集約	○	

4 受け入れに係る基本的な流れ

相互援助協定又は個別協定に基づいた応援要請及び応援職員等の受け入れにおける基本的な流れは、次のとおりである。

図9 相互援助協定における人的支援の基本的なフロー

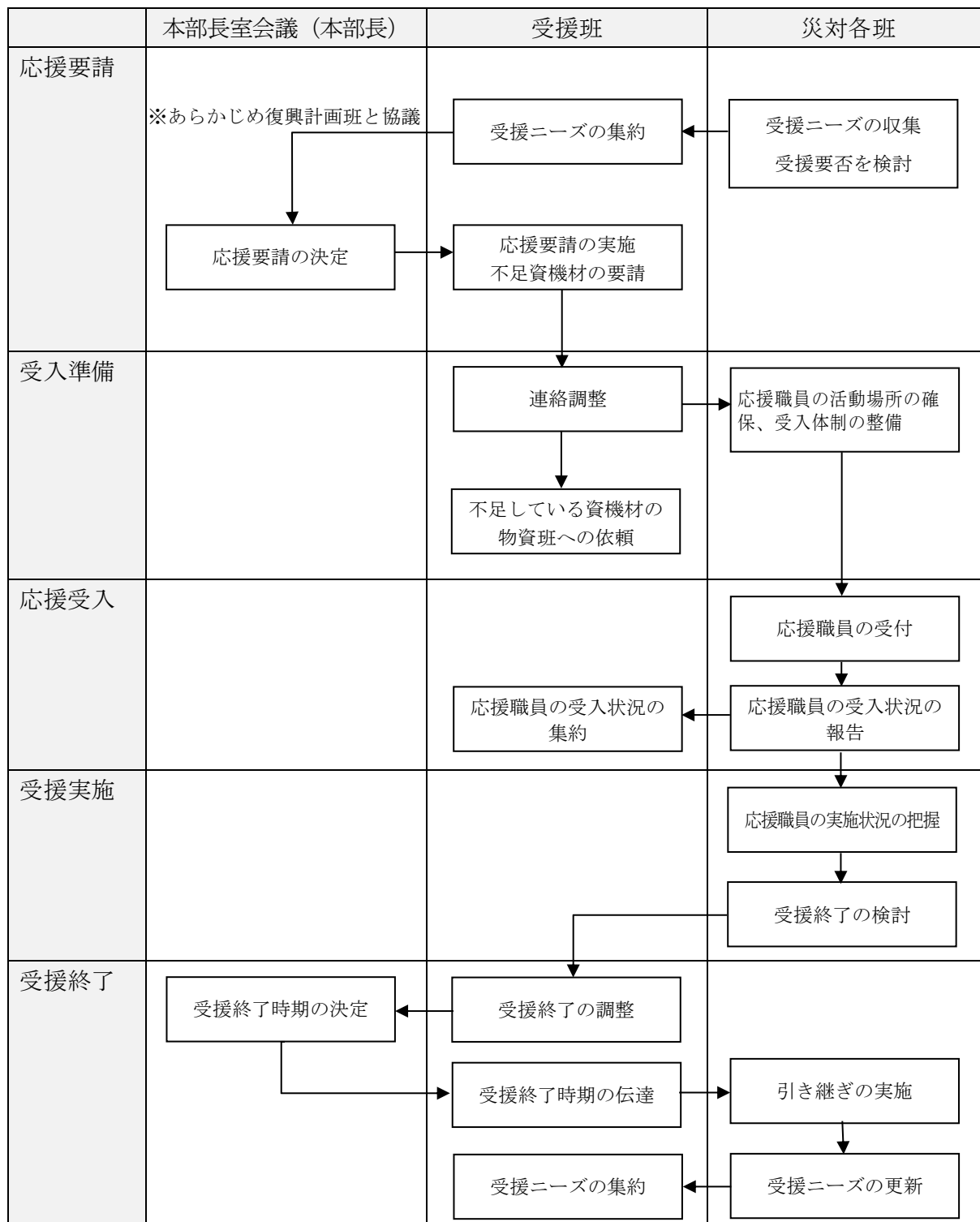
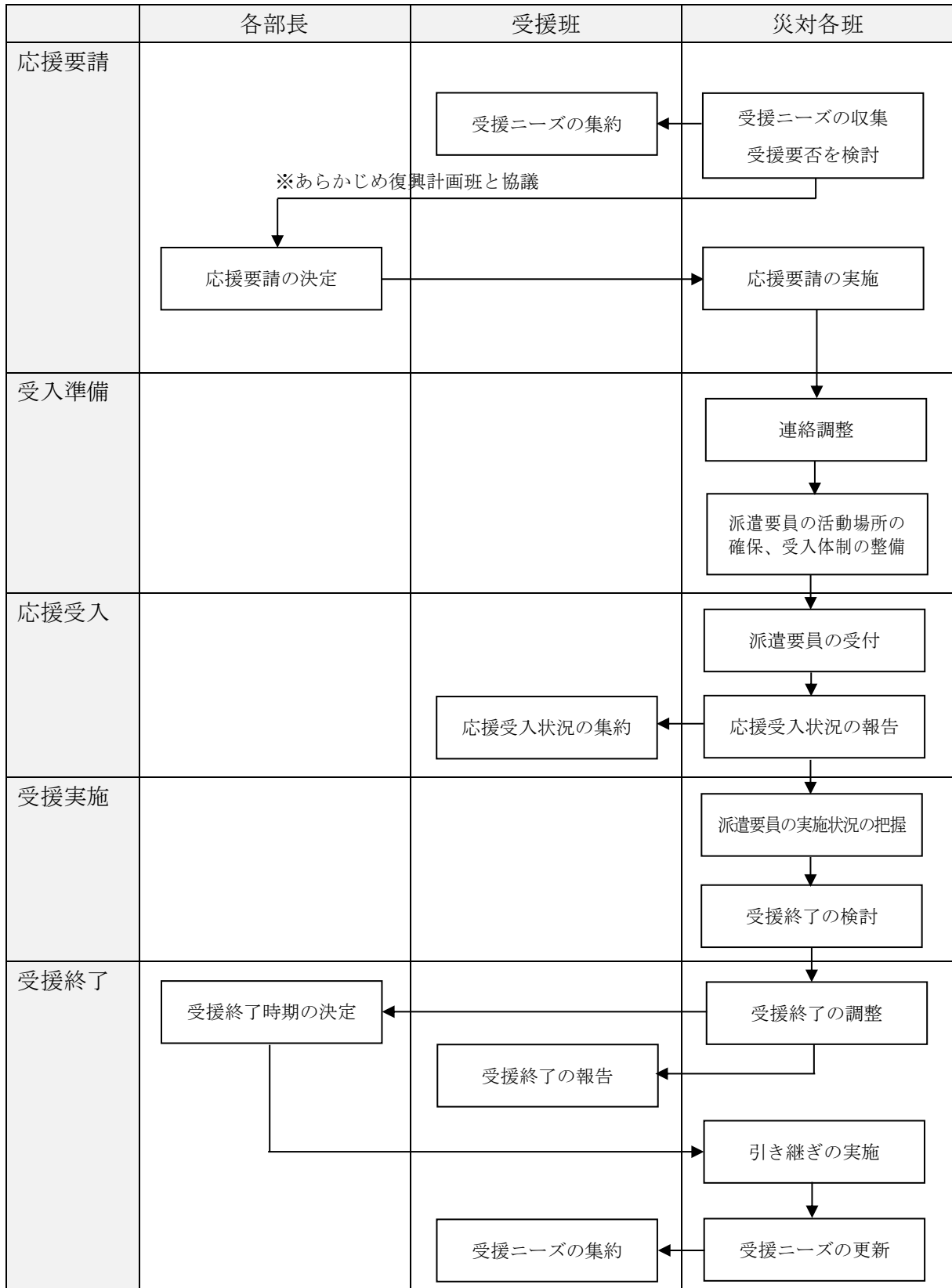


図 10 個別協定における人的支援の基本的なフロー



第2節 受援に関わる環境

1 先遣隊及び応援職員との情報共有

大規模災害が発生した際に、東京都、自衛隊、スクラム自治体等から派遣される先遣隊・リエゾン、応援職員等との情報共有の方法等を定める。

ア 先遣隊・リエゾンとの情報共有方法

区では、東京都、自衛隊、スクラム自治体等から派遣される先遣隊やリエゾンの活動拠点を設置し、先遣隊やリエゾンが到着した場合、当該活動拠点で受け入れ、相互が把握している状況等を共有する。

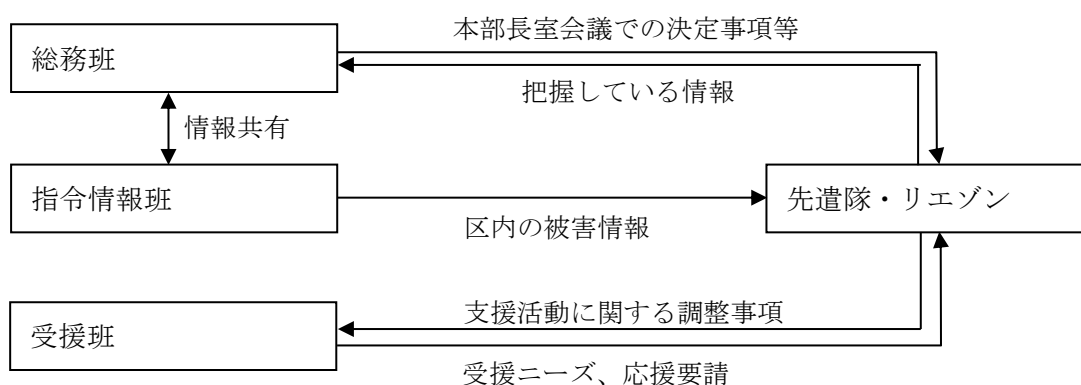
災対総務部総務班は、本部長室会議で使用した資料や本部長室会議での決定事項を積極的に先遣隊やリエゾンに伝達する。必要に応じて、先遣隊やリエゾンに対し本部長室会議への出席を依頼することも検討する。

また、災対総務部総務班は、先遣隊やリエゾンから情報の提供要請を受けた場合、災対総務部指令情報班とその情報を共有する。

災対総務部指令情報班は、収集・整理した災害情報を積極的に先遣隊やリエゾンに伝達する。

災対総務部受援班は、収集・整理した受援ニーズを積極的に先遣隊やリエゾンに伝達するとともに、応援職員が従事する受援対象業務の支援内容、人数、対応期間等を先遣隊やリエゾンと調整する。

図 11 先遣隊・リエゾンとの情報共有方法



イ 応援職員等との情報共有方法

災対各班は、受け入れた応援職員等を対象として、区内の被害状況、杉並区災害対策本部全体の取組状況、応援職員等が従事する非常時優先業務等の進捗状況を説明する。

また、災対各班で選定した受援対象業務の単位で、各業務の性質に応じて「朝礼」、「終礼」、「会議・ミーティング」などを活用し、当該業務に従事している職員及び応援職員等全体での情報共有を図る。

2 指揮調整と裁量権

応援職員等に対する指揮命令や応援職員等の裁量権について規定する。

ア 指揮命令

応援職員等を受け入れた業務の各指揮命令者は、指揮調整に関する課題に留意し、応援職員等に対して具体的に指示命令を実施する。

また、指揮命令者の不在時は、業務推進の滞りを発生させる原因の1つとなるため、受援対象業務ごとに指揮命令者として正・副の原則2名を割り当てる。

なお、指揮命令者には、班長及び班長補佐を指定し、管理職による対応を想定している。

イ 現場での裁量権

活動現場においては、指揮命令者の指示の下に活動することを原則とするが、現場重視の原則及び指揮命令の原則に基づいて緊急性、公平性、正当性を考慮し、必要に応じて現場における職員、応援職員等の裁量権を認める。

そのため、指揮命令者は、あらかじめ現場重視の原則及び指揮命令の原則を、職員、応援職員等に周知するとともに、現場での裁量権の具体的な範囲や方向性についても周知する。

また、業務中において判断に躊躇した場合、職員又は指揮命令者に具体的な指示を確認するよう応援職員等に周知する。

<現場重視の原則>

- ・危機対応は、現場における迅速・的確な対応が最も重要である。そこで、現場のニーズを最優先し、災害対策本部は基本的に現場を支援及び調整する機能と位置づける。
- ・例外的に災害対策本部から現場に具体的な指示する場合は、管理者が現場の責任者として陣頭指揮するものとする。
- ・危機に対応する時は、過去の経験にとらわれ過ぎず、日常の役職上の権限・常識・慣習・ルールを捨てるものとし、日常の役職上の指示系統よりも、災害対策本部におけるそれぞれの責任者の命令系統を優先する。
- ・災害対策本部の指揮命令者が不在の場合又は具体的な指示がない場合は、計画やマニュアルに記載されている優先事項に従い自動的に実行するものとする。ただし、計画に記載されている優先事項よりその状況下で優先されるべきと判断した事項があればこれを優先するものとする。

<指揮命令の原則>

- ・災害対策本部において発された指揮命令者の「命令」は、何よりもこれを優先させるものとする。
- ・一方、災害対策本部における指揮命令者の「指示」は、「優先」すべき事項にとどまり、もし現場がこの「指示」内容よりもより良い結果がでると判断した事項があれば現場責任者は臨機応変に対処する。ただし、「指示」された事項に従わなかった際は、必ず、事後速やかに「指示」を発した指揮命令者に報告する。
- ・「指示」・「命令」を発する指揮命令者は、「取りあえず」・「できるだけ」等の抽象的な文言を決して使ってはならない。そして、自分の責務の代位者を必ず決めておき、一定時間連絡が取れない場合は、自動的に代位者が指揮をとるものとする。

※神戸市災害受援計画（平成26年3月）を参考に作成

3 現場対応環境の整備

応援職員等の活動拠点、資機材の準備、生活環境支援の整備について規定する。

(1) 応援職員等の活動拠点の確保

ア 先遣隊・リエゾンの活動拠点の設置

区は、東京都、自衛隊、スクラム自治体等から派遣される先遣隊・リエゾンを受け入れるため、先遣隊・リエゾンの活動拠点を本庁舎内に設置する。

なお、被害状況によっては、先遣隊・リエゾンが自ら積極的に情報収集を行うケースも考えられるため、先遣隊・リエゾンの活動拠点を防災センター（東棟6階第5・6会議室）とする。

イ 応援職員等の活動拠点の設置

受援業務シートの項目「当該業務の活動拠点」に記載した場所を受援担当者が災対総務部総務班と調整のうえ確保する。

ウ 待機場所、定例会議場所の確保

応援職員等は、職員と比較して土地勘が薄く、区のルールに沿って業務遂行しなくてはならないことから、職員と応援職員等、また、応援職員同士等のコミュニケーションが必要不可欠となる。

そのため、応援職員等が一時的に待機したり、応援職員同士等で会議ができる場所を検討のうえ、確保する。

エ 大規模救出救助活動拠点等の確保

自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用する大規模救出救助活動拠点を確保する。

なお、区内の大規模救出救助活動拠点として、都立和田堀公園、杉並清掃工場が指定されている。

オ ヘリコプター活動拠点の確保

迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を確保する。

(付属資料) 2-3 ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地 参照

(2) 不足する資機材等の確保

ア 業務で使用する資機材の確保

応援職員等が従事する業務に必要な資機材は、原則として、災対各班で受援業務シートを確認して、それぞれが準備し、提供・調達を行う。ただし、自動車や特殊な資機材は、不足等の状況に応じて、東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等に要請する。

(付属資料) 1 受援業務シート及び受援フロー 参照

イ 燃料の確保

緊急車両の優先的な燃料供給先として、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」を締結している東京都石油商業組合杉並中野支部に属する指定された給油所を周知する。

なお、当該協定では、緊急通行車両確認証明書等を確認のうえ、燃料等の提供を受ける。

ウ 応援職員等への携行要請

区内の被害状況によって、応援職員等が使用する資機材等の提供が困難であると判断された場合、応援職員等に対して応援日数分の物資や資機材等の携行を要請する。

なお、各自治体から派遣される先遣隊やリエゾン、応援職員が持ち込むノートパソコンは、本庁舎1階のフリーWi-Fiスポットで利用可能である。

先遣隊・リエゾンが所属する組織に対してメール等で連絡・調整を行うことも考えられるので、必要に応じてモバイルWi-Fiルーターの携行も要請する。

表 13 応援職員等に携行を要請する品目の例

種別	内容
資機材	寝袋・毛布（宿泊施設の確保ができない場合）、食料、飲料水、ノートパソコン、モバイルWi-Fiルーター、携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ、ヘルメット、ビブス・腕章等の標識、マジックペン、地図、車両等の移動手段、車両表示ボード、安全靴
携行品	活動に適した服装、着替え、運転免許証、健康保険証（写）、名札、名刺、ライト、ラジオ、雨具、手袋、マスク、救急セット、アイマスク、耳栓、筆記用具、簡易トイレ、ウェットティッシュ、充電器、アルコールタオル等
その他	フリーメールアドレス

(3) 生活環境確保支援

ア 宿泊場所の確保

応援職員等の宿泊場所は、応援職員等が自ら確保することを基本とする。

しかしながら、被災地では既存の宿泊施設の多くがその機能を失い、応援職員、派遣要員、ボランティア、マスメディア関係者等が被災地に入ることによって、慢性的な宿泊施設の不足状態に陥ったケースもあった。

そのため、応援職員等による宿泊場所の確保が困難な場合は、区施設を応援職員等の宿泊場所として提供する。

なお、対口支援団体から派遣される応援職員においては、交代で長期間の連泊が考えられるため、震災救護所を除く区施設（指定管理者制度導入施設等も含む）の宿泊場所としての提供を検討する。

イ 応援職員等の飲料水及び食事の確保

応援職員等の飲料水及び食事については、応援職員等が自ら確保することを基本とする。

ただし、応援側による飲料水及び食事の確保が困難な場合は、災対各班の受援担当者が必要数を確認して、災対各部でとりまとめのうえ、災対総務部受援班に報告する。

災対総務部受援班は、応援職員等の飲料水及び食事の必要数をとりまとめ、物資班に伝達する。

物資班は、応援職員等の飲料水及び食事を確保するとともに、応援職員等への提供方法を検討し、飲料水及び食事が確保できていない班の受援担当者に連絡する。

4 費用負担

ア 区が個別に締結している協定に基づいた応援の費用負担

区内で大規模災害が発生し、区が個別に締結する協定に基づき、区が応援を受け入れる場合は、復興計画班と協議のうえ、当該協定に基づき費用負担を協議する。

イ 東京都が締結している相互応援協定に基づいた応援費用負担

区内で大規模災害が発生し、東京都が締結する相互応援協定に基づき、区が全国の自治体等の応援を受け入れる際の費用負担については、復興計画班と協議のうえ、下記の関係法令を踏まえて対応する。

ただし、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として区が負担する。負担区分について疑義が生じた場合は、区と自衛隊で協議する。

表 14 費用負担の根拠となる法令

根拠となる法令	費用負担
災害対策基本法第92条	・ 応援に要する費用は、原則として応援を受けた区が負担する。
地方公務員災害補償法	・ 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合には、公務災害補償に要する費用は、応援自治体が負担する。
国家賠償法第1条等	・ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては区が賠償責任を負う。 ・ 被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援自治体が賠償責任を負う。
災害救助法第18条	・ 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都が支弁する。

※東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン（平成31年3月）参照

表 15 主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費

応援・受援業務	要員	災害救助法の対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○ 仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外

応援・受援業務	要員	災害救助法の対象経費
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、 り災証明書交付 業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン（平成31年3月）参照

ウ 協定に基づかない応援の費用負担

(ア) 協定を締結していない自治体

区内で大規模災害が発生し、協定を締結していない自治体から応援の申し入れがあり、災害対策基本法第67条第1項（他の市町村長等に対する応援の要求）による応援要請を行った場合、復興計画班と協議のうえ、災害対策基本法第92条第1項に基づいて、区が応援に要した費用を負担しなければならない。

なお、自主的な応援の場合については、応援に要した費用の負担を応援自治体に依頼する。

(イ) 協定を締結していない団体

協定を締結していない団体から応援の申し入れがあった場合、復興計画班と協議のうえ、あらかじめ費用負担を協議したうえで、団体に応援を要請する。

エ 特別交付税措置

特別交付税に関する省令第3条第1項第一号に基づいて、災害等に伴う職員派遣又は受け入れの費用については、特別交付税の算定対象となる。

対象経費	財政措置の対象
被災地域の応援等に要する経費	応援自治体
災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費 (地方自治法第252条の17に基づく派遣)	被災自治体

ただし、都及び特別区は、特別交付税の不交付団体のため、都や被災（応援）自治体と協議し、経費負担等を決める必要がある。

<杉並区災害応急対策実施要綱（平成25年3月15日改正）>

※費用負担に関する事項を抽出

（費用の内部負担区分）

第18条 各部等の分掌事務の遂行に要した費用は、当該部が負担するものとする。ただし、庁舎・車両管理班が調達した車両等の輸送機関に関する費用、職員班が供給した労務に関する費用、物資班が調達した救援物資に関する費用、その他、他の部のため協力又は応援した事項に関する費用は、当該調達、供給、その他協力又は応援を受けた部が負担する。

（予算手続）

第19条 各災対部長は、前記第18条により部が負担する費用について、予算額が不足するとき、又は予算措置が講じられていないときは、ただちに政策経営部長の指示を受けなければならない。

2 政策経営部長は、本部が設置されたとき、又は前記1項により指示を求められたときは、すみやかに予算措置に関する基本方針を本部長室に付議して、関係災対部長に必要な指示をしなければならない。

3 政策経営部長は、各部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう各部の予算事務について指導し、協力しなければならない。

<災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象>

（1）補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は次に掲げる事業である。

①市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）

（2）補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

①労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）、②自動車、船舶、機械器具の借上料、③自動車、船舶、機械器具の燃料費、④機械器具の修繕費、⑤し尿及びごみの処分に必要な薬品費、⑥処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費、⑦条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限り。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）、⑧委託料

※災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金取扱要領（平成28年1月26日付け環廃対発1601263号）（抜粋）

5 長期化への対応

ア ローテーション体制の構築

復旧、復興への取組について、長期間にわたり継続が見込まれる場合、職員間のローテーションにより職員の健康管理を図りながら対応する。

業務に従事している職員、応援職員、派遣要員、専門ボランティア等の全てが一度に入れ替わることがないように、業務の継続性を意識したローテーションが必要となる。

イ 応援職員等を活用した業務改善

応援職員等については、これまでに多くの被災地で支援経験を有していたり、災害対応上の様々なノウハウを有している場合が多いため、受け入れた応援職員等と情報共有のうえ、業務の改善に努める。

ウ 地方自治法に基づく職員派遣への切り替え

区内の被害が甚大で、復興期においても、応援職員が必要であり、かつ、長期化することが見込まれる場合は、東日本大震災及び熊本地震でも実施された地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣の要請を検討する。

地方自治法 令和元年六月十四日公布（令和元年法律第三十七号）改正（抜粋）

（職員の派遣）

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

6 応援職員等の撤収要請

ア 支援終了の検討

災対各班の支援担当者は、応援職員等が従事している業務の実施状況を随時把握して、当該業務において終息する目処が立つことを確認した場合、支援終了について指揮命令者と検討する。

また、職員だけで対応可能な業務量に落ち着いてきた場合においても、同様とする。

なお、応援職員等が従事している業務の状況に関わらず、応援団体側の都合により、人的支援を終了する旨の申し入れがあった場合は、応援団体の意向に沿って対応する。

表 16 支援終了の要件

種別	要件
区側における終了理由	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務について終息する目処が立つことを確認した場合 ・当該業務が職員だけで対応可能な業務量に落ち着いてきた場合
応援団体側における終了理由	<ul style="list-style-type: none"> ・応援団体側から人的支援終了の申し入れがあった場合

イ 支援終了の調整及び決定

災対総務部支援班又は災対各班の支援担当者は、応援団体に当該業務の支援終了を通知のうえ、支援終了時期や撤収前に実施する引き継ぎ方法等について調整し、正式に当該業務の支援終了を決定する。

(ア) 地方公共団体から応援職員を受け入れている場合

地方公共団体から応援職員を受け入れている業務の場合は、災対総務部支援班が応援側と調整した支援終了に伴う内容を本部長室会議に付議のうえ、支援終了時期を決定する。

(イ) 地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体等から派遣要員を受け入れている場合

地方公共団体以外の協定締結団体、民間企業、NPO団体等の場合は、災対各班の支援担当者が応援団体と調整した支援終了に伴う内容を災対各部の部長に報告のうえ、支援終了時期を決定する。

第3節 応援職員等の団体別の対応方法

1 自衛隊の応援要請・受入手順

ア 根拠

- ・自衛隊法第83条第1項
- ・災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項
- ・自衛隊の災害派遣に関する訓令

イ 応援要請の概要

区長は災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定により自衛隊の災害派遣を要請するように求める。

また、区長は通信の途絶等により都知事に対する要求ができない場合には、直接自衛隊に被害状況を通知する。

自衛隊は、緊急性、非代替性、公共性を総合的に勘案し受理の判断を行う。

ウ 派遣要請に向けた手順

区は、都知事への要求に先立ち、被害の状況及び期待する自衛隊の活動内容を通報する。ただし、複数自治体にまたがる大規模災害時には、自治体ごとの通報は必ずしも必要としない。

区、都総務局総合防災部及び自衛隊の間において相互調整を迅速に実施し、依頼内容を明らかにする。

区は、都知事に対して可能な限り文書により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送達する。

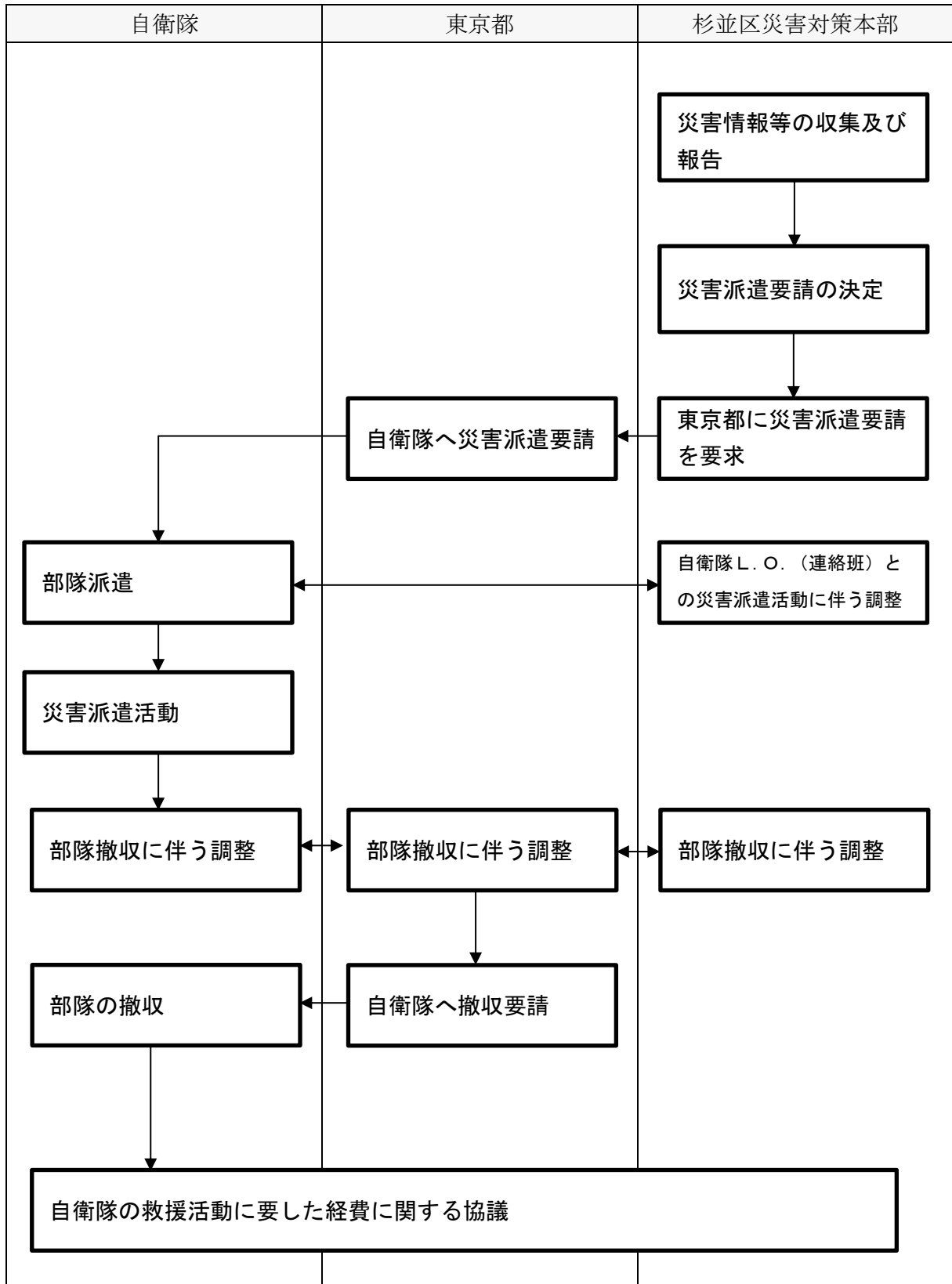
<要請の要求に当たり明らかにする事項>

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

エ 大規模救出救助活動拠点

自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用する大規模救出救助活動拠点として、都立和田堀公園、杉並清掃工場が指定されている。

オ 概要フロー



2 警察・消防機関による応援要請・受入手順

ア 根拠

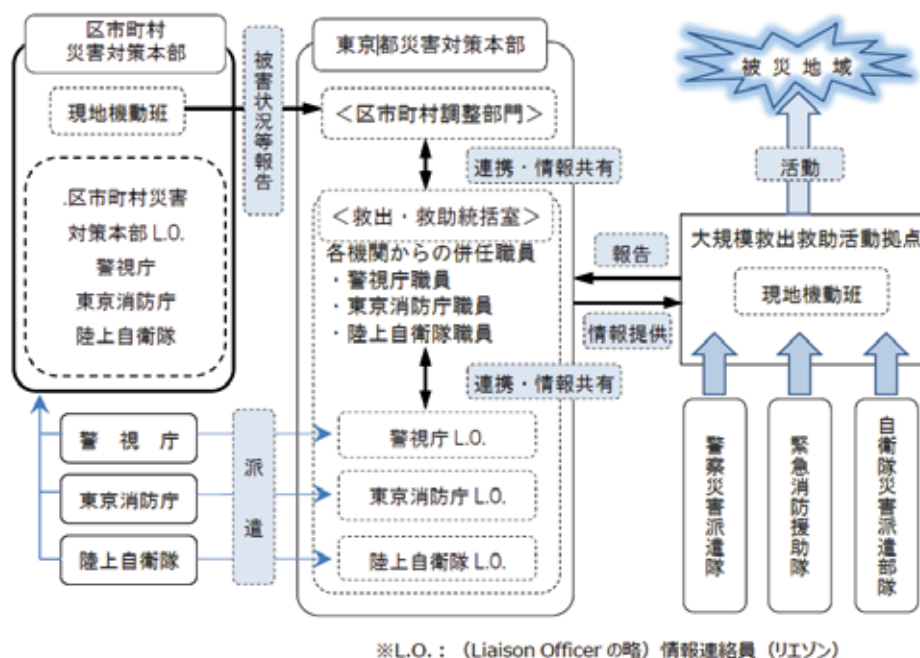
- ・災害対策基本法第58条

イ 情報共有の概要

大規模災害発生時、東京都が警察、消防、自衛隊等から提供される情報を集約・共有し各機関間の連携及び活動等を支援する。

区は、警察、消防、自衛隊等が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるように、東京都と緊密に連携を図り、情報を共有する。

図 12 救出救助活動に係る関係機関との連携



(出典) 東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン (平成 31 年 3 月)

ウ 派遣要請に向けた手順

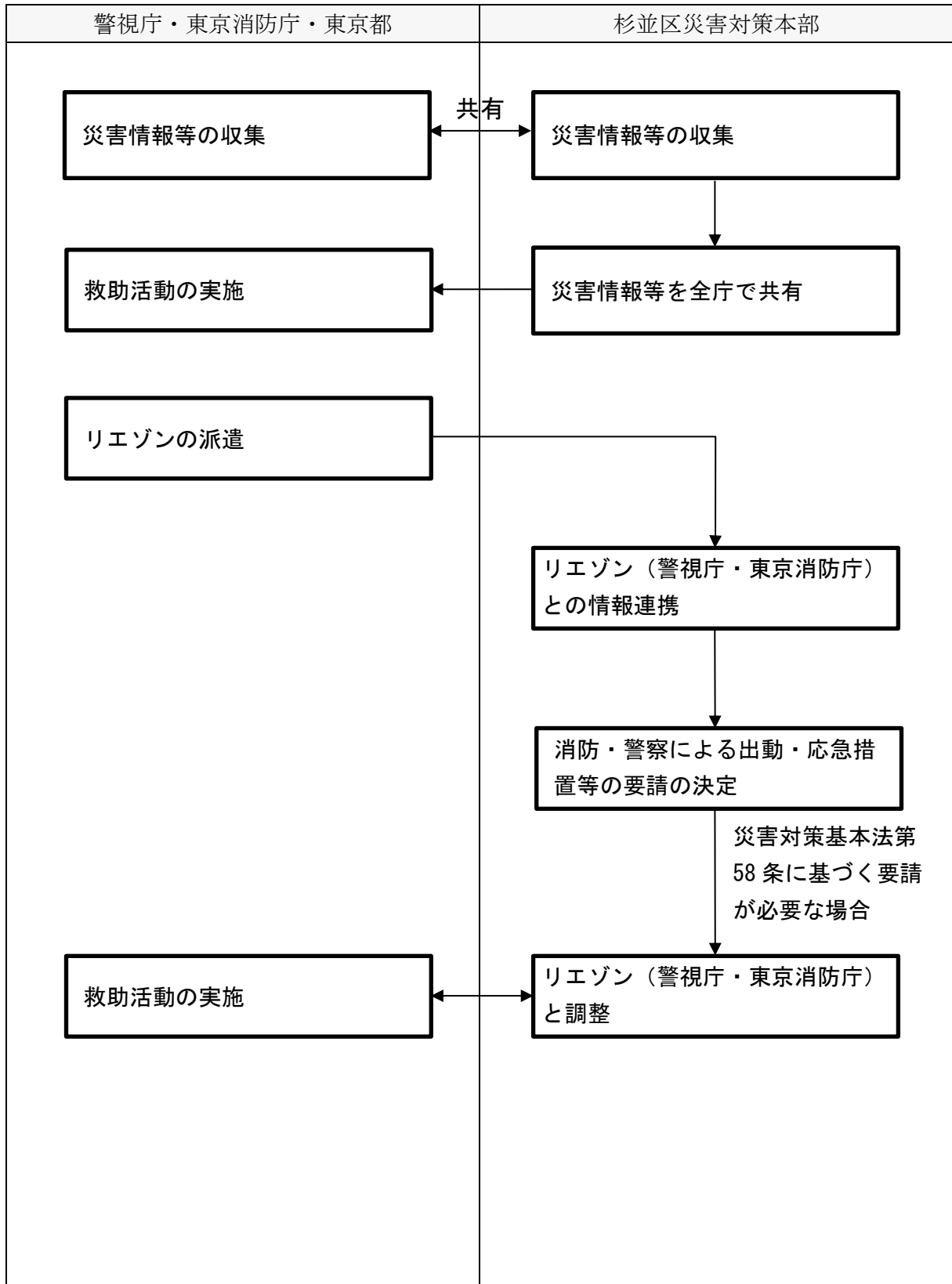
区は、災害対策基本法第58条の規定に基づき、警察・消防に対し、応急措置等の実施を要請することができる。

なお、杉並区災害対策本部に警察・消防から派遣されるリエゾン等を通じて必要な要請や調整を実施する。

エ 大規模救出救助活動拠点

自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用する大規模救出救助活動拠点として、都立和田堀公園、杉並清掃工場が指定されている。

オ 概要フロー



3 都本部を通じた応援要請・受入手順（都内区市町村、東京都職員等）

ア 根拠

- ・災害対策基本法第68条

イ 概要

職員では十分な災害対応が実施できないと見込まれる場合、区から都本部（人員調整部門）に対して速やかに応援を要請する。

都本部（人員調整部門）は、区からの要請に対し、都庁内各局や被災していない区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、都本部（国・他県市等広域調整部門）を通じ広域応援協定団体へ応援要請を実施する。

ただし、業務の専門性が高い場合など、協定等で制度化された応援手続きがあらかじめ定められている場合等はこの限りではない。

ウ 派遣要請に向けた手順

応援要請シート（様式1-1）を使用して、都本部（人員調整部門）に要請するが、被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行うこととし、応援要請シートを提出する暇がないときは、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出する。

エ 東京都から派遣される災害対応派遣要員

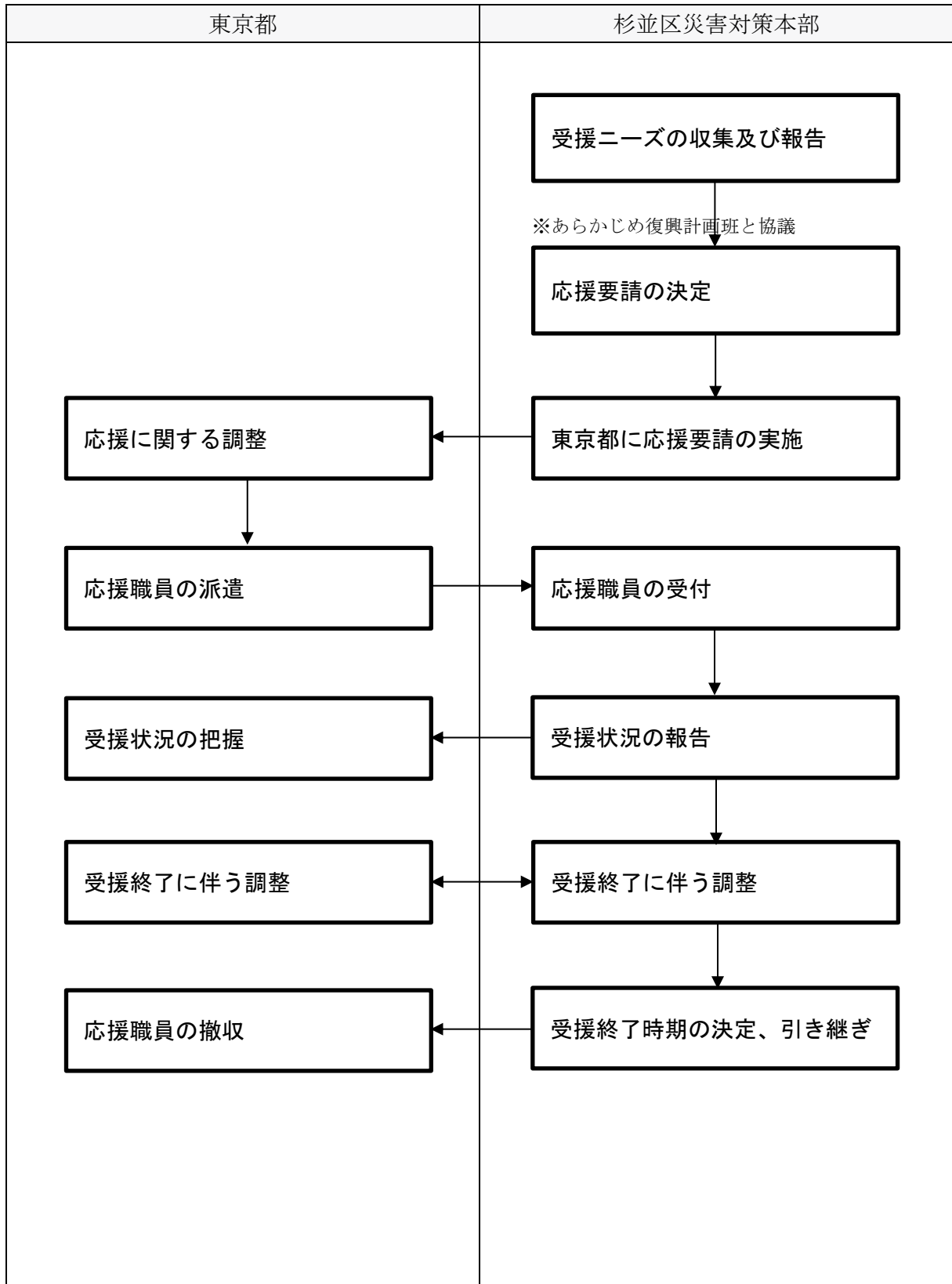
東京都は、職員の被災状況や所属局の非常時優先業務への割当状況等を総合的に判断し、非常配備態勢又は特別非常配備態勢が発令された際に活動拠点で応急対策業務に従事する現地機動班要員とは別に、災害対応派遣要員の区への派遣を決定する。

表 17 災害対応派遣要員の種類・役割

種類	役割	派遣時期
現地調整要員	被災区市町村の被災状況、支援ニーズを収集するとともに、被災区市町村と支援担当自治体間の調整等に関与するなど、マネジメントを支援	概ね4日目以降
被災区市町村要請業務支援要員	避難所運営や建物被害調査等、道路・河川等復旧業務など、災害対応経験を活かし、被災区市町村の要請業務に従事	要請に基づき順次派遣
被災区市町村災害対策本部支援要員	被災区市町村の災害対策本部に入り、本部運営のマネジメントを支援	発災直後（災害が甚大で、当該区市町村災害対策本部のマネジメント機能が麻痺している場合）

（出典）東京都災害時受援応援計画（平成30年1月）

オ 概要フロー



4 都本部を通じた応援要請・受入手順（カウンターパート）

ア 根拠

- ・災害対策基本法第68条、74条
- ・被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（総務省通知）
※上記システムの概要は、【被災市区町村応援職員確保システムについて】（P2）を参照

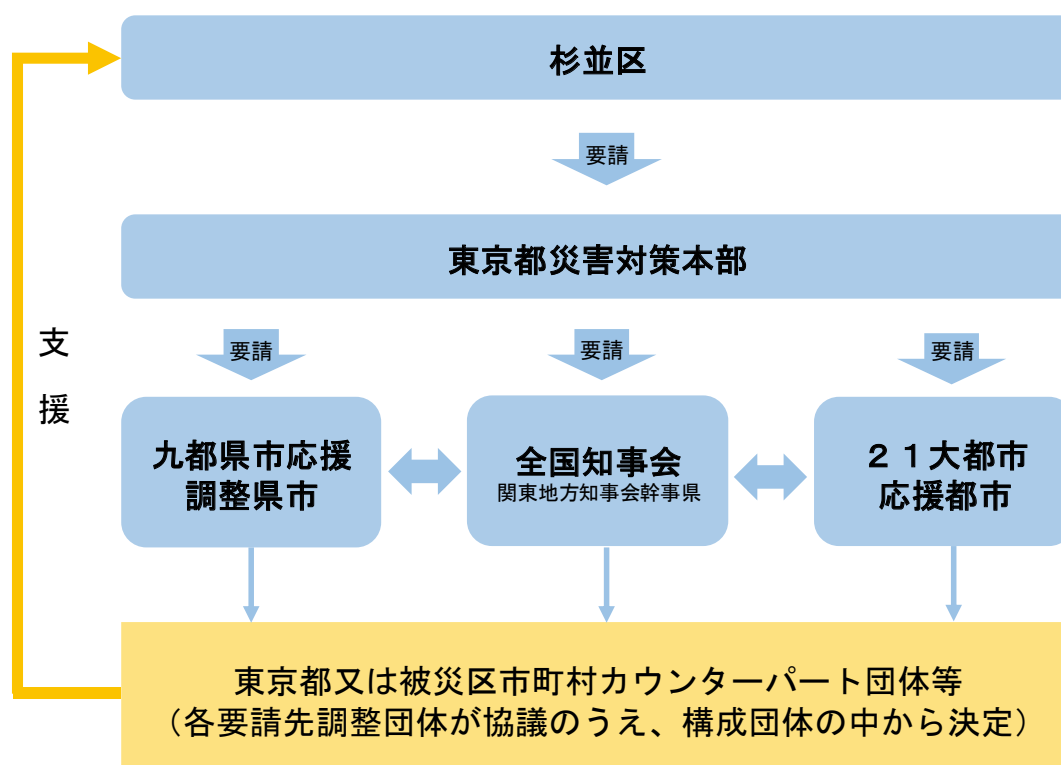
イ 概要

職員のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合、速やかに都本部（人員調整部門）に対し、応援要請を行う。要請を受けた東京都は、庁内各局及び都内の非被災区市町村と応援に向けた調整を進めるとともに、広域応援協定団体への応援要請を行う。

広域応援協定団体において被災区市町村の支援を担当する対口支援団体が決定した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）から決定通知がある。

対口支援団体決定後の応援職員に関する具体的な調整は、対口支援団体と被災区市町村により直接実施する。

図 13 自治体間の受援の調整イメージ

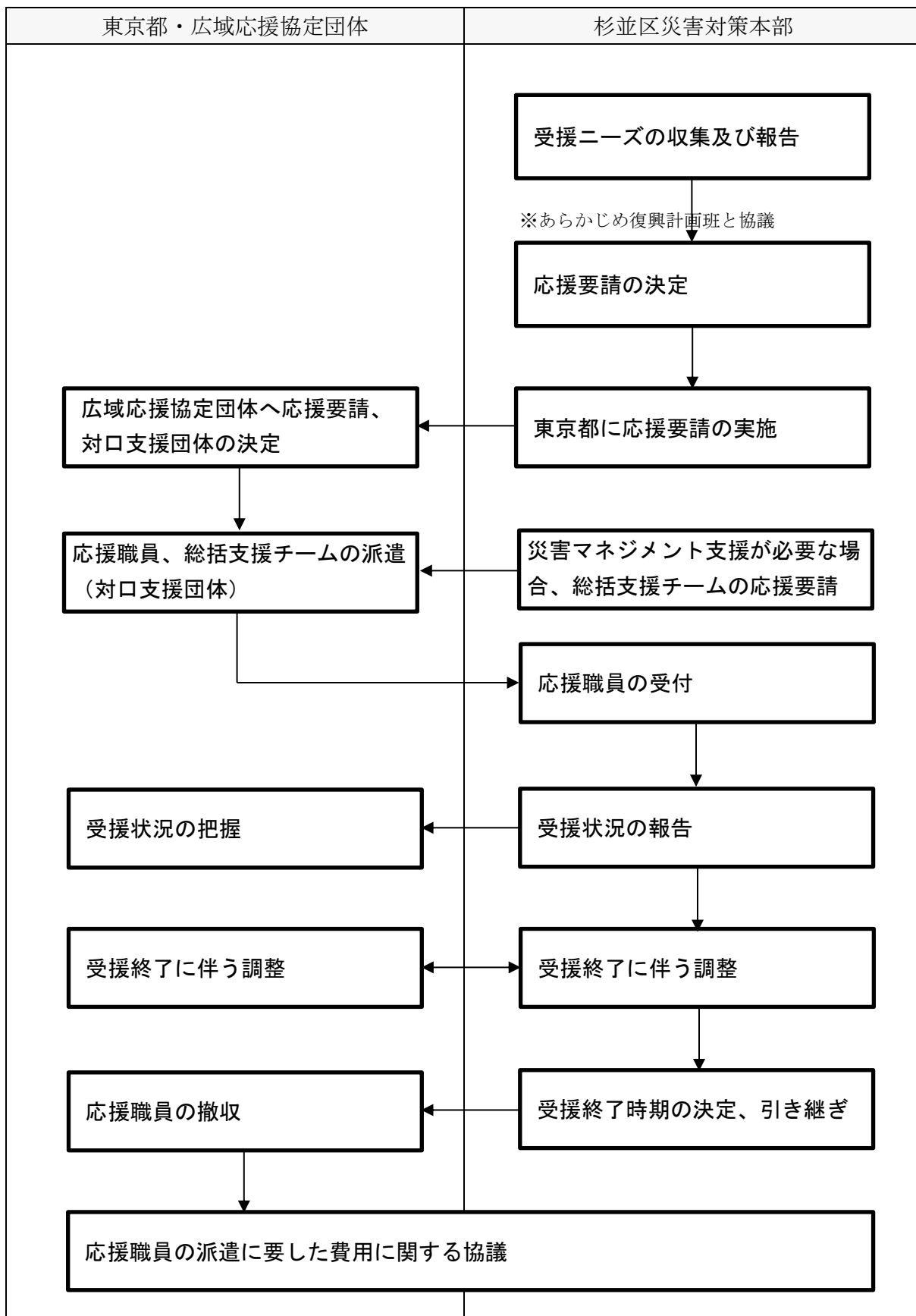


（出典）東京都災害時受援応援計画（平成30年1月）を参考に作成

ウ 派遣要請に向けた手順

「3 都本部を通じた応援要請・受入手順」の記載内容と同様とする。

エ 概要フロー



5 医療対策拠点を通じた応援要請・受入手順（医療救護）

ア 根拠

- ・災害時医療救護活動ガイドライン（平成30年3月）東京都福祉保健局
- ・東京DPA Tマニュアル（平成30年3月）東京都福祉保健局

イ 概要

区は、区災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、区内の医療救護活動を統括・調整を実施するとともに、医療チームが不足しているまたは不足が見込まれる場合、医療対策拠点に応援を要請する。

また、区が災害拠点連携病院及び災害医療支援病院から医療チームの派遣要請を受けた場合、区内で活動中の医療チームを調整し、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院へ医療チームを派遣する。

精神保健医療についても、必要に応じて医療対策拠点に東京DPA Tの派遣を要請する。

ウ 派遣要請に向けた手順

区は、緊急医療救護所等で活動する医療チームの状況を確認する。区内で活動する医療チームの不足又は不足が見込まれる場合、医療対策拠点（東京医科大学病院）に対して医療チームの派遣を電話等で要請し、医療チーム派遣要請書（様式6）を送付する。要請に当たっては、医療チームの種別、必要チーム数、参集場所、活動予定時間等を提示する。

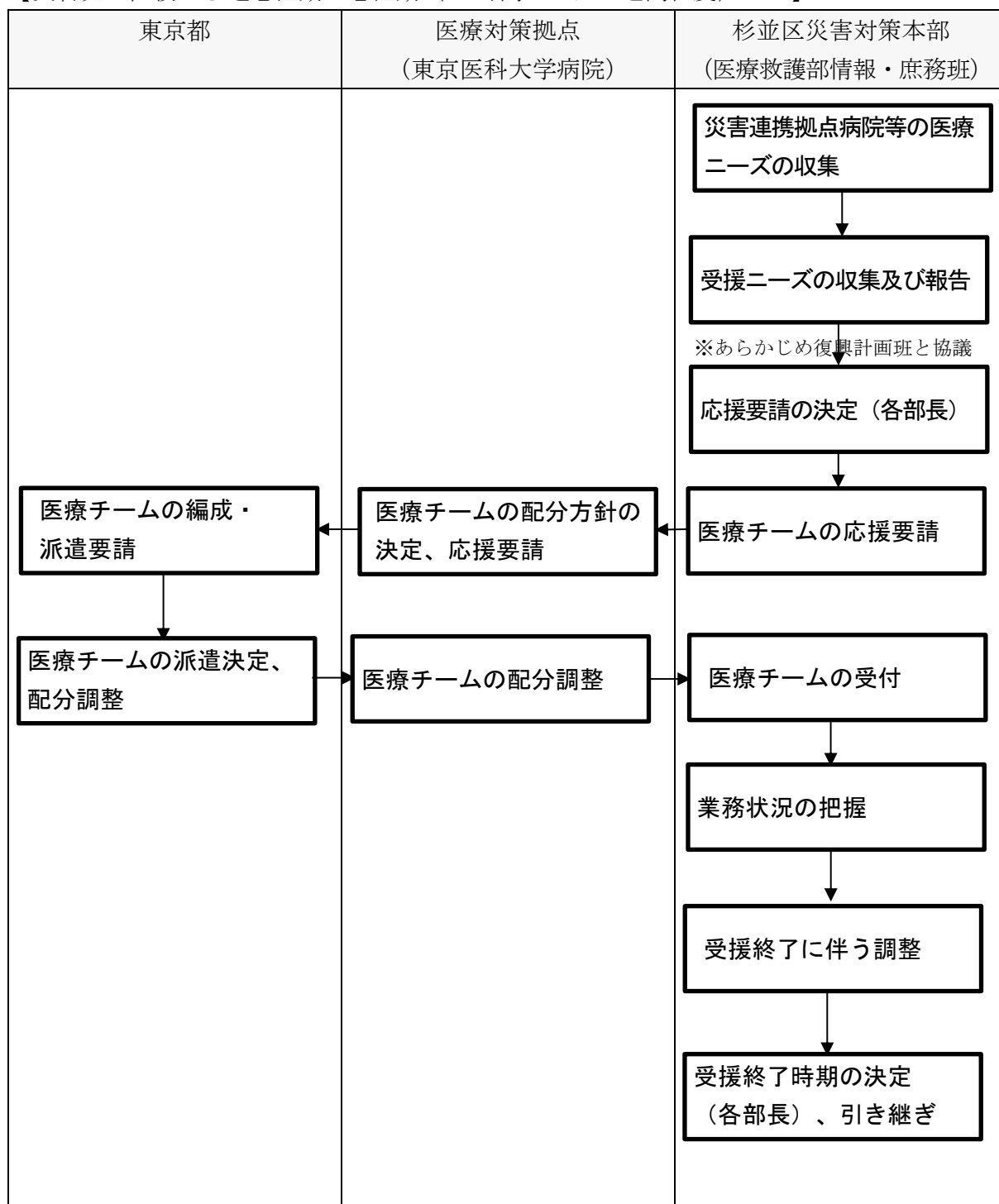
エ 医療救護活動を実施する医療チームの活動内容

種 類	活動内容
東京DMA T	東京消防庁の指揮下で災害現場の多数傷病者等に対して救命措置などを実施する。
都内DMA T	東京都の要請によって都内の災害拠点病院から派遣され、本部支援活動、病院支援活動、地域医療運搬活動、SCUの運営・診療活動を実施する。
他県DMA T	東京都の要請によって全国の道府県等から派遣され、本部支援活動、病院支援活動、地域医療運搬活動、SCUの運営・診療活動、広域医療搬送活動などを実施する。
JMAT	東京都の要請によって日本医師会から派遣され、都医療救護班や他県DMA Tの活動に準ずる。
応援医療チーム	東京都の要請によって医療関係団体等が派遣から派遣され、段階的に都内の医療チームから救護活動を引き継ぐ。
日本赤十字社救護班	東京都の要請によって日本赤十字社東京都支部から派遣され、都医療救護班や他県DMA Tの活動に準ずる。
都医療救護班	東京都の要請によって都立・公社病院から派遣され、病院又は区市町村に医療救護活動を応援する。
東京DPA T	東京都の要請によって登録機関から派遣され、区災害医療コーディネーターの指示で支援活動に従事する。

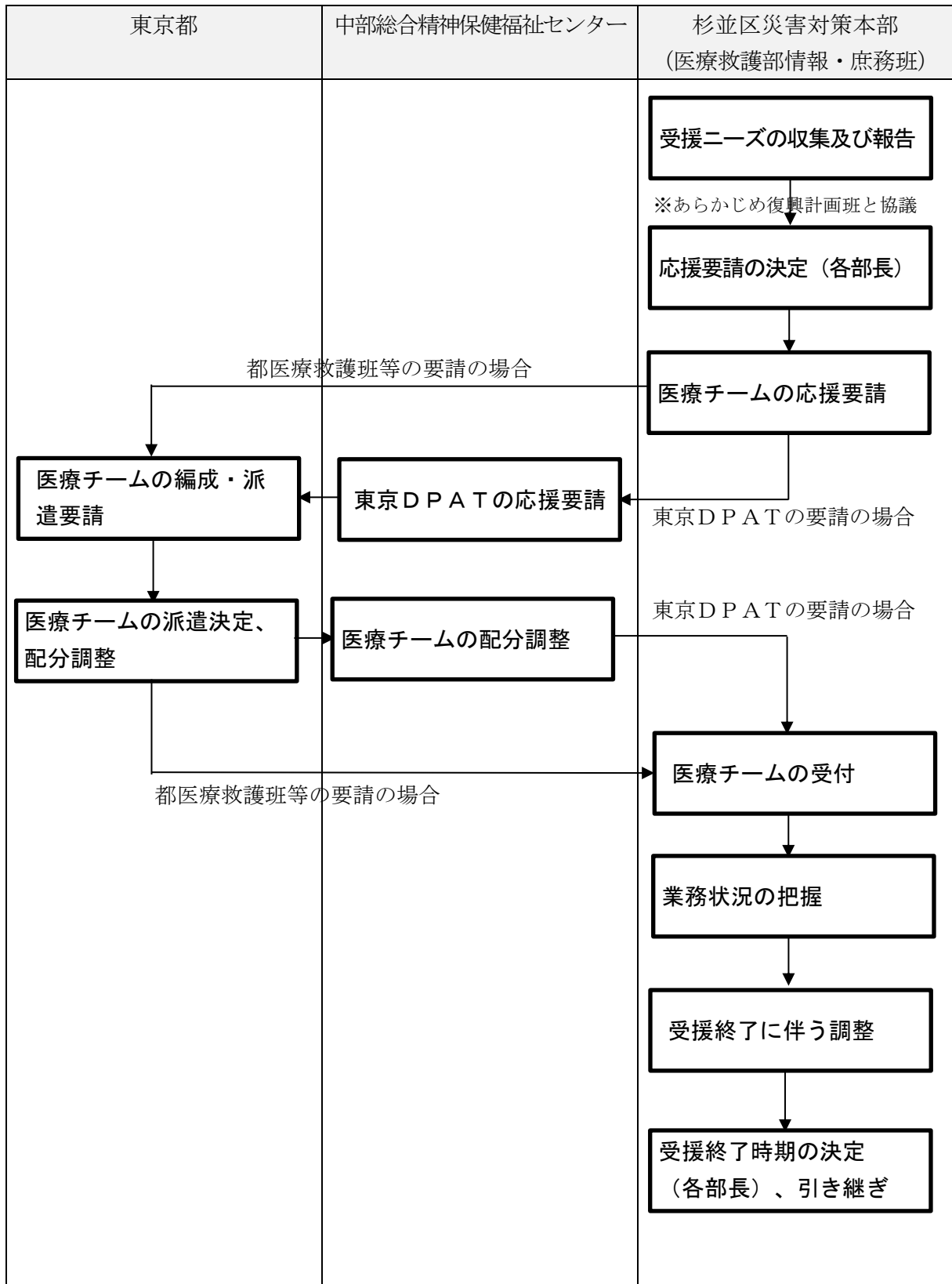
※災害時医療救護活動ガイドライン（平成30年3月）、東京DPA Tマニュアル（平成30年3月）を参考に作成

オ 概要フロー

【災害発生直後から超急性期・急性期（72時間または1週間程度）まで】



【亜急性期（1週間から1か月程度）以降】



6 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会を通じた応援要請・受入手順

ア 根拠

- ・大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画

イ 概要

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の主体である関東地方環境事務所、都県、市区町村、各種民間団体・協会等が、発災時においては、相互扶助の精神で可能な範囲で都県域を越えた連携を行うものとするとともに、平常時においては、関東ブロック内外における被災経験の共有、都県及び市区町村の災害廃棄物の処理に関する計画に関する知見の共有や協議会及び研修等の場を通じて、連携を構築する。

ウ 派遣要請に向けた手順

区は、災害廃棄物処理の主体として、被害状況の把握や応援の必要性について、速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画等を作成する。

また、東京都に対して、被害状況を報告するとともに、応援要請を実施する。

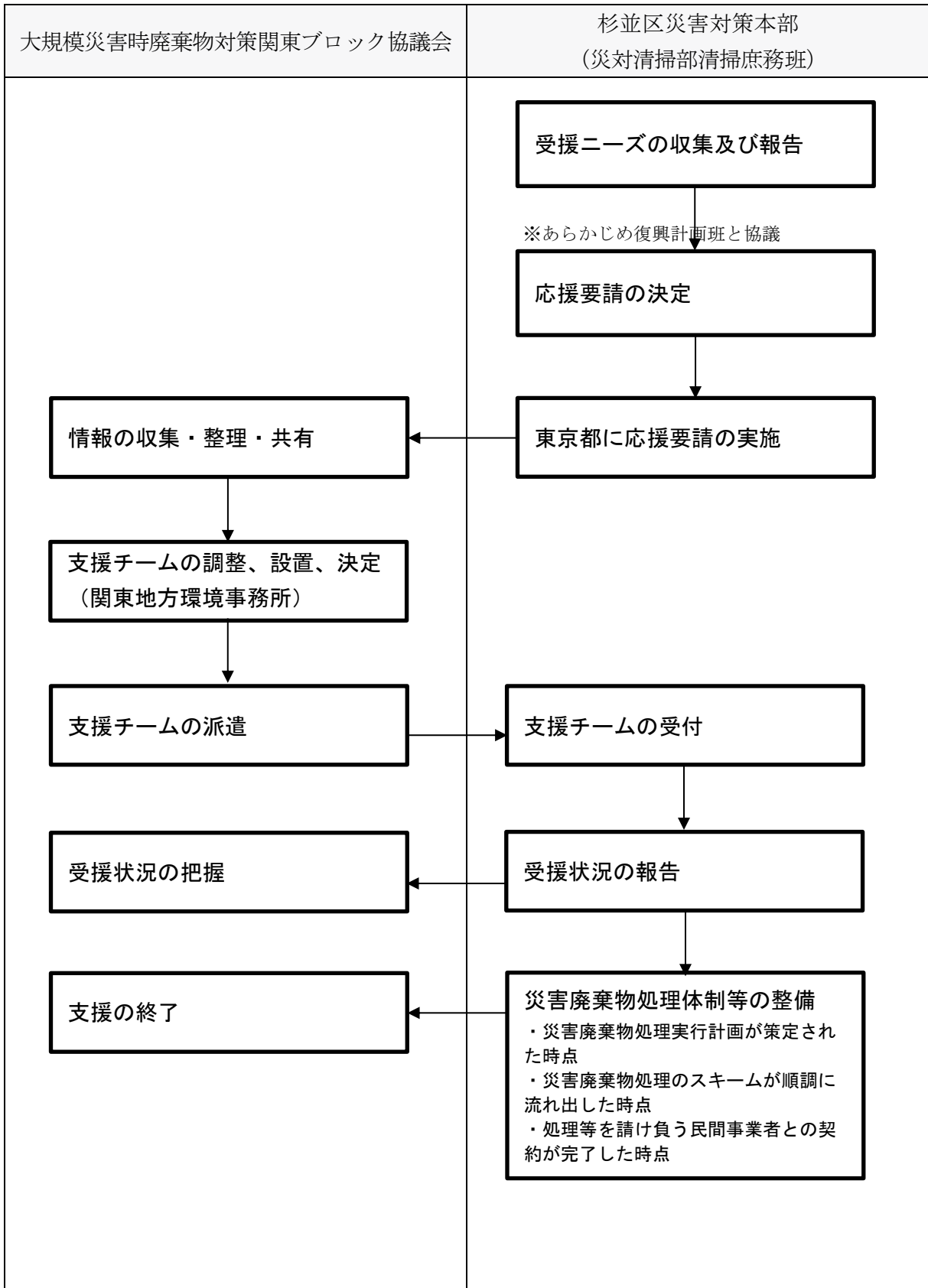
なお、経費の取り扱いについて、支援に赴く際及び現地での移動手段、宿泊、食事の手配に係るものは、派遣する都県及び市区町村が措置する。

表 18 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画と処理計画の位置付け

	市区町村 災害廃棄物処理計画	都県 災害廃棄物処理計画	関東ブロック 災害廃棄物対策行動計画
災害廃棄物処理における機能	直接的役割		
	災害廃棄物の処理主体として実行すべき事項 ・平常時における処理主体としての対応力向上 ・災害時における処理の実施	◎	○ (事務委託の場合について記載)
	側面的支援		
災害廃棄物処理における調整主体として実行すべき事項 ・平常時における連携体制の構築 ・災害時における連携体制の発動 ・調整		◎ (県内主体との調整方法について記載)	○ (県を超えた調整方法について記載)
補完的支援			
処理主体及び調整主体の人的・情動的支援に係る事項 ・平常時における対応力工場支援 ・災害時における情報支援・人的支援	○ (自ら支援者となる場合について記載)	○ (処理主体への支援について記載)	◎ (処理主体・調整主体への支援について記載)

※大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第二版】(平成30年3月)を参考に作成

エ 概要フロー



※支援チーム運営マニュアル（平成 30 年 3 月）大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会を参考に作成

7 スクラム自治体の応援要請・受入手順（プッシュ型）

ア 根拠

- ・ 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書
- ・ 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書
- ・ 杉並区及び小千谷市の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び青梅市の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び北塩原村の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び忍野村の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び南伊豆町の災害時相互援助に関する協定

イ 概要

大規模災害が発生した場合、各スクラム自治体においては、「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」に基づいて、被災したスクラム自治体に対して、災害発生直後から先遣隊及び応援職員（プッシュ型）を派遣する。

スクラム自治体のうち、窓口自治体及び支援スクラム自治体から派遣された応援職員（プッシュ型）が到着した場合は、応援職員（プッシュ型）を受け入れ、震災救援所の運営、物資受け入れ配分業務に関係する業務を中心に、各災害対策本部業務の進捗状況や対応職員の過不足を把握したうえで、応援職員（プッシュ型）が従事する業務を決定する。

また、災害発生から1週間程度には、区の受援ニーズに基づいて応援職員（プル型）が派遣されるため、応援職員（プル型）が従事する業務について事前に窓口自治体の先遣隊と調整を実施する。

※スクラム自治体支援の仕組みについては、「第6章 スクラム自治体との連携について」を参照

ウ 派遣要請に向けた手順

（ア）震度5弱以上の揺れが発生した場合

区内で震度5弱の揺れが発生した場合で、かつ、窓口自治体である小千谷市が区と連絡がとれない場合に、先遣隊が派遣される。

また、衛星回線等で窓口自治体である小千谷市に連絡ができる場合は、区内の被害状況を伝達するとともに、プッシュ型人的支援の可否も伝達する。

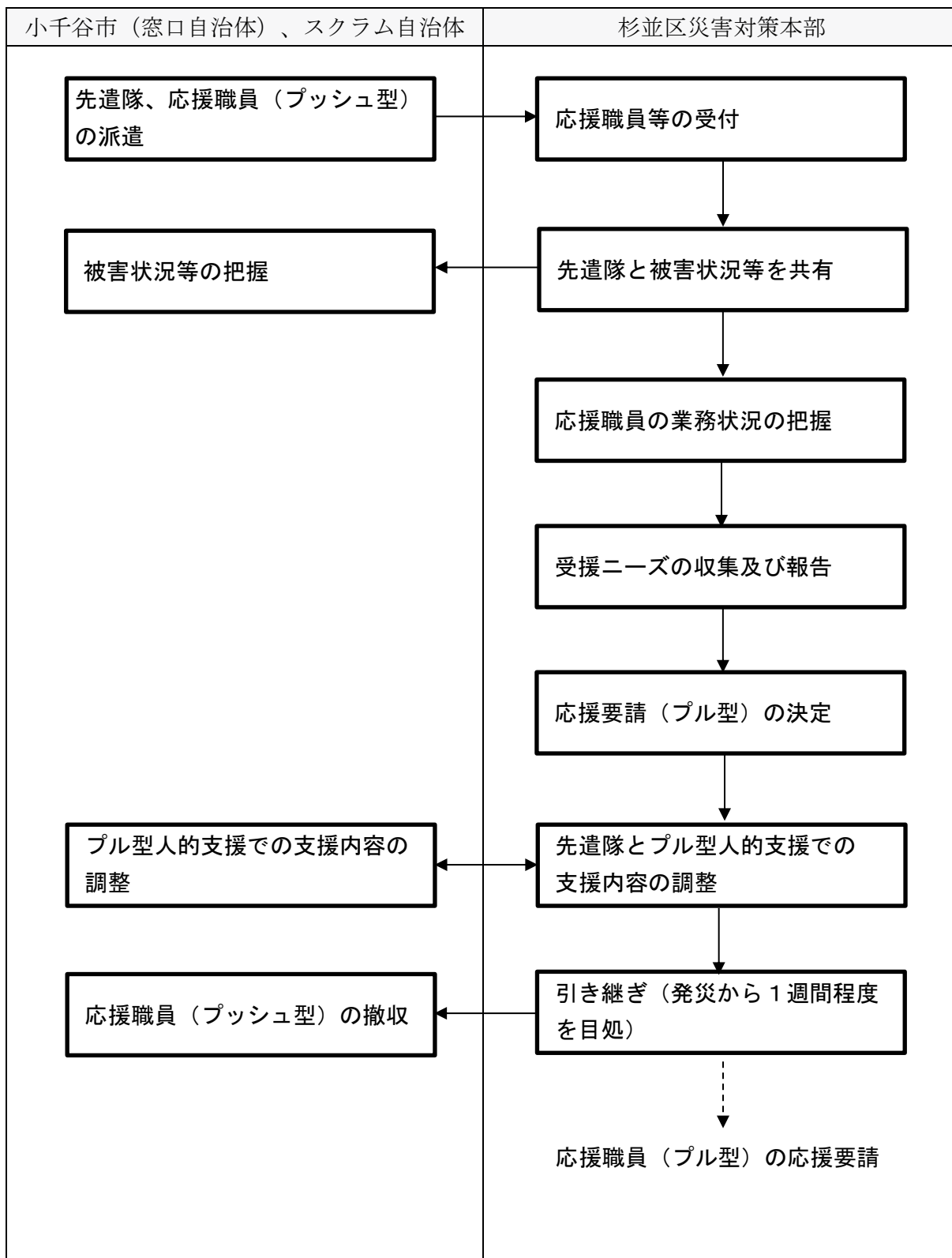
（イ）震度7の揺れが発生した場合

区内で震度7の揺れが発生した場合、窓口自治体である小千谷市から先遣隊及び応援職員（プッシュ型）、支援スクラム自治体から応援職員（プッシュ型）が派遣されるため、この時点で応援要請を行ったものとみなされる。

（ウ）上記以外の場合

窓口自治体である小千谷市に応援要請を実施する。

エ 概要フロー



※震度7の揺れが発生した場合

8 スクラム自治体の応援要請・受入手順（プル型）

ア 根拠

- ・ 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書
- ・ 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書
- ・ 杉並区及び小千谷市の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び青梅市の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び北塩原村の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び忍野村の災害時相互援助に関する協定
- ・ 杉並区及び南伊豆町の災害時相互援助に関する協定

イ 応援の枠組み

（ア）窓口自治体の設定

窓口自治体の設定は、各スクラム自治体に担当の窓口自治体をあらかじめ定めるカウンターパート方式※とする。

※【用語】カウンターパート方式

被災自治体に対し、応援する自治体を割り当てて応援する方式。
 応援自治体が複数になる場合もある。府県レベルのほか、市町村レベルのカウンターパート方式があり、東日本大震災でこの方式による応援が高く評価された。
 （出典）「関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）」
 （平成24年3月、関西広域連合 広域防災局）

（イ）地域ブロックによる窓口自治体の割り当て

窓口自治体は、担当する自治体と近接していることが望ましいが、その一方で被災自治体と同時被災しない程度に離れている必要がある。このため、スクラム自治体を地域単位のブロックに分け、ある地域ブロックが被災した場合には、あらかじめ定めた別の地域ブロックの自治体が窓口自治体となる体制とする。

なお、窓口自治体としての活動が可能なスクラム自治体の状況や近年の気候変動により高まる災害リスクを考慮し、「東京・山梨・静岡ブロック」のうち、「山梨・静岡ブロック」の構成自治体が被災した場合に限り、近隣である「東京ブロック」の構成自治体を割り当てる。

表 19 地域ブロックにおける構成自治体別の窓口自治体

地域ブロック	構成自治体	窓口自治体
東京・山梨・静岡ブロック	杉並区	○
	青梅市	○
	忍野村	—
	南伊豆町	—
新潟・群馬ブロック	小千谷市	○
	東吾妻町	—

地域ブロック	構成自治体	窓口自治体
福島ブロック	南相馬市	○
	北塩原村	—
北海道ブロック	名寄市	—

表 20 受援（被災）自治体ごとの窓口自治体の割り当て

受援（被災）自治体	窓口自治体
東京・山梨・静岡ブロックの構成自治体 ※上記のうち、山梨・静岡ブロックの構成自治体	新潟・群馬ブロックのいずれかの構成自治体 東京ブロックのいずれかの構成自治体
新潟・群馬ブロックの構成自治体	東京・山梨・静岡ブロックのいずれかの構成自治体
福島ブロックの構成自治体	東京・山梨・静岡ブロックのいずれかの構成自治体
北海道ブロックの構成自治体	福島ブロックのいずれかの構成自治体

ウ 概要

大規模災害が発生した場合、各スクラム自治体においては、「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」に基づいて、被災したスクラム自治体に対して、災害発生から1週間程度以降にリエゾン及び応援職員（プル型）を派遣する。

応援職員（プル型）が従事する業務を先遣隊と事前に調整した内容に基づいて、スクラム自治体に応援要請を実施する。

区は、派遣された応援職員（プル型）の受け入れ、区が実施している非常時優先業務等の活動支援を推進する。

また、区は、リエゾンと応援職員（プル型）の派遣に関する調整（対応業務の変更や応援職員の対応人数の調整等）を行う。

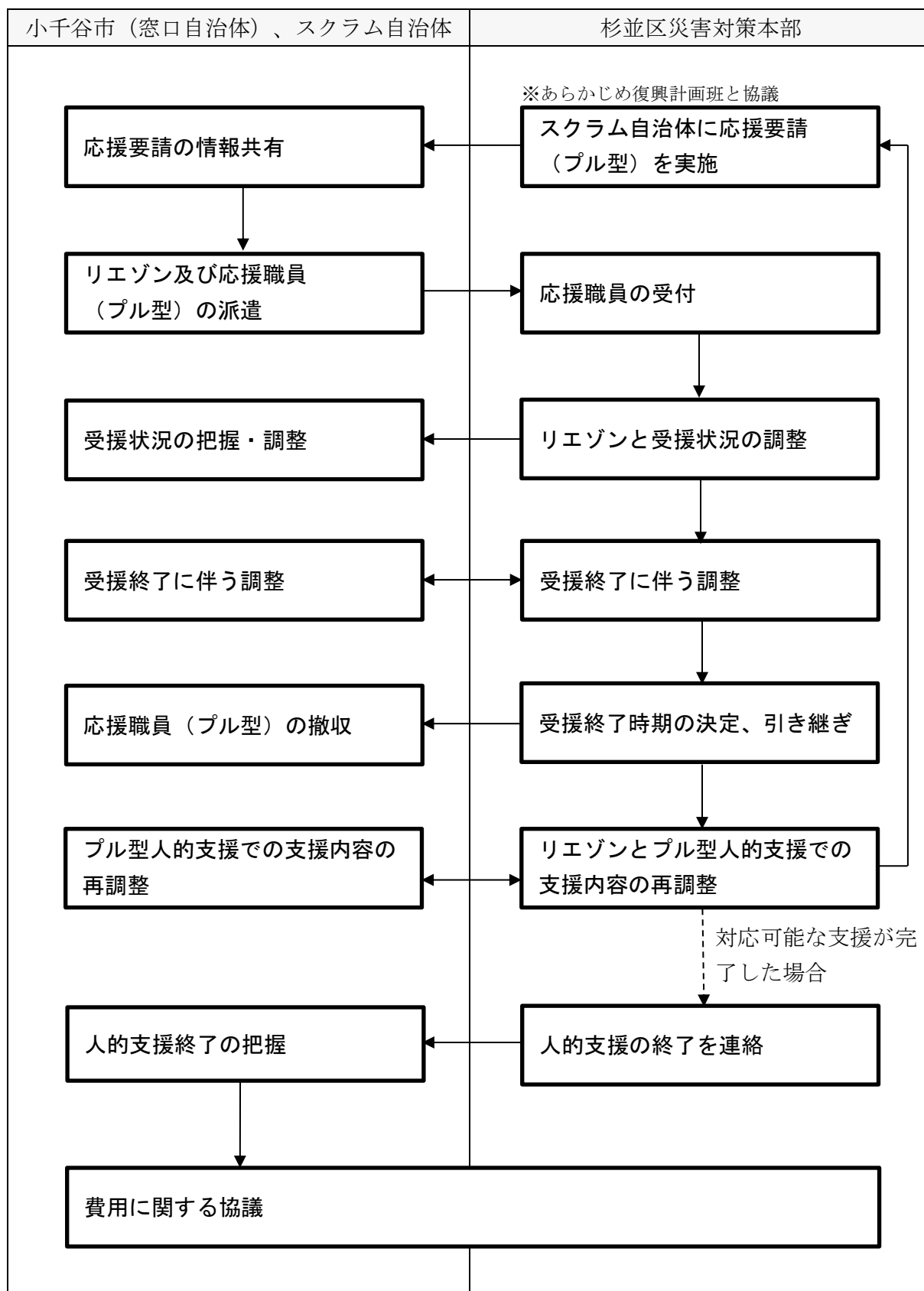
表 21 先遣隊・リエゾンの派遣期間、派遣人数、主な役割等

	先遣隊	リエゾン
派遣時期	災害発生直後	災害発生から1週間程度以降 (必要に応じて)
派遣人数	2名	2名
派遣期間	4日から5日	4日から5日(交代制) ※窓口自治体によって異なる。
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の把握 受援ニーズの把握(物資も含む) 窓口自治体への情報提供 応援職員の派遣に関する調整 	<ul style="list-style-type: none"> 支援状況の把握 受援ニーズの把握(物資も含む) 窓口自治体への情報提供 応援職員の派遣に関する調整 現地応援職員の状況把握
派遣元	窓口自治体	窓口自治体

エ 要請に当たり明らかにする事項

窓口自治体である小千谷市の先遣隊と応援職員（プル型）が従事する業務について事前に調整した内容を「様式1-1」に記載して、窓口自治体である小千谷市に提出して正式に応援要請を実施する。

オ 概要フロー



9 相互応援協定等の応援要請・受入手順

ア 根拠

- ・特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定
- ・杉並区及び武蔵野市の災害時相互協力に関する協定

イ 概要

大規模災害発生時、特別区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区が十分な対策等が実施できない場合に、支援が可能な区が、連携して災害を受けた区を支援する。

また、武蔵野市とも協定を締結しているため、相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

ウ 派遣要請に向けた手順

(ア) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

区は、速やかに特別区支援対策本部又は連絡可能な区に派遣要請を実施する。

また、区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは、特別区支援対策本部の判断により、支援活動の要請を受ける。

表 22 特別区支援対策本部に応援要請が可能な支援概要

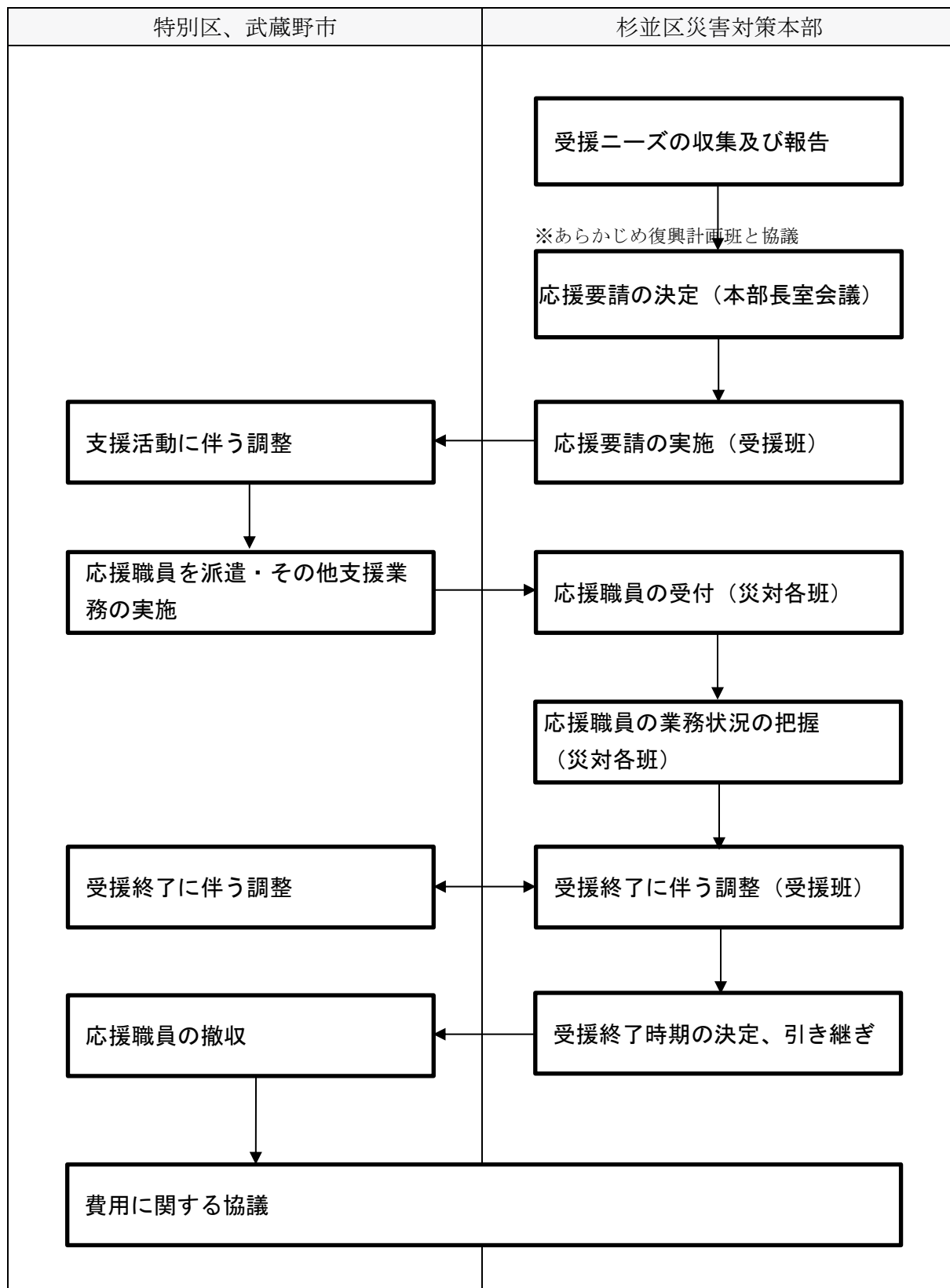
応援要請が可能な支援概要	根拠
応援職員の派遣	協定第 5 条第 1 号関係
救援物資の提供 ※搬入場所における仕分作業・運送作業等を含む	協定第 5 条第 2 号関係
ボランティアの斡旋	協定第 5 条第 4 号関係
区外での避難生活が必要な被災者の受け入れ	協定第 5 条第 5 号関係
動物の保護・収容に必要な食料及び資機材の提供 ※搬入場所における仕分作業・運送作業等を含む	協定第 5 条第 6 号関係
医療救護班の派遣	協定第 5 条第 7 号関係
ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の提供	協定第 5 条第 8 号関係
災害時要配慮者の救援活動に関する専門職員等の派遣、二次避難所の提供、災害時要配慮者が必要な物資	協定第 5 条第 9 号関係
遺体の保管に必要な資機材及び車両の提供、遺体搬送等を行う 応援職員の派遣	協定第 5 条第 10 号関係
道路の被害状況調査、資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等	協定第 5 条第 11 号関係
建物の被害判定に必要な職員の派遣、資機材等の提供	協定第 5 条第 12 号関係
仮設住宅建設用地の提供	協定第 5 条第 13 号関係

※特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目を参考に作成

(イ) 杉並区及び武蔵野市の災害時相互協力に関する協定

区は、武蔵野市に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、東京都防災行政無線等により要請し、その後速やかに文書を提出する。

エ 概要フロー



10 自治体ネットワーク組織等の応援要請・受入手順

ア 根拠

- ・中越大震災ネットワークおぢやに関する規約
- ・中越大震災ネットワークおぢや 災害時応援派遣に関する申し合わせ
(平成20年7月31日制定)

※区は、中越大震災ネットワークおぢやの加入自治体である。

(付属資料) 2-4 中越大震災ネットワークおぢや 構成会員リスト

イ 概要

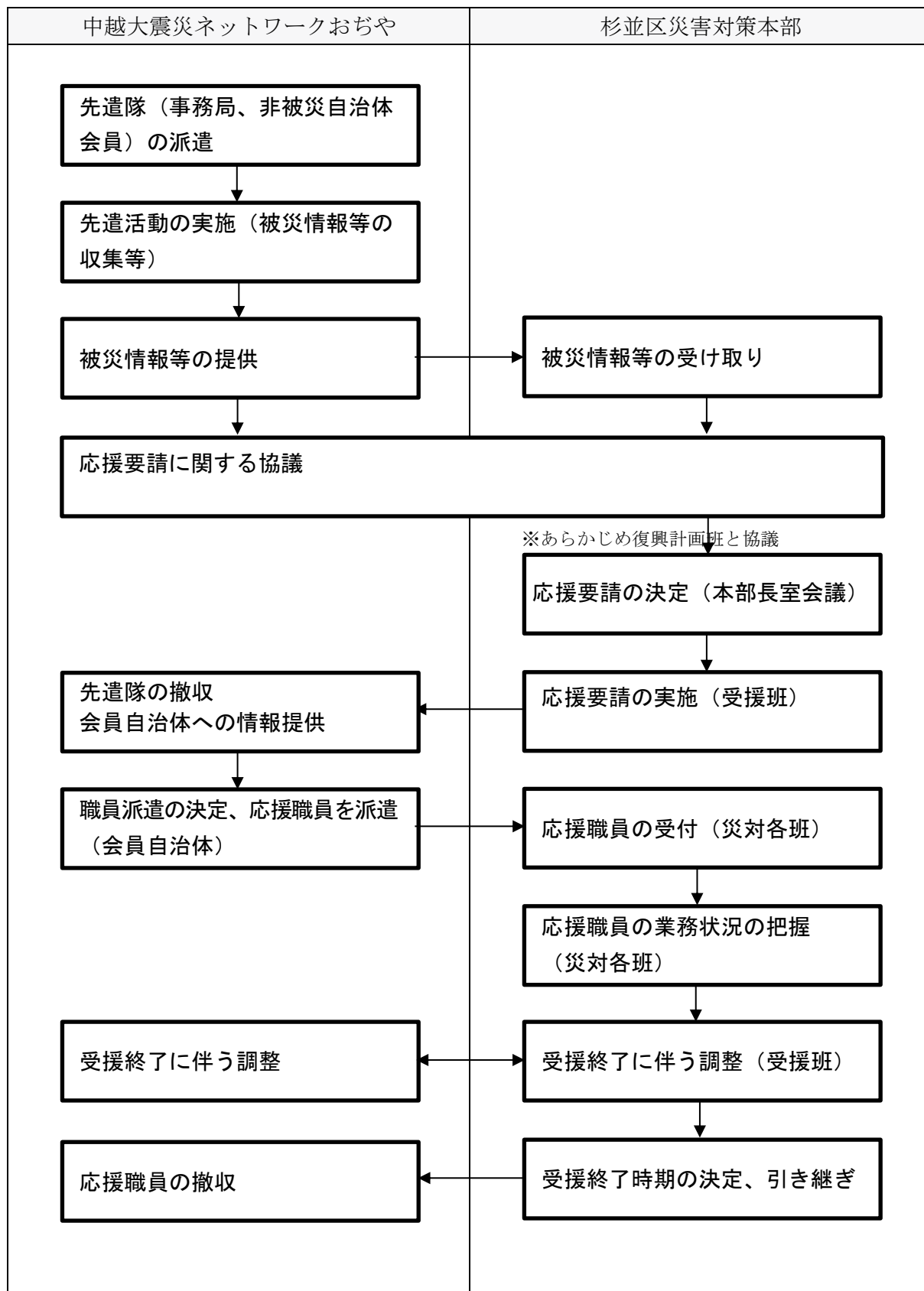
中越大震災ネットワークおぢやは、災害発生時における被災自治体の災害対策業務支援のための情報の提供と経験を有する職員等の派遣調整を実施する。

なお、先遣活動に要する費用は原則として「中越大震災ネットワークおぢや」が負担し、応援職員派遣活動に要する費用は、原則として派遣元自治体が負担するものとされている。

ウ 派遣要請に向けた手順

区は、中越大震災ネットワークおぢやの先遣隊と応援要請に関する協議を行い、派遣期間、業務内容、応援職員の人数、現地連絡窓口等を示して応援要請を実施する。

エ 概要フロー



※中越大震災ネットワークおぢやの災害時活動報告も参考に作成

1 1 個別協定による応援要請・受入手順

ア 根拠

区が防災関係機関や民間企業等と個別に締結している協定

(付属資料) 2-1 協定先一覧及び担当班一覧

イ 概要

大規模災害発生時、区のみでは応急対策を実施することが困難な場合、業務の協力を要請することができる。

ウ 派遣要請に向けた手順

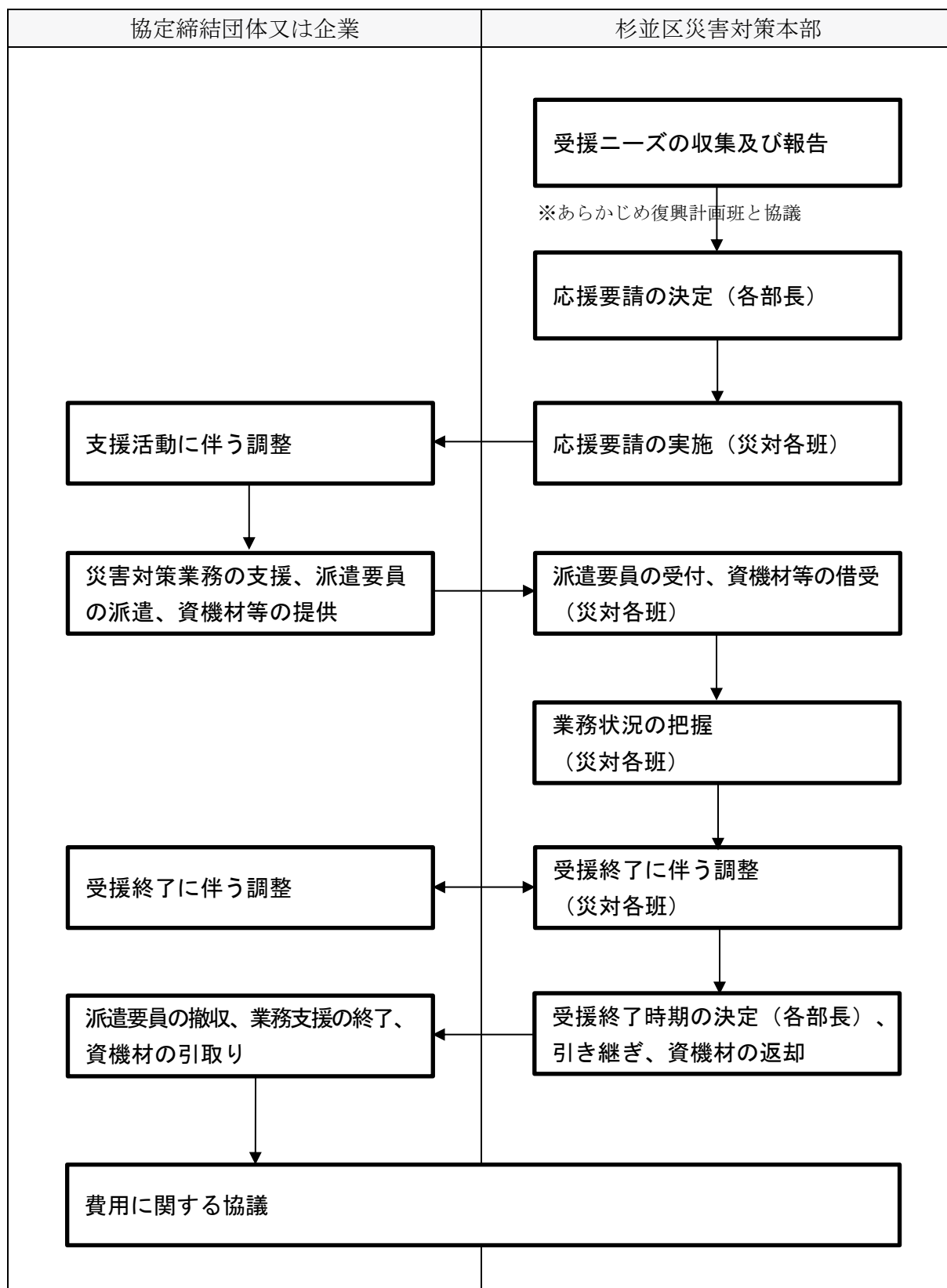
区は、それぞれの協定で定められた要請手続きの方法に基づいて、防災関係機関や民間企業等に応援を要請する。

協定を締結している防災関係機関や民間企業等については、災対各班が協定に基づいて要請し、派遣要員や資機材を受け入れ、派遣要員や資機材を受け入れた受援対象業務の実施状況を把握する。

災対各班は、派遣要員や資機材を受け入れた場合や、受援対象業務の実施状況を把握した場合は、災対各部庶務班を通じて災対総務部受援班に報告する。

なお、応援要請にかかる費用に関する事項については、協定内の規定に基づき、事前に復興計画班と協議を行うものとする。

エ 概要フロー



1 2 専門ボランティアや関係機関の応援要請・受入手順

ア 根拠

- ・杉並区地域防災計画（震災・風水害編）
- ・東京都防災ボランティア制度

イ 概要

大規模災害発生時、被災者の生活再建や自立支援、区が実施する災害対策本部業務の推進を目的に専門的な知識や技術を有するボランティアを受け入れる。

表 23 杉並区地域防災計画で想定している専門ボランティアの種別及び受入窓口

専門ボランティアの種別	受入窓口
医療関係のボランティア	医療救護部
外国人に対する語学ボランティア ※杉並区交流協会	救援部
東京都防災ボランティア (応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士等)	災対各班、東京都
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京都
赤十字ボランティア	日本赤十字社東京都支部

ウ 派遣要請に向けた手順

専門ボランティアについては、災対各班が専門ボランティアや関係機関へ要請し、受付・登録、活動拠点の提供、派遣等の業務を実施する。

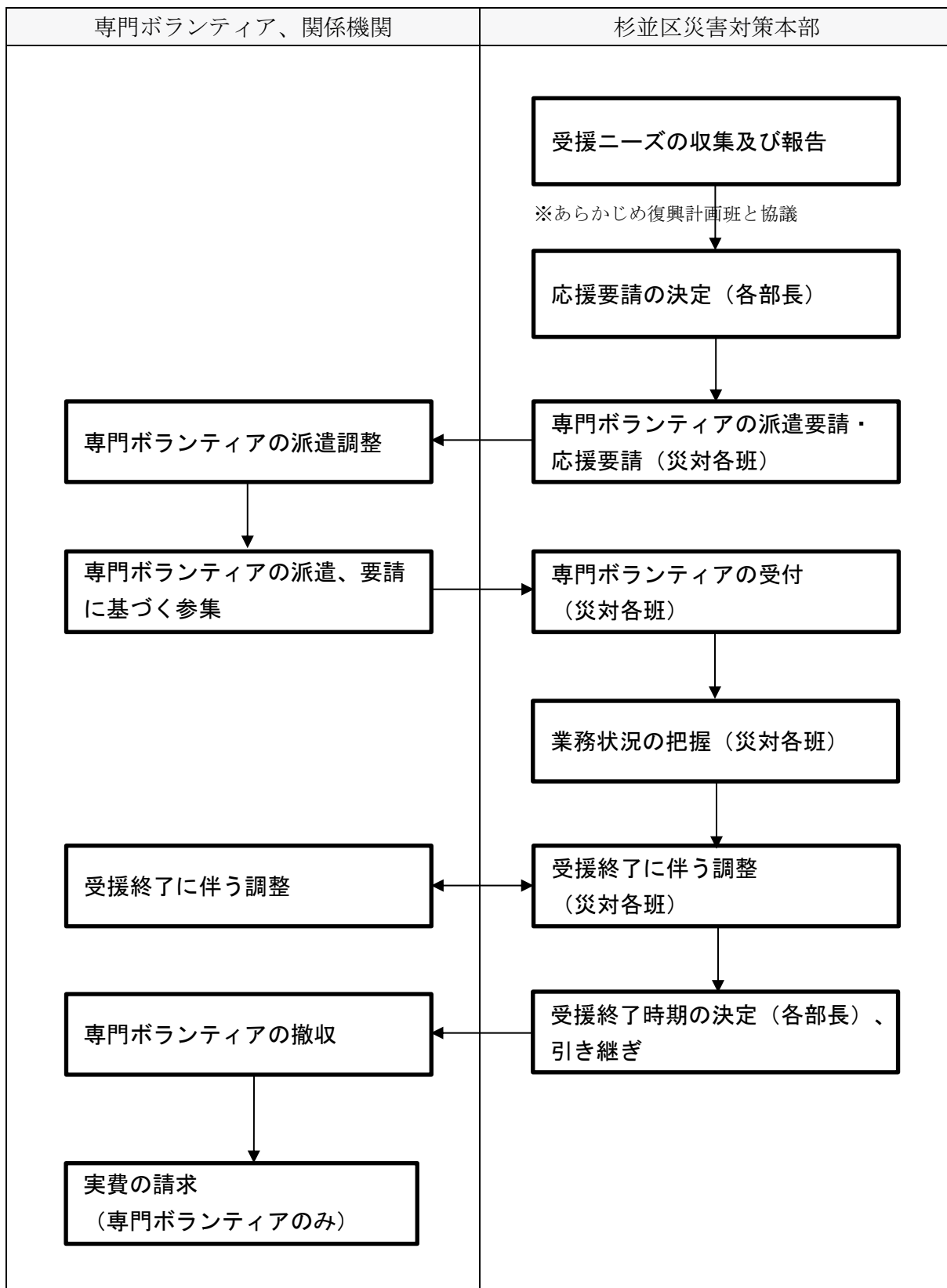
なお、応援要請の際には、必要に応じて費用に関する事項について、事前に復興計画班と協議を行うものとする。

災対各班は、専門ボランティアを受け入れた場合、災対各部庶務班を通じて災対総務部受援班に報告する。

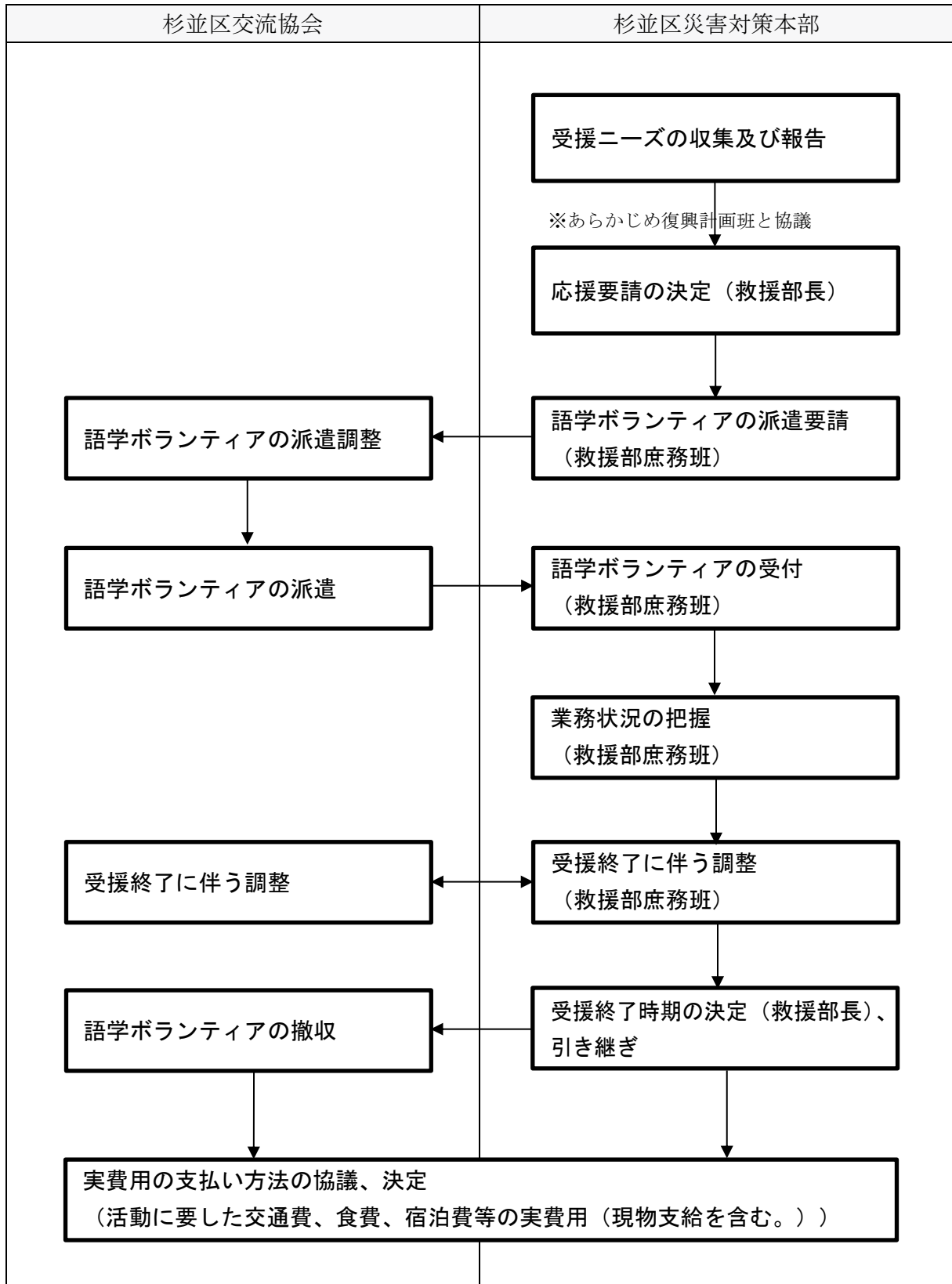
表 24 専門ボランティアと一般ボランティアの定義等

項目	専門ボランティア	一般ボランティア
定義	専門的な知識及び技術を必要とする業務に従事するボランティア	専門的な知識や経験を必要としない業務に従事するボランティア
資格・職能 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師 ・薬剤師 ・臨床心理士 ・社会福祉士 ・応急危険度判定士 ・被災宅地危険度判定士 ・多言語翻訳者、通訳者 等 	なし ※専門的な知識や経験を必要としない活動を行うため。
受け入れ窓口	災対各部庶務班、関係機関	区災害ボランティアセンター (杉並区社会福祉協議会)

エ 概要フロー（基本的な流れ）

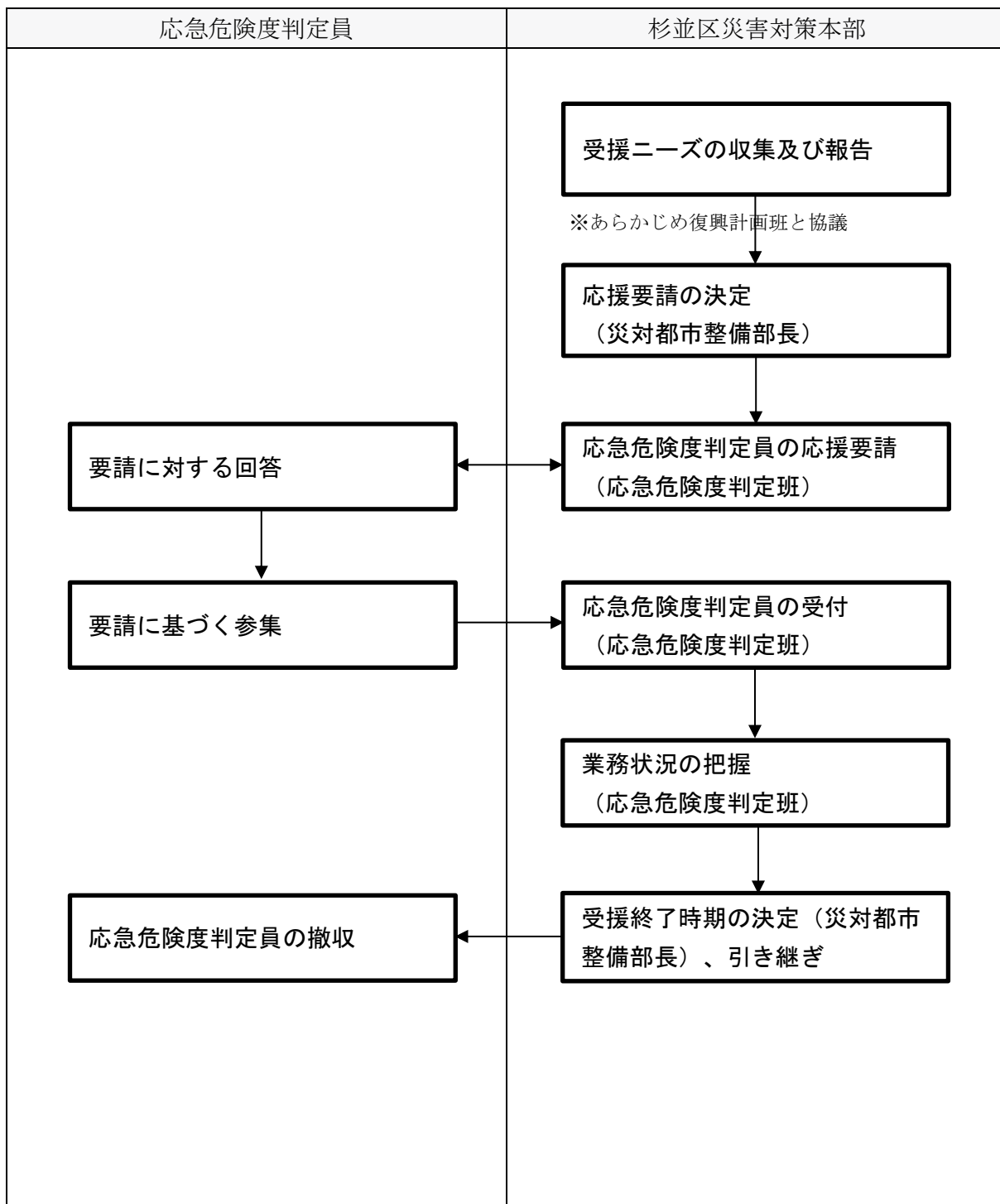


オ 概要フロー（語学ボランティア）



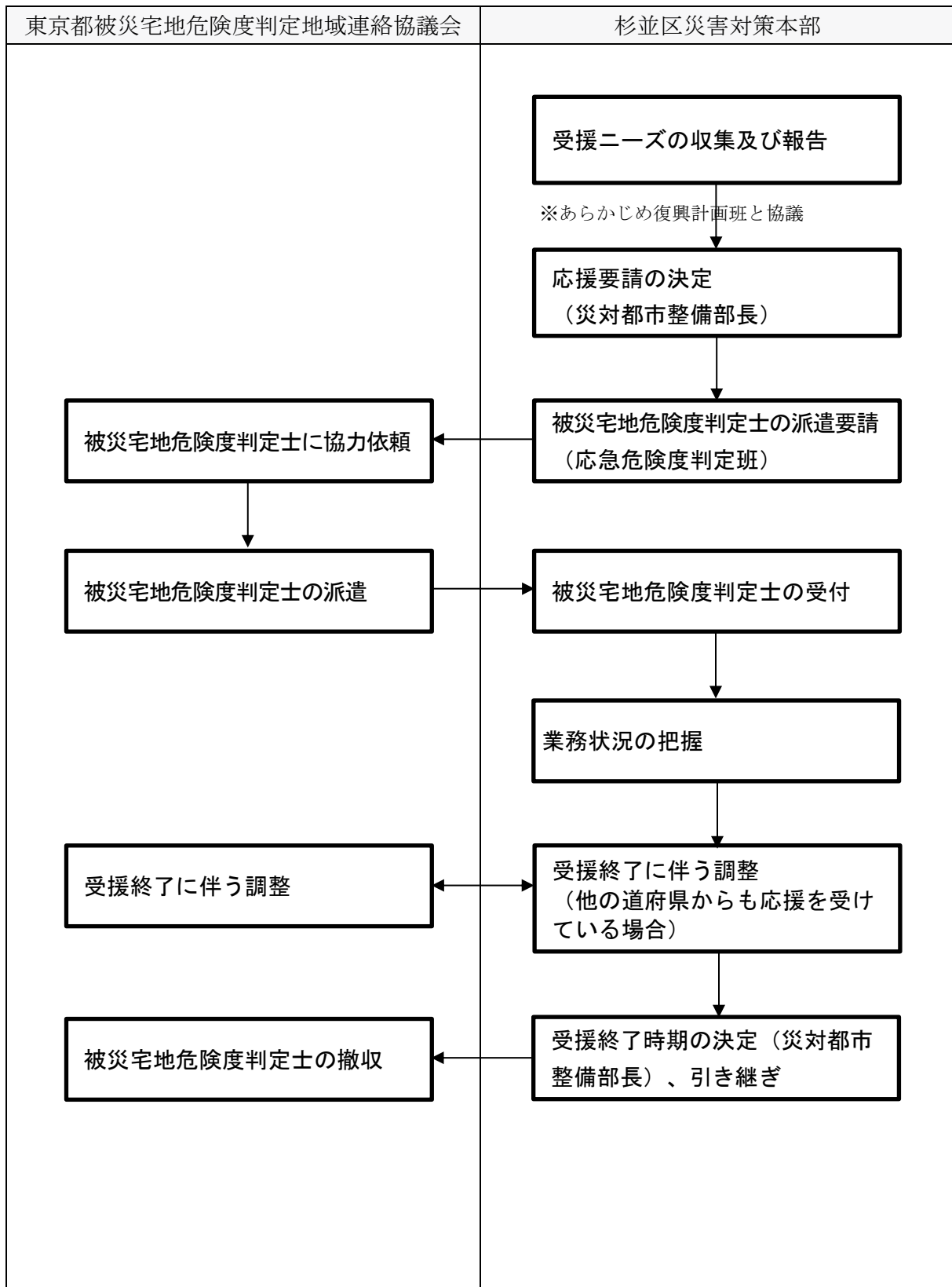
※災害時における語学ボランティアの派遣に関する協定を参考に作成

カ 概要フロー（応急危険度判定員）



※「東京都防災ボランティア制度に基づく被災建築物応急危険度判定制度について」を参考に作成

キ 概要フロー（被災宅地危険度判定士）



※「東京都被災宅地危険度判定実施要綱について」を参考に作成

1.3 一般ボランティアの応援要請・受入手順

ア 根拠

- ・災害時におけるボランティア活動に関する協定

イ 概要

大規模災害発生時、杉並区社会福祉協議会は、区と協議のうえ、一般ボランティアを受け入れ、活動を応援することを目的として、区災害ボランティアセンターを設置する。

なお、区災害ボランティアセンターの開設状況の確認やボランティアニーズ等の情報提供については、救援部庶務班が実施する。

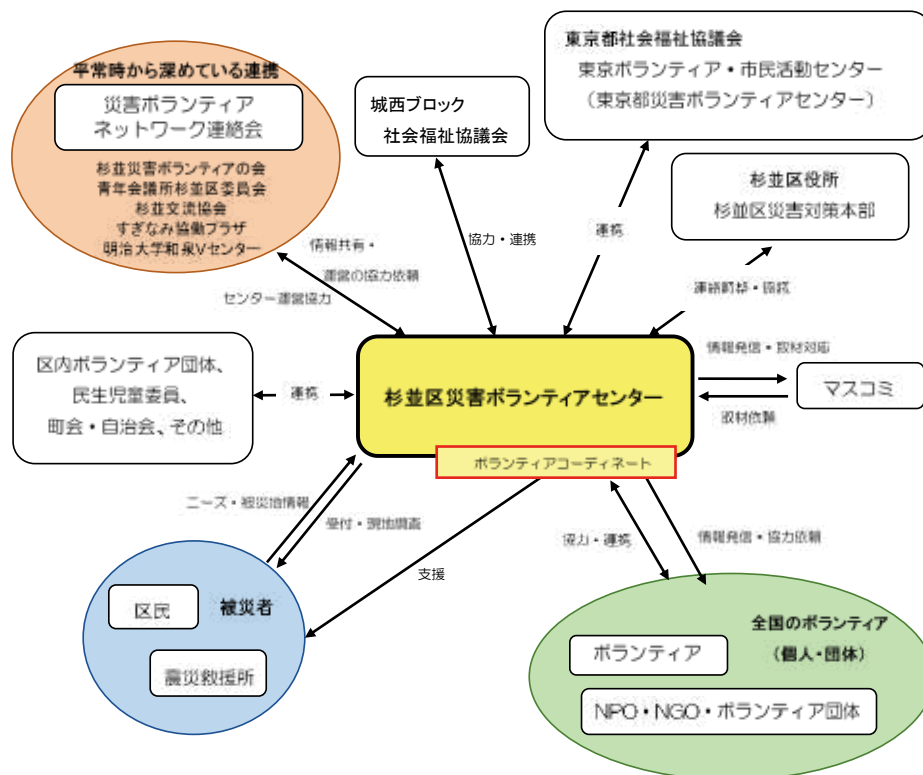
一般ボランティアは、区災害ボランティアセンターが収集した被災者からのニーズや杉並区災害対策本部の要請内容などとマッチングされた被災者支援業務を実施する。

ウ 派遣要請に向けた手順

一般ボランティアについては、災対各部署から区災害ボランティアセンターに対して応援要請を実施し、活動現場、活動拠点等で一般ボランティアを受け入れる。

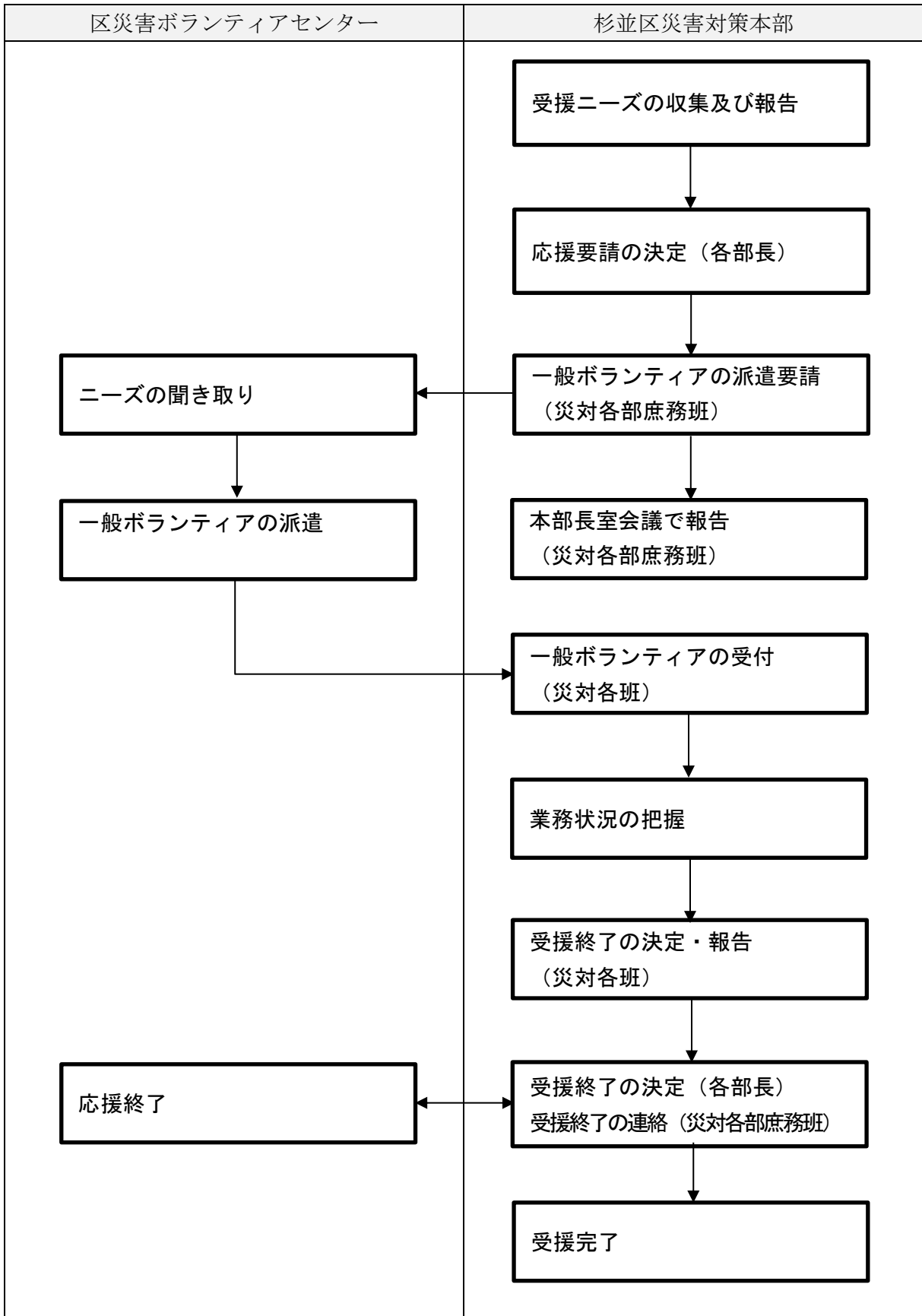
なお、特別な専門性を持たず、無償で被災者の応援のために駆けつける個人又はボランティア団体の方は、様々な被災地経験を有していることも考えられるため、ボランティアリーダーと被災者支援業務の調整することに留意する。

図 14 区災害ボランティアセンターと各セクションの連携



(出典) 杉並区災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアル (2019年9月) 参照

概要フロー



1.4 未協定の自治体や団体からの応援申出・受入手順

大規模災害が発生した場合の外部からの応援は、区が東京都や協定締結団体に応援要請を実施する以外に、協定を締結していない自治体やNPO団体、民間企業等から自発的な応援の申し出を受ける場合もある。

なお、NPO団体等との情報交換については、救援部庶務班が実施する。

協定を締結していない自治体やNPO団体、民間企業等から自発的な応援の申し出の受け入れに伴う基本的な考え方は、次のとおりである。

ア 申し出の受け入れ手順

(ア) 申し出の受付窓口

外部からの応援の申し出を最初に受け付ける受付窓口は、災対総務部受援班に統一して、応援内容を確認する。

(イ) 応援内容に基づいた振り分け

災対総務部受援班は、確認した応援内容に基づいて、次の対応を実施する。

支援物資のニーズは、物資班が把握していることから、災対総務部受援班が受付窓口として、支援物資の概要を把握したうえで、物資班に取り次ぐ。

また、「応援職員等と支援物資」又は「資機材と支援物資」の組合せで外部から応援の申し出を受けた場合は、災対総務部受援班が応援内容の全体を把握し、支援物資の概要を物資班に取り次ぐ。

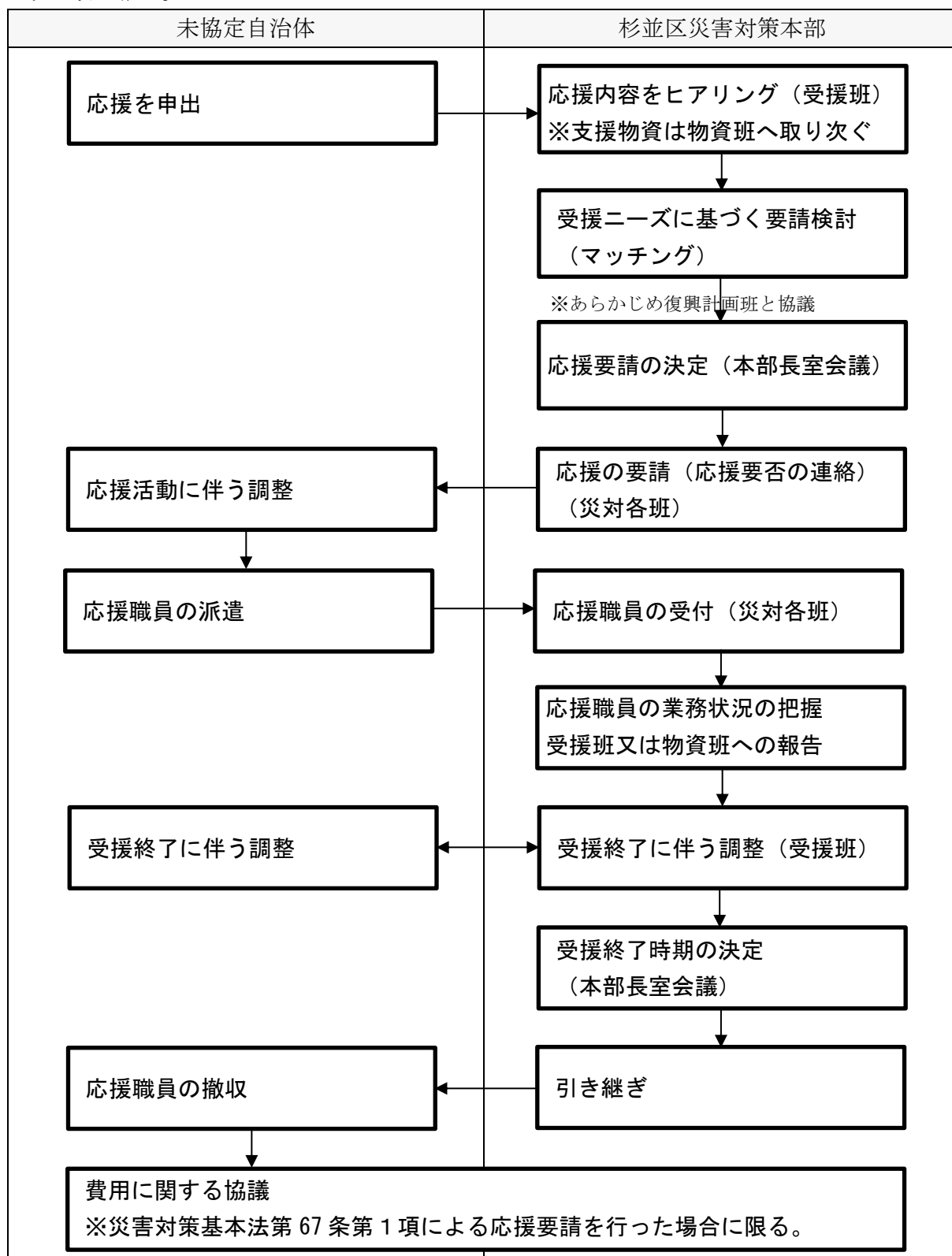
なお、応援要請の際には、費用に関する事項について、事前に復興計画班と協議を行うものとする。

表 25 応援内容別の対応方法

応援内容の種別	対応方法
応援職員や派遣要員	応援職員等の対応可能な業務、対応人数、対応可能期間等を確認する。 集約した受援ニーズから需要を確認してマッチングを行う。必要に応じて、該当する班に連絡して、必要要否を確認する。
業務で使用する資機材	資機材の種別、数量、貸出期間等を確認する。 集約した受援ニーズから需要を確認してマッチングを行う。必要に応じて、該当する班に連絡して、必要要否を確認する。
支援物資 (水、食料、生活必需品等)	概要を確認して、物資班に取り次ぐ。 物資班が、支援物資ニーズに基づいて供給要請又は辞退(充足している場合等)する。

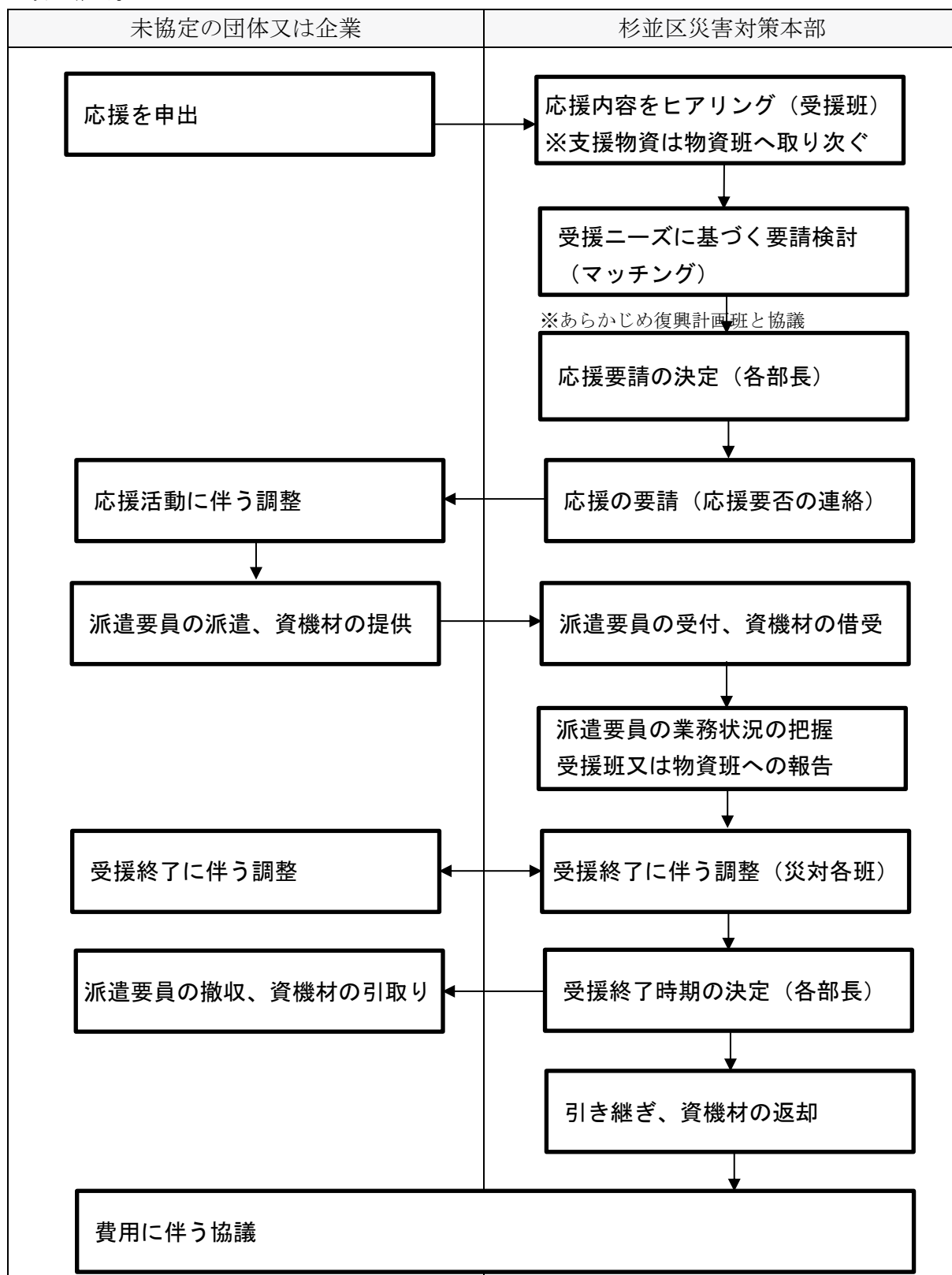
(2) 未協定自治体

未協定の自治体から応援の申し出があった場合は、災対総務部受援班が窓口となって、応援内容のヒアリング、連絡調整等を行い、本部長室会議で応援要請を決定した後に、災対各班に引き継ぐ。



(3) 未協定の団体又は企業

地方公共団体以外の未協定の団体又は企業から応援の申し出があった場合は、災対総務部受援班が窓口となって、応援内容のヒアリング、応援の要否や、連絡調整等を行い、災対各班に引き継ぐ。



第3章 物的な受援

第1節 首都直下地震発生時に想定されるタイムライン

本計画の全体像として、次ページに「首都直下地震発生時に想定されるタイムライン」として区及び関係機関等の対応イメージを示す。なお、このタイムラインの作成に当たっては、以下の計画等を参考とした。

表 26 タイムライン作成に当たって参考とした計画等

区分	計画等名	策定年月	策定者
緊急輸送ルート の確保	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画	平成 28 年 3 月	中央防災会議幹事会
	首都直下地震道路啓開計画（改訂版）	平成 28 年 6 月	首都直下地震道路啓開計画検討協議会※
	発災時における緊急輸送ルート確保に向けた基本方針	平成 28 年 3 月	東京都
支援物資	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画	平成 28 年 3 月	中央防災会議幹事会
	東京都地域防災計画 震災編（平成 26 年修正）	平成 26 年 7 月	東京都
	首都直下地震等対処要領（改定版）	平成 28 年 3 月	東京都
	杉並区地域防災計画（震災編）（平成 27 年修正）	平成 27 年 3 月	杉並区

※ 国土交通省（本省）、関東地方整備局、東京都、NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、首都高速道路等で構成

首都直下地震における支援物資供給に係るタイムライン(イメージ)

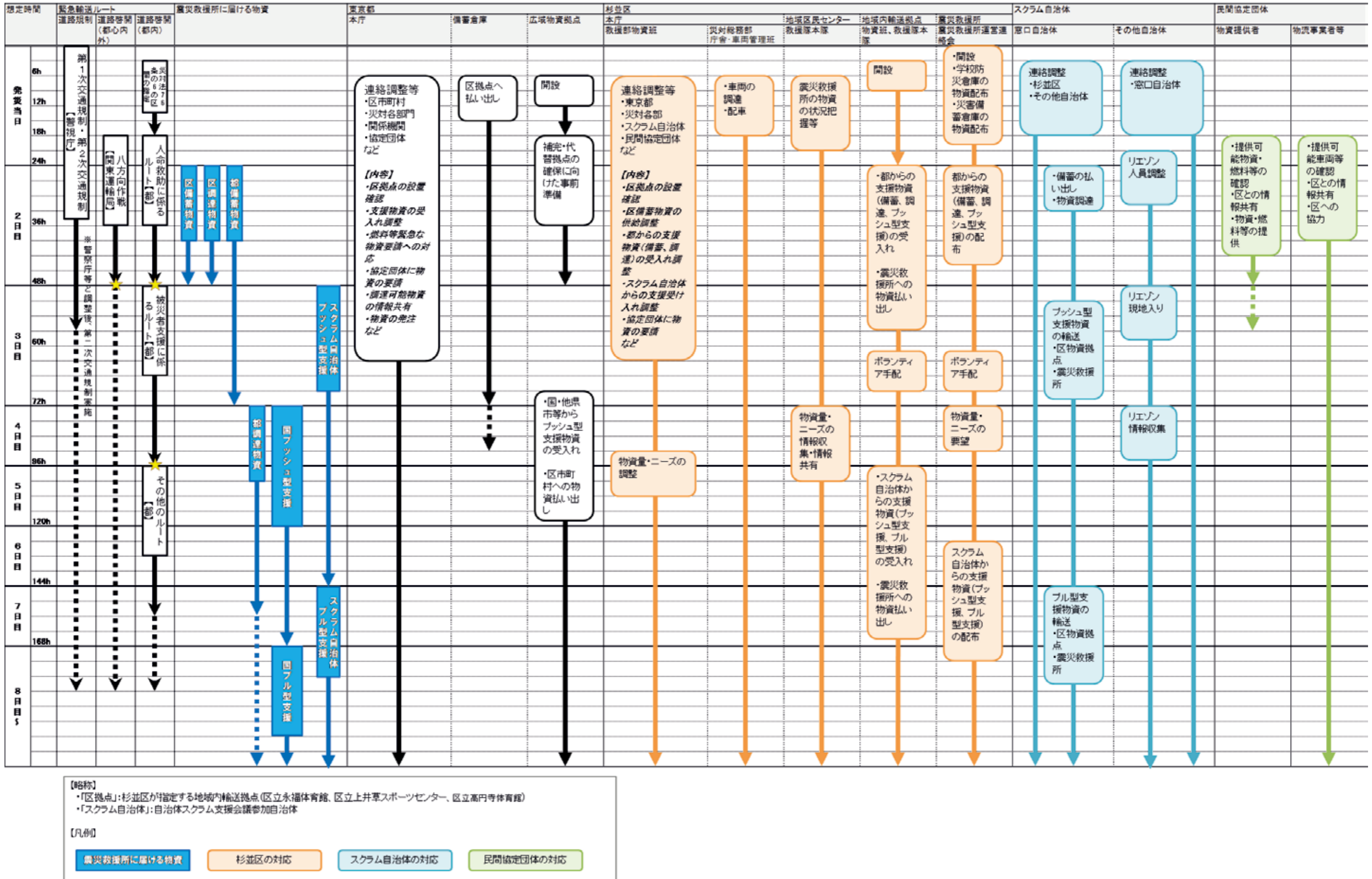


図 15 首都直下地震発生時に想定されるタイムライン

1 「緊急輸送ルート」について

警視庁による交通規制（第一次、第二次）、国・東京都等の道路管理者による道路啓開が行われる。

道路啓開については、国では、「八方向作戦」（南、南西、西、北西、北、北東、東、南東）により、発災後 48 時間以内に各方向最低 1 ルートの道路啓開を実施することを目標としている。このうち、本区がかかる「西方向」では、中央道、首都高 4 号線、国道 20 号が「道路啓開候補路線」として指定されている（図 16）。

また、東京都では、「STEP 1：人命救助に係る緊急輸送ルート」では発災後 48 時間以内に、「STEP 2：被災者支援に係る緊急輸送ルート」では発災後 96 時間以内に、上下線各 1 車線を確保することを目標としている（図 17）。

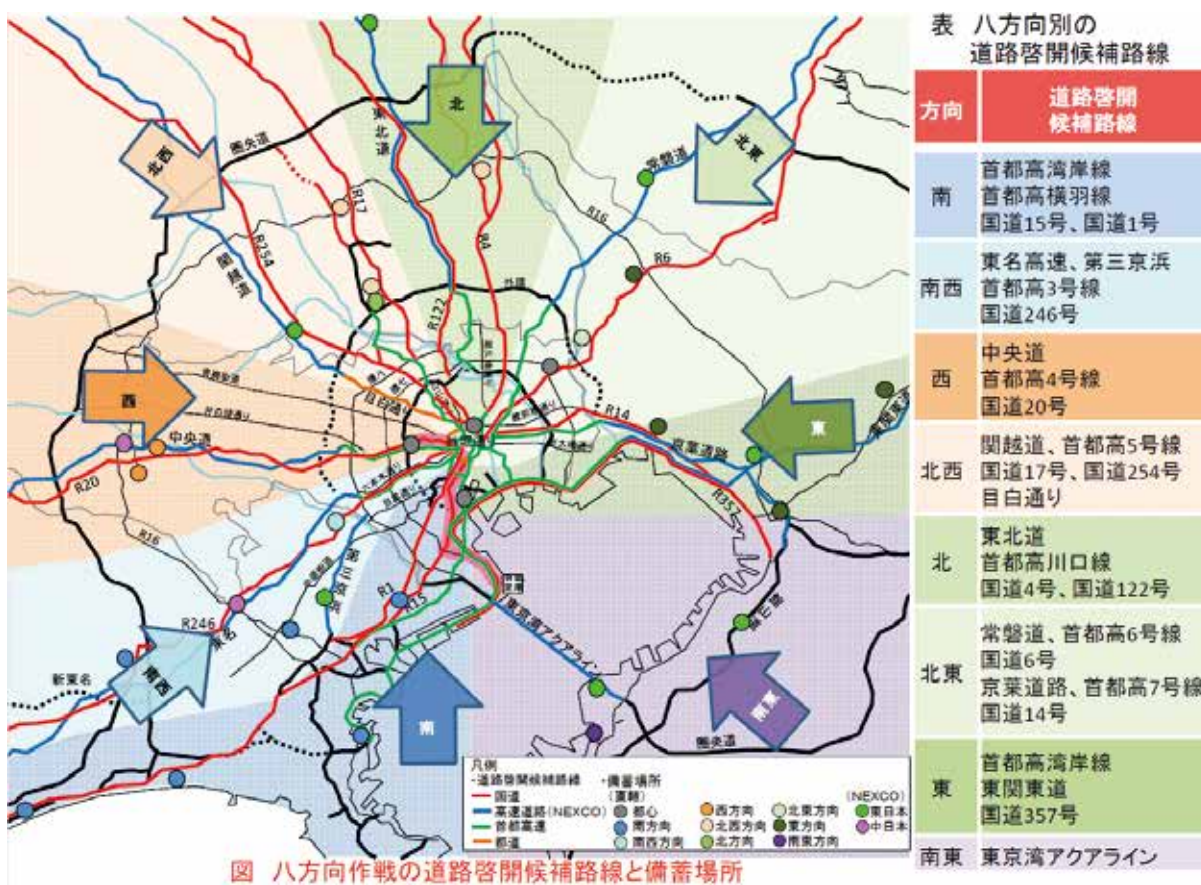


図 16 国による緊急輸送ルート確保の概要（八方向作戦の道路啓開候補路線）

【出典】首都直下地震道路啓開計画検討協議会. 首都直下地震道路啓開計画（改訂版），2016-06-30, <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/bousai/index00000002.html>,（アクセス日：2017-02-15）。



※国道、高速道路は含まない。

図 17 東京都による緊急輸送ルート確保の概要（対象ルート、目標時間など）

【出典】東京都. 首都直下地震等対処要領（改定版），2016-03，<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/taisaku/100061/1002551.html>，（アクセス日：2017-02-15）。

2 「震災救援所に届ける物資」について

【新たな備蓄及び震災時の支援物資供給の考え方】

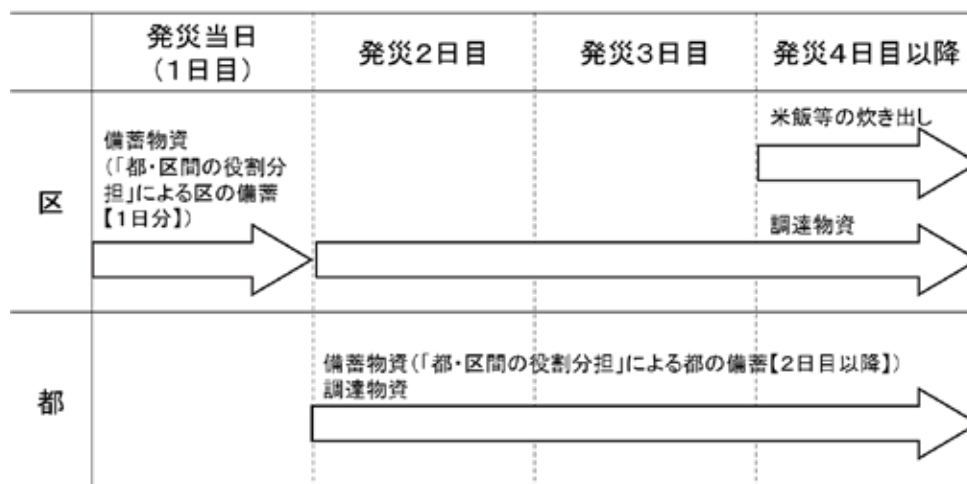
- これまでの備蓄及び震災時の支援物資の供給方法は、下記【これまでの基本的な考え方】に示すとおりとしてきたが、発災後、①建物倒壊や火災などによる道路閉塞、②震度6弱以上で実施する交通規制による渋滞、などにより、一時的に区外からの救援や物流が滞り、これまで計画してきた運用が困難となることが想定される。
- そのため、令和3年度から、①東京都の寄託物資及び旧杉並中継所跡地を活用すること、②区にて新たに1日分の追加備蓄を行うこと、で、「食料の区内備蓄」の拡充し、「発災後3日間」を乗り切れる体制を構築することとする。

	発災1日目	発災2・3日目	発災4日目以降
対応方法	○区の食糧備蓄分で確保(1日分)	○区内に保管している都寄託物資分(1日分)または区備蓄増分(1日分)等で確保	○国、都道府県、民間事業者等から調達
備蓄場所	○主に学校防災倉庫で備蓄(不足分を災害備蓄倉庫) ○その他、スクラム自治体、民間協定団体等からの支援を活用	○災害拠点倉庫(旧杉並中継所)及び災害備蓄倉庫で備蓄 ○その他、スクラム自治体、民間協定団体等からの支援を活用	—

図 18 区における支援物資供給の概要

【これまでの基本的な考え方】

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 「震災対策における都・区間の役割分担(昭和52年合意)」における食料備蓄については、区は発災当初の1日分を、2日目以降は、都からの支援物資を被災者に供給することとしている。(図18)
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯等による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。



※ ただし、都からの調達物資は発災4日目以降に届けられる(都へのヒアリングより)。

なお、発災後3日以内には自治体スクラム支援会議参加自治体（以下「スクラム自治体」という。）によるプッシュ型支援による支援物資が、地域内輸送拠点あるいは震災救援所に届けられる。（図 19）また、発災4日目からは国によるプッシュ型支援による支援物資が地域内輸送拠点あるいは震災救援所に届けられる（図 20）。



図 19 スクラム自治体による支援物資供給の概要

【出典】自治体スクラム支援会議，“参加自治体における防災力向上の取組について”．第10回自治体スクラム支援会議．青梅市，2016-11-04



図 20 国による支援物資供給の概要

【出典】中央防災会議幹事会．首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画，2016-03，<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/index.html>，（アクセス日：2017-02-15）。

※図中の（ ）内の数量は、国が想定している1都3県の発災後4日目から7日目までの必要量

3 区及び関係機関等の対応について

(1) 東京都

東京都災害対策本部（物資・輸送調整チーム）により、都備蓄物資放出の調整、物資の調達及び輸送調整が行われる。

発災当日から払出し準備を行い、準備が整い次第、都備蓄倉庫から区向けに都備蓄物資が供給される。

広域輸送基地（板橋トラックターミナル等）は、発災後できるだけ速やかに開設されるとともに、補完・代替拠点の確保に向けて準備もあわせて行われる。さらに、発災3日目ごろからは、広域物資輸送拠点（旧立川政府倉庫等）において国からプッシュ型支援物資を受け入れ、区へ配分される。

(2) 杉並区

物資班を中心に、発災当日から、東京都、災対各部、スクラム自治体、民間協定団体等と連絡調整を行い、区備蓄物資供給の調整、都からの支援物資（備蓄、調達、国等からのプッシュ型支援）受入の調整、協定団体への物資提供の要請等が行われる。

災対総務部庁舎・車両管理班では、発災当日から物資輸送車両の調達及び配車が行われる。

救援隊本隊では、発災初日から避難者数の把握が行われ、避難者数に合わせて物資配分と状況確認が行われる。また、発災4日目ごろからは、物資量・ニーズの情報収集（震災救援所から）及び情報共有（物資班へ）が行われ、変化するニーズに対応した物資の調達及び供給にシフトしていく。

地域内輸送拠点は、物資班及び救援隊本隊から派遣された区職員と民間協定団体から派遣された応援職員が連携し、発災当日に開設され、発災2日目から都からの支援物資の受入及び震災救援所への配分が行われる。なお、発災3日目ごろからは、避難者からのボランティアの手配が徐々に始まり、地域内輸送拠点の運営人員の確保が図られる。

また、発災後概ね3日以内には、地域内輸送拠点あるいは震災救援所において、スクラム自治体からのプッシュ型支援物資の受入が始まり、発災後一週間ごろから徐々にプル型支援にシフトしていく。

(3) スクラム自治体

発災当日から、窓口自治体を中心として本区及びその他スクラム自治体との連絡調整が行われ、あらかじめ定めておいた品目等にしがって備蓄の払い出しや物資調達が始まり、発災後概ね3日以内にはプッシュ型支援物資の輸送が始まる（地域内輸送拠点あるいは震災救援所向け）。

発災後1週間ごろからは変化するニーズに対応したプル型支援に徐々にシフトしていく。

また、被災した本区における情報収集のため、発災2日目ごろからリエゾンの人員調整が行われ、発災3日目ごろから交通機関の運行再開状況を確認しながら、リエゾン

の現地入りが徐々に進められる。

(4) 民間協定団体

物資提供に関する協定を締結している団体（表 27）では、発災当日から2日目にかけて、提供可能物資や燃料等の確認、区との情報共有が行われ、物資や燃料等が提供される。

また、物資輸送等に関する協定を締結している団体では、発災当日から、提供可能車両の確認、区との情報共有が行われ、区と連携した対応がとられる。

表 27 物資提供等に係る協定締結団体等

区分	団体名	内容	締結日
物資提供者	大塚製菓株式会社	○ 食料品、飲料水、日用品等の調達及び供給（原則として運搬を含む） 震災救援所等での巡回健康指導の実施	平成 29 年 7 月 10 日
	サミット株式会社	○ 食料品及び日用品の調達に係る協力（原則として運搬を含む） ○ 店舗の営業の継続または早期開店に係る協力	平成 20 年 2 月 1 日
	杉並区商店会連合会	○ 食料品及び日用品の調達に係る協力（原則として運搬を含む） ○ 店舗の営業の継続または早期開店に係る協力	平成 21 年 2 月 12 日
	杉並区商店街振興組合連合会	○ 食料品及び日用品の調達に係る協力（原則として運搬を含む） ○ 店舗の営業の継続または早期開店に係る協力	平成 21 年 2 月 12 日
	杉並米穀小売商組合連合会	米穀類の提供	平成 8 年 3 月 1 日
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂	○ 食料品、飲料水、日用品等の調達及び供給（原則として運搬を含む） ○ 区内店舗の早期の営業再開	平成 29 年 5 月 19 日
	東京中央農業協同組合	○農作物の提供	平成 12 年 2 月 1 日
	社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部	○炊き出し用プロパンガスの供給	平成 23 年 3 月 23 日
	東京都石油商業組合杉並中野支部	○ 緊急車両用燃料等の供給（ガソリン、軽油、灯油、潤滑油、重油等） ○ 工具類等の提供（簡易ジャッキ、ハンマー、バール等）	平成 23 年 3 月 23 日
	東京山手食糧販売協同組合	米穀類の提供	平成 29 年 1 月 13 日

区分	団体名	内容	締結日
物資提供者	株式会社ファミリーマート	○ 食料品、飲料水、日用品等の調達及び供給（原則として運搬を含む） ○ 区内店舗の早期の営業再開	平成 30 年 4 月 13 日
	プラス株式会社 ジョイントテックスカンパニー	○ 救援物資（食料・生活用品・避難所運営等）の提供 ○ 救援物資の配送	平成 29 年 3 月 21 日
倉庫提供者	日本郵便株式会社	緊急物資一時保管場所の提供	平成 10 年 12 月 15 日
物流事業者等	社団法人東京都トラック協会 杉並支部	緊急輸送業務への協力	平成 8 年 3 月 1 日
	ヤマト運輸株式会社	○ 地域内輸送拠点の設置・運営への協力 ○ 緊急輸送業務への協力	平成 29 年 3 月 21 日
	佐川急便株式会社	〃	〃
	岩崎通信機株式会社	○ 緊急物資の倉庫施設の貸与 ○ 資集配拠点の運営に必要な資機材の提供 ○ 資集配拠点の運営支援	平成 29 年 10 月 31 日
資器材提供者	株式会社源産業	緊急用資器材の提供（テント等）	〃
	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	緊急用資器材の提供 （物資拠点用バルーンテント・避難所運営資器材・レスキューチーム及び救助犬派遣等）	〃

第2節 現状と課題

1 現状

次の計画等を基に、杉並区における支援物資供給体制の現状をとりまとめる。

- 東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正）
- 首都直下地震等対処要領（改定版）（平成28年3月、東京都）
- 杉並区地域防災計画 震災編（平成27年修正）
- 震災救援所運営管理標準マニュアル（平成27年5月改訂、杉並区）
- 杉並区教育委員会スポーツ振興課、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団へのヒアリング（平成28年5月31日実施）
- 物流事業者等へのヒアリング（平成28年6月～平成29年1月、5社・団体）
- 警察署へのヒアリング（震災時の交通規制について）（平成29年1月）

（1）東京都の対応

「広域輸送基地」等において国等からの支援物資等を受け入れ、区が管理・運営する「地域内輸送拠点」に輸送する（図21）。

ア 実施体制

東京都災害対策本部内に各部門・チーム等を設置する。そのうち「物資・輸送調整チーム」では、①備蓄物資放出の調整、②物資の調達及び輸送調整を担当する。

【物資・輸送調整チームの主な構成】

総務局、財務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場、港湾局、各物流事業者、各物販事業者 等

支援物資対策に係る時系列による主な応急対策活動の流れは、図23及び図24のとおり計画されている。

イ 物資輸送ルート

都の「広域輸送基地」から杉並区の「地域内輸送拠点」までは、あらかじめ設定した表28及び図22の輸送ルートを踏まえつつ、災害の状況に応じて支援物資を輸送する。

表 28 【東京都】物資輸送ルート（基地→拠点）

【東京都】広域輸送基地	【杉並区】地域内輸送拠点	物資輸送ルート（基地→拠点）【通称名】
板橋トラックターミナル （板橋区高島平 6-1-1）	区立永福体育館	—
	区立上井草スポーツセンター	笹目通り—環八通り—千川通り
	区立高円寺体育館	笹目通り—川越街道—環七通り
	旧杉並中継所	—
	区立大宮前体育館	—

※ 旧東京農政事務所立川政府倉庫等（以下「立川倉庫」という。）は、平成 28 年度に東京都が国から取得し、広域輸送基地として設計及び改修工事を行った後、立川地域防災センターとして、多摩地域の防災活動の拠点施設として整備を進めており、情報収集・連絡調整、救援物資の備蓄・輸送、要員確保などの機能を有している。今後、東京都の計画等（東京都地域防災計画、首都直下地震等対処要領（改定版）など）に立川倉庫の運用方法等が示された場合には、本計画にその内容を反映する。

【出典】東京都総務局総合防災部. 東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/1000359.html>,（アクセス日：2021-01-20）.

【出典】財務省関東財務局. 東京都立川市の国有財産の処理方針決定. 第 252 回国有財産関東地方審議会答申結果 第 2 諮問報道発表資料, <http://kantou.mof.go.jp/kanzai/pagekthp035000042.html>,（アクセス日：2017-02-15）.

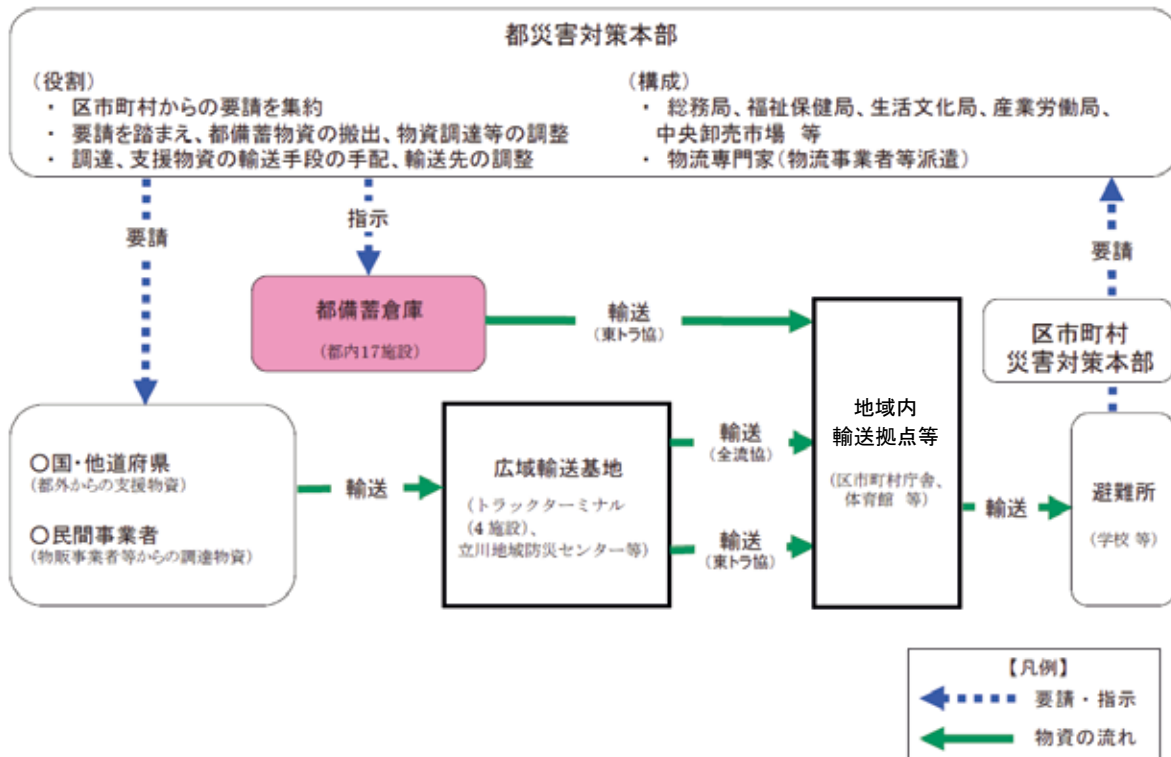
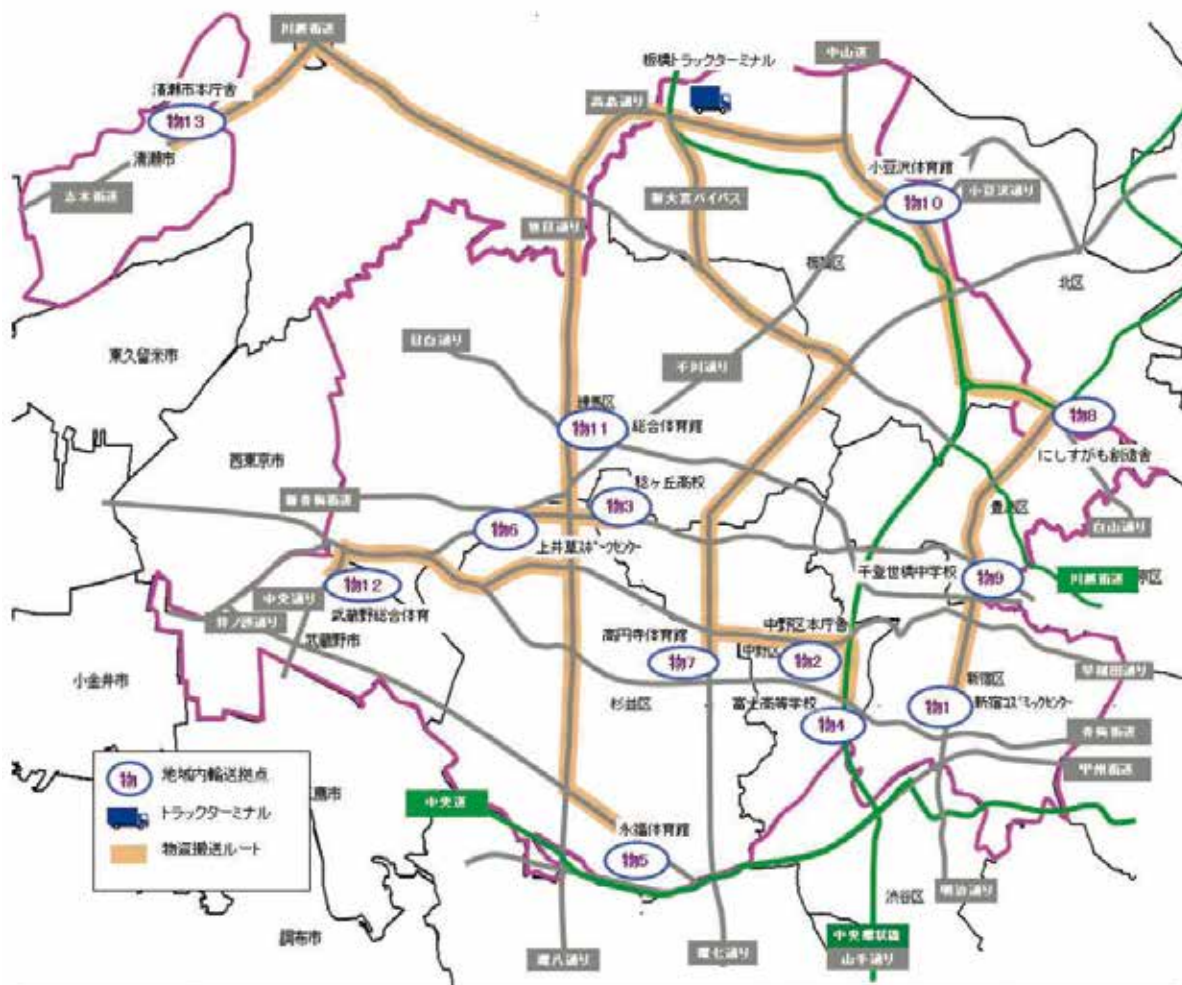


図 21 【東京都】災害時における物資等の基本的な流れ

【出典】東京都. 首都直下地震等対処要領（改定版）, 2016-03, <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/taisaku/1000061/1002551.html>,（アクセス日：2017-02-15）.

区西部（新宿区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、武蔵野市、清瀬市）



物	区市名	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】
物1	新宿区	新宿コスミックセンター	大久保3-1-2	高島通り-中山道-山手通り-川越街道-明治通り
物2	中野区	中野区本庁舎	中野4-8-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り
物3	中野区	都立粒が丘高等学校	上鷲宮5-11-1	笹目通り-環八通り-新青梅街道
物4	中野区	都立富士高等学校	弥生町5-21-1	笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り-山手通り
物5	杉並区	区立永福体育館	永福3-51-17	笹目通り-環八通り-井ノ頭通り
物6	杉並区	区立上井草スポーツセンター	上井草3-34-1	笹目通り-環八通り-千川通り
物7	杉並区	区立高円寺体育館	高円寺南2-36-31	笹目通り-川越街道-環七通り
物8	豊島区	にしすがも創造舎(旧朝日中)	西尾崎4-9-1	高島通り-中山道-白山通り
物9	豊島区	区立千畳世橋中学校	目白1-1-1	高島通り-中山道-山手通り-川越街道-明治通り
物10	板橋区	小豆沢体育館	小豆沢3-1-1	高島通り-中山道-小豆沢通り
物11	練馬区	区立総合体育館	谷原1-7-5	笹目通り-目白通り
物12	武蔵野市	武蔵野総合体育館	吉祥寺北町5-11-20	笹目通り-環八通り-早稲田通り-青梅街道-三鷹通り
物13	清瀬市	清瀬市本庁舎	中里5-842	笹目通り-川越街道-志木街道

図 22 【東京都】支援物資の輸送経路（広域輸送基地から区市町村の地域内輸送拠点まで）

【出典】東京都. 首都直下地震等対処要領（改定版），2016-03，<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/taisaku/100061/1002551.html>，（アクセス日：2017-02-15）。

		凡例 : 開始 ● — 完了 —● 継続 →						
活動内容	1時間	3時間	6時間	9時間	12時間	18時間	24時間	
(5) 支援物資対策 (発災～24時間) 被災 職員参集 (総務局、財政局、福祉保健局、生活文化局、産業労働局、中央卸売市場及び流通局) → 参集後、物資・輸送調整チームを設置 関係団体の被害状況を把握 → 確認後、参集要請 (都トラック協会、日本自動車連合会、全流通、倉庫協会、生協、都石炭産産組合、石油連盟及び7&1) 関係団体のLOが都本部へ順次参集 (全流通、倉庫協会、生協、都石炭産産組合、石油連盟及び7&1) 関係団体が備蓄倉庫等へ順次参集 (都トラック協会、日本自動車連合会、全流通) 地域内輸送拠点の設置を確認 (物資・輸送調整チーム→区市町村調整部門→区市町村)								
	物資担運等に係る体制整備 区市町村から物資の支援要請 (以降、随時実施) (区市町村→区市町村調整部門→物資・輸送調整チーム) 区市町村から物資支援を要請し、緊急団体等からの協賛及び国・他県市からの要請 (以降、随時実施) (物資・輸送調整チーム→国他県市広域調整部門)							
備蓄倉庫等の被害状況の確認及び払出し準備 (福祉保健局→都トラック協会) 区市町村の被害状況からプッシュ型支援を検討 (物資・輸送調整チーム、応急対策指令室) プッシュ型支援の決定 (物資・輸送調整チーム、応急対策指令室) 備蓄倉庫から払出し、地域内輸送拠点へ (都トラック協会→区市町村)								
プッシュ型支援・備蓄物資の放出 国・他県市からプッシュ型支援の申出 (国・他県市広域調整部門) プッシュ型支援物資の受入れ調整 (物資・輸送調整チーム) 広域輸送基地の受入れ補充・代替に向けた事前準備 (倉庫協会)								
物資の調達・搬送 燃料等緊急な物資要請への対応 (以降、随時実施) (物資・輸送調整チーム→国、関係団体) 広域輸送基地の開設 (総務局、福祉保健局、日本自動車連合会、全流通等) 指定団体に物資の要請【～正午】 (物資・輸送調整チーム→日本TOCF、7&1、生協等)								

図 23 【東京都】時系列による主な応急対策活動の流れ (支援物資対策) (その1)

【出典】東京都. 首都直下地震等対処要領 (改定版), 2016-03, <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/taisaku/100061/1002551.html>, (アクセス日: 2017-02-15).

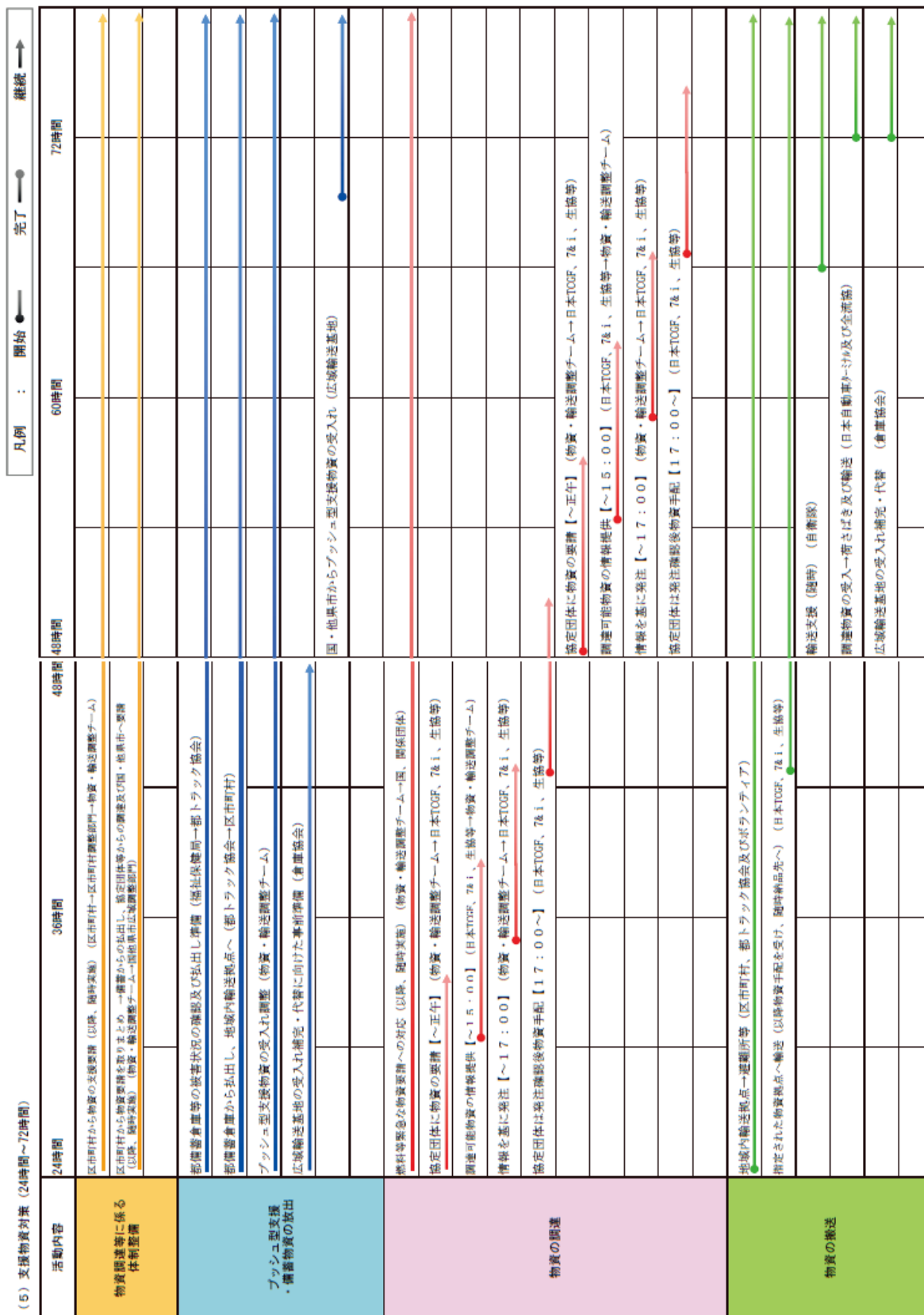


図 24 【東京都】時系列による主な応急対策活動の流れ (支援物資対策) (その2)

【出典】東京都. 首都直下地震等対処要領 (改定版), 2016-03, <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/taisaku/100061/1002551.html>, (アクセス日: 2017-02-15).

(2) 杉並区の対応

次の5か所の「地域内輸送拠点」(表 29)において都等からの支援物資等を受け入れ、震災救援所運営連絡会(構成:区、区民、学校)が管理・運営する「震災救援所」に配送する。

- ① 区立永福体育館
- ② 区立上井草スポーツセンター
- ③ 区立高円寺体育館(令和3年4月～令和7年3月(予定)までは旧杉八小震災救援所代替として使用)
- ④ 井草防災拠点(旧杉並中継所)
- ⑤ 区立大宮前体育館

ア 実施体制

杉並区災害対策本部内に各部・班等を設置する。そのうち、救援物資の供給は、「物資班」、「災対総務部庁舎・車両管理班」、「救援隊本隊」(7地域)、「震災救援所」(65か所:令和3年3月現在)が担当する(表 30、図 25)。

イ 地域内輸送拠点の管理・運営

物資班(1拠点当たり2～3人派遣)及び救援隊本隊(職員の参集状況により派遣人数を調整)が地域内輸送拠点に派遣する職員により管理・運営を行う(荷卸し、荷捌き、物資受入場所のロケーション管理、搬入、在庫管理、ピッキング、搬出等)。

物資班は、地域内輸送拠点の運営で人員が不足する場合は、他部・班等の応援のほか、スクラム自治体との連携対応や震災救援所運営連絡会、ボランティア*等の協力を求める。

※ ここでいう「ボランティア」とは、避難者からのボランティア(発災直後から活動)、社会福祉協議会で運営する災害ボランティアセンターから派遣される一般ボランティア(発災1週間後以降から活動)を指す。

地域内輸送拠点は、4施設が指定管理及び業務委託を行っており、指定管理者等が開錠した後、救援隊本隊に引き渡す。

ウ 物資の配分、車両手配、配送

物資班は、各震災救援所への救援物資の配分を調整する。

物資班は、災対総務部庁舎・車両管理班に車両の調達及び配車を要請する。

- ・ 庁有車の活用
- ・ 都や協定締結先への要請による車両及び要員の確保

物資班は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸、佐川急便の協力の下、地域内輸送拠点から震災救援所へ支援物資を配送する。

エ 震災救援所における物資の受け入れ

震災救援所では、震災救援所運営連絡会(主に物資等配給部)が避難者からボランティアを募集し人員を確保しながら、支援物資の受入作業を行う。

オ 物資ニーズの把握

被災地で求められる支援物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要配慮者及び女性など避難者の特性によって必要となる支援物資は異なる。

災害時要配慮者及び女性など様々な避難者ニーズに対して、次の体制で対応していく。

- ・各救援隊本隊は、各震災救援所にて把握した避難者の支援物資ニーズ情報を収集し、物資班に報告する。なお、ニーズ情報については、災害情報システム（平成27年11月運用開始）を活用し、震災救援所と救援隊本隊、物資班の4拠点において情報共有する。

- ・物資班は、都を通じて全国の自治体に支援物資供給を要請するとともに、必要に応じて協定締結先やスクラム自治体等と連携して避難者ニーズに対応した支援物資を調達する。

表 29 【杉並区】地域内輸送拠点の施設概要（民間施設を除く）

拠点 諸元等	区立永福体育館	区立上井草 スポーツセンター	区立高円寺体育館	井草防災拠点 (旧杉並中継所)※	区立大宮前体育館
所在地	永福 1-7-6	上井草 3-34-1	高円寺南 2-36-31	井草 4-15-18	南荻窪 4-1-1
竣工年月		平成 9 年 11 月	平成 12 年 2 月	-	平成 25 年
敷地面積	4065.40 m ²	45,088.91m ²	1,660.02m ²	-	
延床面積	3105.36 m ²	10,279.17m ²	1,604.26m ²	-	5,865 m ²
競技場 (アリーナ)	【1階】 768.25m ²	【地下1階】 1,055.92m ²	【2階】 697.86m ²	-	
その他施設	【1階】 カフェ、保育室 【2階】 トレーニングルーム (176.17 m ²) 小体育室 1 (127.36 m ²) 【3階】 小体育室 2 (131.34 m ²) 会議室[2室]	【地下1階】 トレーニングルーム (250.20m ²) 【1階】 小体育室 (321.00m ²) 温水プール 【2階】グラウンド、弓道場 【3階(屋上)】 ゲートボール場	【3階】 小体育室 (98.01m ²)	【井草森公園】 井草森公園管理事務所 (3055.21 m ²) 井草災害備蓄倉庫 (299.89 m ²)	体育室 (835.98m ²) 小体育室 (137.73 m ²) 武道場 (152.73 m ²) トレーニングルーム (269.29 m ²) 会議室・多目的室 (定員 20 名程度)
指定管理者	民間事業者 (指定管理者)	民間事業者 (指定管理者)	公益財団法人 杉並区スポーツ 振興財団 (指定管理者)	【井草森公園】 民間事業者 (指定管理者)	民間事業者 (指定管理者)
設備	非常用自家発電機(9kw)、LED照明、非常用コンセント	非常用自家発電機(5kw)、LED照明、非常用コンセント	非常用自家発電機(9kw)、LED照明、非常用コンセント	【井草森公園】 非常用自家発電機(400kVA)、防災機器、防災公園スプリンクラー、防災設備 ポンプ用保安電灯	-

※井草防災拠点(旧杉並中継所)については、別途、井草森公園を含むものとする。

表 30 【杉並区】 救援物資の供給に係る実施体制

班等の名称	分掌事務	構成
物資班 【活動拠点】 本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援物資の管理、配分及び調達に関すること。 ○ 救援物資の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。 	41人（令和2年度） 【班長】 選挙管理委員会事務局長 【班長補佐】 監査委員事務局次長、在宅医療・生活支援センター所長、地域共生担当課長 【班員】 選挙管理委員会事務局職員（震災救援所担当除く）、監査委員事務局職員（震災救援所担当除く）、区民課職員（区民事務所含む）（震災救援所担当、庁舎・車両管理班、救援庶務班除く）、文化交流課職員（震災救援所担当、救援部庶務班除く）、在宅医療・生活支援センター職員（震災救援所担当除く）
災対総務部庁舎・車両管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両の調達及び配車に関すること。 ○ 車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。 	39人（令和2年度） 【班長】 経理課長 【班員】 経理課職員（震災救援所担当除く）、区民課長（区民事務所含む）（震災救援所担当、救援部庶務班、物資班除く）
救援隊本隊 【活動拠点】 地域区民センター （7地域：井草、西荻、荻窪、阿佐谷、高円寺、高井戸、永福和泉）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援物資等についての連絡調整に関すること。 	60～138人（令和2年度） ※井草地域の例（77人） 【隊長】 課税課長 【隊長補佐】 障害者生活支援課長、区民生活部副参事（井草地域担当） 【隊員】 区民課井草区民係職員（震災救援所担当除く）、地域課井草地域活動係職員、課税課職員（震災救援所担当除く）、障害者生活支援課職員（すぎのき、こすもす、なのはな生活園職員及び震災救援所担当除く）、柿木図書館職員（震災救援所担当除く）ほか
震災救援所 【活動拠点】 区立小中学校（65か所）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対する給食及び生活必需品の支給等に関すること。 ○ 救援物資その他の資器材の運搬・管理に関すること。 	原則4人（令和2年度） ※杉三小震災救援所の例 【所長】 中央図書館（地域図書館含む）係長級職員 【所長補佐】 所員の中から所長が指名した職員 【所員】 中央図書館（地域図書館含む）職員、杉並第三小学校職員（県費負担職員除く） 【支援職員】 杉並第三小学校職員（区負担教員含む）、高円寺東保育園職員

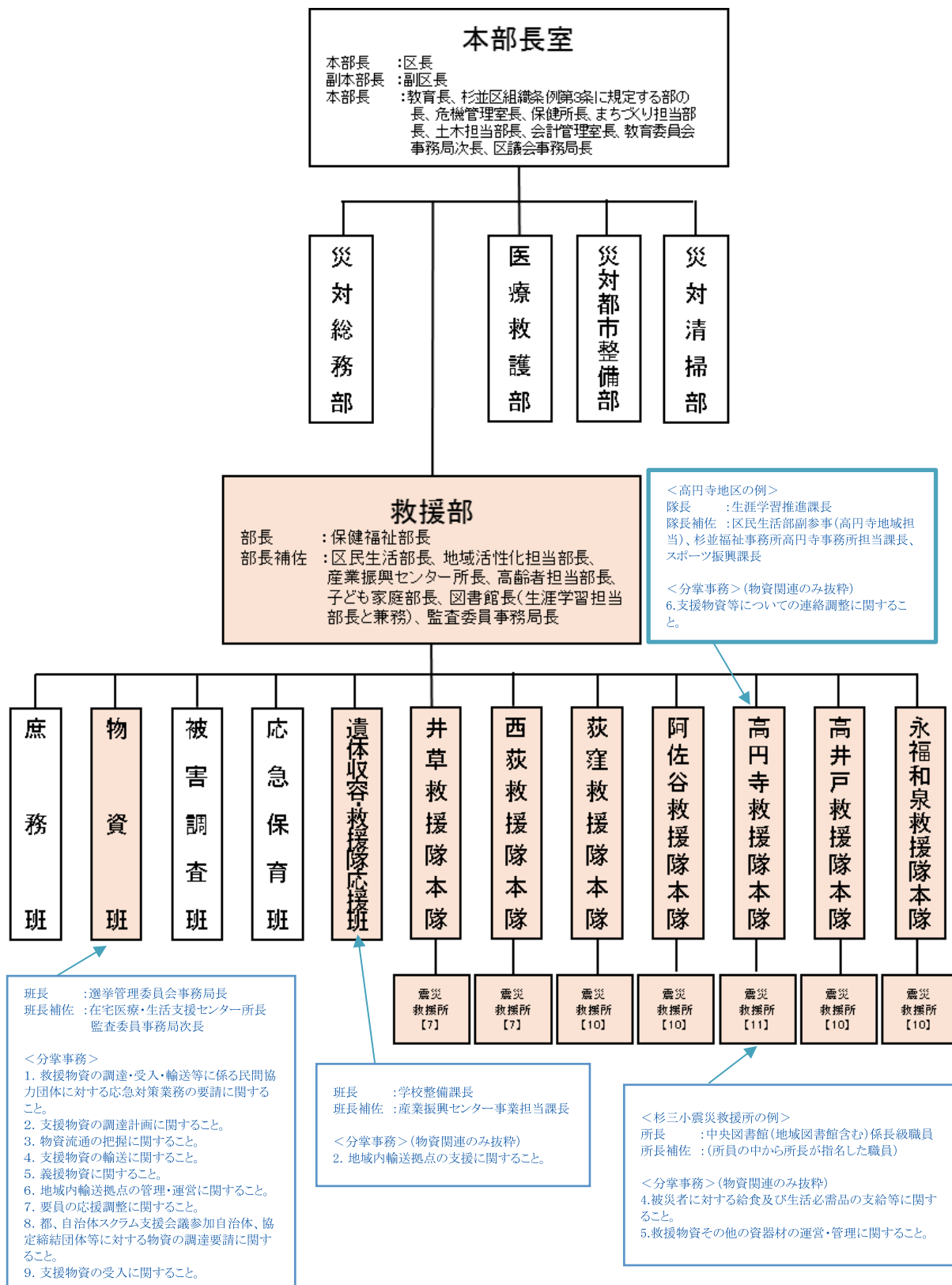


図 25 【杉並区】救援物資の供給に係る実施体制

2 課題

(1) 現状に対する課題

「第3章第2節1 現状」でとりまとめた杉並区における災害時の物流体制の現状に対して、課題を挙げる。

ア 実施体制

現状（再掲）	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の5か所の「地域内輸送拠点」において都等からの支援物資等を受け入れ、震災救済所運営連絡会（構成：区、区民、学校）が管理・運営する「震災救済所」に配送する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 区立永福体育館 ② 区立上井草スポーツセンター ③ 区立高円寺体育館 ④ 井草防災拠点(旧杉並中継所) ⑤ 杉並区大宮前体育館 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域内輸送拠点で受け持つ地区割りを明確にする必要がある。（例：救済隊本隊（地域区民センター）の管轄区域など） ○ 南西方面のエリアに地域内輸送拠点が無い。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 杉並区災害対策本部内に各部・班等を設置する。そのうち、支援物資の供給は、「物資班」、「災対総務部庁舎・車両管理班」、「救済隊本隊」（7地域）、「震災救済所」（65か所：令和3年3月現在）が担当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班等の役割、連携対応の実施体制や手順等を具体化する必要がある。

イ 地域内輸送拠点の管理・運営

現状（再掲）	課題
<p>○ 物資班（1拠点当たり5～6人派遣）及び救援隊本隊（職員の参集状況により派遣人数を調整）が地域内輸送拠点に派遣する職員により管理・運営を行う（荷卸し、荷捌き、物資受入場所のロケーション管理、搬入、在庫管理、ピッキング、搬出等）。</p>	<p>○物資班（41人）は、4か所の地域内輸送拠点にそれぞれ6人の職員を派遣した場合、本庁舎に残る職員は17人となる。これだけの少人数で、次のような多岐にわたる対応に当たるのは厳しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都との各種調整 <ul style="list-style-type: none"> - 寄託倉庫にある物資の給（貸）与 - 都備蓄物資の区への提供 - プッシュ型支援物資の受け入れ - 物資の支援要請、都調達物資の受け入れ ・ 各震災救援所からの物資ニーズの集約 ・ 各震災救援所への物資の配分の調整 ・ 各震災救援所への物資の配送の指示 ・ 不足物資の把握 ・ 物資調達（必要物資、不足物資） <ul style="list-style-type: none"> - 東京都への要請 - 協定自治体、協定団体等への要請 - その他自治体・団体等からの物資提供の申し出の受付 ・ 車両手配 <ul style="list-style-type: none"> - 災対総務部庁舎・車両管理班に車両の調達及び配車の要請 - 車両手配の状況の震災救援所への伝達 <p>○ 物資班を構成する選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、区民課職員等において、支援物資供給体制を構築する必要がある。</p> <p>○ 災害情報システムの実効性ある活用が必要である。</p> <p>○ 救援隊本隊から地域内輸送拠点への職員の派遣について、どの隊からどの拠点に派遣するのか、何人派遣するのか等、実施体制を具体化する必要がある。</p> <p>○ 地域内輸送拠点の管理・運営について、実施体制や手順等を具体化する必要がある。</p> <p>○ 区職員に物流に関するノウハウがなく、運用マニュアルもないため、地域内輸送拠点の管理・運営の実効性が懸念される。</p> <p>○ 地域内輸送拠点と救援隊本隊・震災救援所との連絡手段がない。</p>

現状（再掲）	課題
<p>○ 物資班は、地域内輸送拠点の運営で人員が不足する場合は、他部・班等の応援のほか、スクラム自治体を含む他自治体からの応援や震災救援所運営連絡会、ボランティア等の協力を求める。</p>	<p>○ 次の対応について、実施体制や手順等を具体化する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他部・班等との応援 ・ スクラム自治体との連携対応 ・ 震災救援所運営連絡会との協力 ・ ボランティア(社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会で運営する災害ボランティアセンターから派遣される一般ボランティアのこと)との協力 ・ 協定締結事業者等との協力 <p>○ 災害ボランティアセンター運営マニュアル等との整合を図って、実効性を高める必要がある。</p>
<p>○ 地域内輸送拠点は、4拠点とも指定管理を行っており、指定管理者が開錠した後、救援隊本隊に引き渡す。</p>	<p>○ 災害時における指定管理者の役割等について明確にする必要がある。</p> <p>○ 指定管理者との連携対応について、実施体制や手順等を具体化する必要がある。</p> <p>○ 実効性を担保する協定の締結が進んでいない。</p>
<p>○ 【表 29 より】各地域内輸送拠点における物資受入場所は、競技場（アリーナ）とされている。</p>	<p>○ 国や東京都、他自治体などから配送される支援物資全てを受入・一時保管するスペースの確保が難しい。</p> <p>○ 区立上井草スポーツセンター、区立高円寺体育館の物資受入場所は、それぞれ2階、地下1階であり、搬入・搬出作業員の確保等が必要。</p> <p>○ 道路事情から、10t車の利用は難しい。特に旧永福南小学校へのアクセス道路は狭く、区立永福体育館は4t車の通行も厳しい。</p> <p>○ いずれの施設も駐車スペースが不足しており、荷卸し・荷捌き等の作業への影響が懸念される。</p> <p>○ 現行の地域防災計画で指定している4拠点の見直しのほか、区有施設で地域内輸送拠点の候補施設を検討する必要がある。</p> <p>○ 民間施設で地域内輸送拠点を確保することについて検討する必要がある。</p>

ウ 物資の配分、車両手配、配送

現状（再掲）	課題
<p>○ 物資班は、各震災救援所への救援物資の配分を調整する。</p>	<p>○ 物資班は、本庁舎と地域内輸送拠点に分散して職員を配置するが、物資班の両拠点間における連携対応について、実施体制や手順等を具体化する必要がある。</p> <p>○ 救援物資の配分に係る物資班（本庁舎）の対応事項、実施体制、実施手順等を具体化する必要がある。</p>
<p>○ 物資班は、災対総務部庁舎・車両管理班に車両の調達及び配車を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁有車の活用 ・ 都や協定締結先への要請による車両及び要員の確保 	<p>○ 災対総務部庁舎・車両管理班（構成：経理課、区民課）において、都や協定締結先との連絡調整に関する実施体制や手順等を具体化する必要がある。</p> <p>○ 災対総務部庁舎・車両管理班、救援部物資班、救援隊本隊、地域内輸送拠点の間の連絡調整に関する実施体制や手順等を具体化する必要がある。</p> <p>○ 区職員に物流に関するノウハウがないため、車両や運転手等の要員の確保、車両の運行管理等の実効性が懸念される。</p> <p>○ 燃料確保の協定はあるが、実効性が懸念される。</p>
<p>○ 物資班は、民間物流事業者の協力の下、地域内輸送拠点から震災救援所へ支援物資を配送する。</p>	<p>○ 区と民間物流事業者との役割分担を明確にする必要がある。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資班は、災対総務部庁舎・車両管理班に、民間物流事業者への依頼事項（協力要請、具体的な配送業務の内容等）を連絡する。（※実際に物資を運ぶわけではない） ・ 災対総務部庁舎・車両管理班は、物資班からの連絡を受けて、民間物流事業者に配送業務を依頼する。 ・ 民間物流事業者は、災対総務部庁舎・車両管理班からの依頼を受けて、配送業務を行う。 <p>○ 民間物流事業者と区との連絡調整に関する実施体制や手順等を具体化する必要がある。</p> <p>○ 民間物流事業者と区との連絡窓口を明確にする必要がある。（災対総務部庁舎・車両管理班または物資班）</p>

エ 震災救援所における物資の受け入れ

現状（再掲）	課題
○ 震災救援所では、震災救援所運営連絡会（主に物資等配給部）が避難者からボランティアを募集し人員を確保しながら、支援物資の受入作業を行う。	○ 震災救援所における支援物資等の受入について、実施体制や手順等を具体化する必要がある。 ○ ボランティアの募集については、社会福祉協議会で運営する災害ボランティアセンターとの連携が必要である。 ○ 避難者からのボランティアの確保の可能性等について、震災救援所の運営体制等も考慮しながら検討が必要である。

オ 物資ニーズの把握

現状（再掲）	課題
○ 各救援隊本隊は、各震災救援所にて把握した避難者の支援物資ニーズ情報を収集し、物資班に報告する。	○ 震災救援所、救援隊本隊、物資班における支援物資ニーズの情報収集・情報共有について、実施体制や手順等を具体化する必要がある。 ○ 安定・継続した医薬品・衛生材料の供給など多様な物資の確実なニーズ把握を行う必要がある。 ○ 支援物資ニーズを情報共有するための帳票類を整備する必要がある。 ○ 震災救援所運営連絡会を構成する区民等と連携した実施体制も検討する必要がある。 ○ 災害情報システムの実効性ある活用方法等について検討が必要である（マニュアル整備や活用訓練の実施）。 ○ あらかじめ、様々な被害状況を想定した物資ニーズや品目・量を換算する必要がある。今後、被害想定や地域の特性・季節や時間なども考慮し、地域防災計画への記載を検討する。
○ 物資班は、都を通じて全国の自治体に支援物資供給を要請するとともに、必要に応じて協定締結先やスクラム自治体等と連携して避難者ニーズに対応した支援物資を調達するとともに、必要に応じて都を通じて全国の自治体に物資供給を要請する。	○ 物資班における調達が必要な物資の把握について、実施体制や手順等を具体化する必要がある。 ○ 物資班における物資調達について、物資提供者との連絡調整等の実施体制や手順等を具体化する必要がある。

(2) 課題の整理と解決策の方向性

「第3章第2節2(1)現状に対する課題」に挙げた課題を3つの観点(物資拠点の確保、情報連絡体制、体制構築と役割分担の整備)から整理し、解決策の方向性を挙げる。

ア 物資拠点の確保

課題	解決策の方向性
○ 現状の4拠点は、物資受入場所やアクセス道路等の面から、活用に工夫が必要である。また、施設数や配置バランスの偏りにも課題がある。	○ 新たな物資拠点の確保を検討する。 (ア) 受援の観点から 物流事業者等と連携し、民間施設(区内、区外)での物資拠点の確保に向けた検討を行う。また、検討状況等を踏まえ、適宜協定の締結を検討する。 (イ) その他 区有施設で別の拠点での物資拠点の確保に向けた検討を行う。
○ 地域内輸送拠点を複数指定する場合には、各拠点で受け持つ地区を明確にする必要がある。	○ 新たな物資拠点の検討とあわせて検討する。

イ 情報連絡体制

課題	解決策の方向性
○ 支援物資供給に係る情報連絡体制を構築する必要がある。	○ 地域防災計画や業務継続計画等との整合を図りながら、職員行動マニュアルを整備する。 ・ 災対部・班等ごと ・ 個別の機能ごと(例:支援物資供給) ○ 支援物資供給に係る関係者間で、災害時にも利用できる通信手段を確保する。あわせて、緊急連絡先リストを整備し、関係者間で情報共有する。 ○ 災害情報システムの有効活用に係るマニュアルを整備し、訓練を行う。 ○ 定期的に訓練を実施する。 ○ 物流の経路情報(道路等の被災状況や復旧情報、渋滞情報など)のマネジメントについても検討する。

課題	解決策の方向性
<p>○ 区職員には物流に関するノウハウがないうえ人員不足の可能性も高いため、区職員だけでは支援物資供給に係る情報連絡の実効性が懸念される。</p>	<p>○ 物流事業者等の専門家や協定自治体等からの応援の受入体制を検討し、受援計画（人的支援編）を策定する。ただし、当面は地域防災計画（平成27年修正）を前提として受援計画の策定を進め、受援計画の内容を地域防災計画に反映しながら両計画の整合を図るものとする。</p>

ウ 体制構築と役割分担の整備

課題	解決策の方向性
<p>○ 区職員には物流に関するノウハウがないうえ人員不足の可能性も高いため、区職員だけでは物資拠点の管理・運営、物資の配分調整、車両手配等の実効性が懸念される。</p>	<p>○ 物流事業者等の専門家や協定自治体等からの応援の受入体制を検討し、受援計画（人的支援編）を策定する。ただし、当面は地域防災計画（平成27年修正）を前提として受援計画の策定を進め、受援計画の内容を地域防災計画に反映しながら両計画の整合を図るものとする。</p>
<p>○ 支援物資供給に携わる関係者間の役割分担と連携体制を明確にする必要がある。</p>	<p>○ 支援物資供給の一連の流れ（上流～下流）を考慮したオペレーションを設計する。</p> <p>○ 国、都、区、指定管理者、物流事業者、協定自治体、ボランティア等の役割及び関係者間の連携体制を構築する。</p> <p>○ 区関係所管（災害対策本部の各部・班）の役割及び連携体制を構築する。</p> <p>○ 指定管理者への委託内容について、災害対策の観点での見直しを行うとともに、協定締結等による連携強化を図る。</p> <p>○ 災害ボランティアセンター運営マニュアル等との整合を図り、必要に応じて修正等を加える。</p>

第3節 支援物資供給に係る基本的枠組み

本章では、「第3章第2節2（2）課題の整理と解決策の方向性」に挙げた3つの観点から整理した課題を踏まえ、次章以降に定める具体的なオペレーション等の前提条件として、本区における支援物資供給に係る基本的枠組みを定める。

1 支援物資供給体制と役割分担

(1) 業務の流れ・実施場所・役割分担

ア 業務の流れ

本計画では、支援物資供給に係る業務の流れについて、プル型*を基本と考え、図 26 を想定する。なお、プッシュ型*は、区と関係機関等の情報連絡がとれない場合の例外対応と考えるものとする。

(※) プッシュ型、プル型については、次項「(2) 「プッシュ型」と「プル型」の支援物資供給の対応」に基本的考え方等を示す。

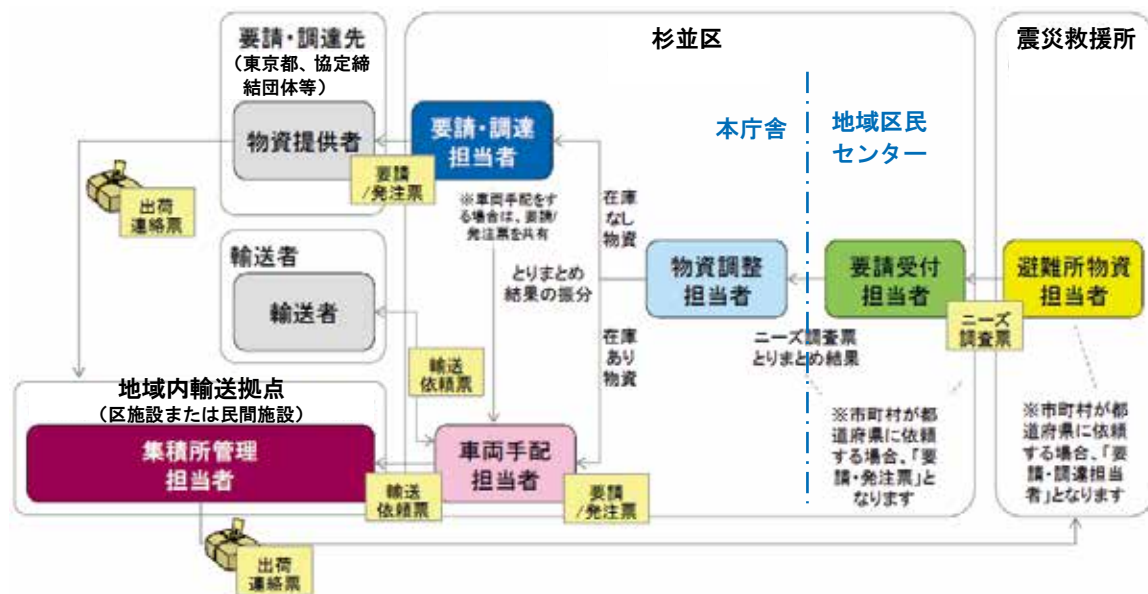


図 26 支援物資供給の流れ

(「支援物資供給の手引き III. 支援物資業務編」(平成 25 年 9 月、国土交通省国土交通政策研究所) p. 3 の図に一部加筆)

イ 活動場所

支援物資供給に係る業務の活動場所として、次の5か所を考える（図 26）。

- ① 震災救援所 ② 杉並区（本庁舎、地域区民センター）
- ③ 要請・調達先（物資提供者：東京都、協定締結団体、関係自治体等）
- ④ 輸送者 ⑤ 地域内輸送拠点（区施設または民間施設）

ウ 役割分担

支援物資供給に係る業務の役割分担は、表 31 のとおりとする。

表 31 支援物資供給に係る業務の役割分担

実施主体	担当者【活動場所】	業務内容
	避難所物資担当者	
要請受付担当者	救援隊本隊【各地域区民センター】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災救援所からの物資の要請を受け付ける。 ○ 要請を取りまとめ、物資調整担当者に伝達する。
物資調整担当者	物資班【本庁舎】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の調達、提供判断を行い、支援物資供給の中心的な役割を果たす。*2 ○ 震災救援所の要請に基づいて物資の配送を指示する。 ○ 不足物資を把握し、要請・調達担当者などに報告する。 ○ 費用の支払いに備え、物資の供給履歴を管理しておく。
要請・調達担当者	物資班【本庁舎】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都や協定締結先（スクラム自治体、民間企業・団体等）に必要な物資・不足物資の供給を要請する。 ○ 善意の民間企業・団体等からの物資提供の申し出を受け付ける。*2
車両手配担当者	災対総務部 庁舎・車両管理班【本庁舎】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁有車の配車管理を行う。 ○ 輸送を委託する運送事業者にも車両の手配を依頼する。 ○ 輸送手配の結果を集積所管理担当者に伝達する。
集積所管理担当者*1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資班および救援隊本隊から派遣される区職員 ○ 物流事業者等から派遣される応援職員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内輸送拠点で、到着貨物の入庫・保管や、震災救援所などへの物資の出荷などの業務を行う。 ○ 受け入れた物資の数量、在庫量、消費期限等を管理する。 ○ 集積所の物資在庫を定期的に物資調整担当に報告する。
物資提供者	東京都、協定締結団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資を提供する主体（企業、地方公共団体、NPO など）
輸送者	協定締結団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資を輸送する主体（物流の業界団体や物流事業者など）

※1【集積所管理担当者について】 今後締結する協定の相手先や内容によるが、民間施設の借用等の可能性も考えられる。その場合、「担当者」としては、上記内容に加え、当該施設を所有または管理する事業者の従業員等も考えられる。

※2 物資の支援においては、外部から受け入れる物資の内容、数量、必要な時期、搬入先、物資の過不足を判断するとともに、物資が過剰となった際には、その旨の情報を的確に広報・伝達することが重要となる。このため、マスメディアや区のホームページ等を活用し、善意の民間企業・団体・個人に対して物資の要不要、提供時の留意事項(送り方など)を的確に情報発信する。

(2) 「プッシュ型」と「プル型」の支援物資供給の対応

ア 基本的考え方

東日本大震災の教訓として、甚大な災害の発生時には被災した地方公共団体の機能が著しく低下し、被害が非常に大きい地域における支援物資のニーズを把握する体制がとれず、また、情報通信網の途絶などによりニーズ情報も到着しないことから、ニーズ情報を待っていては対応が遅れてしまうことが明らかとなっている。

そこで、支援物資を被災者に届ける業務の流れは、「プッシュ型」の物資供給が求められる場合（発災直後などニーズ情報が十分に入らない場合）と、「プル型」の物資供給が求められる場合（ニーズ情報が十分に入った場合）について計画しておく必要がある（表32）。

表 32 プッシュ型とプル型の支援物資供給

	プッシュ型	プル型
定義	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資のニーズ情報が得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法
業務概要	被災直後等、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況等を踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。プッシュ型の支援物資は、国で定めた6品目*がある。被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、支援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所等を誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。

※ 6品目の内訳は、食料（保存食）、乳児・小児用おむつ、毛布、大人用おむつ、育児用調製粉乳、携帯トイレ・簡易トイレ

なお、「プッシュ型」をやみくもに継続すると、被災地での物資の品目ごとの過不足や滞留を招く懸念もあるため、現地のニーズ情報や物資の到着状況、配送状況などを考慮しつつ、「プル型」への支援への切替えをなるべく早く行う必要がある。

そこで、本計画では、「プル型」の業務を基本としつつ、「プッシュ型」の業務については、事前に準備すべき事項や業務手順等を定めるものとする。

イ 切替時期の目安

本計画では、プッシュ型とプル型の切替えの目安として、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 28 年 3 月、中央防災会議幹事会）との整合を図り、現地のニーズ情報が十分に得られないことが想定される発災 7 日目までは「プッシュ型」、発災 8 日目以降は「プル型」での支援物資供給を想定する。

この想定と首都直下地震発生時に想定されるタイムライン（第 1 節）とをあわせ、本区におけるプッシュ型とプル型の時系列イメージを表 33 に示す。

表 33 プッシュ型とプル型の時系列イメージ

物資の出所		発災後の経過時間	発災当日	発災 2 日目	発災 3 日目	発災 4 日目～	発災 8 日目～
杉並区	備蓄物資			プッシュ型			
	調達物資			プッシュ型			
東京都	備蓄物資			プッシュ型			
	調達物資					プル型	
国（東京都経由）						プッシュ型	プル型
スクラム自治体					プッシュ型		プル型

※ 東京都は、区の被災状況を鑑みて緊急を要し、区からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、調達物資についてプッシュ型支援を講じる。

2 物資拠点の確保

現状の3か所の地域内輸送拠点は、災害時の物資集積拠点としての運用に多くの課題があるため（「第2節2 課題」参照）、新たな地域内輸送拠点を検討する必要がある。

(1) 区有施設

ア 既存拠点の見直し・拡充について

見直しの方向性等は表34のとおりである。

表34 既存拠点の方向性等

既存拠点	見直しの方向性	今後の課題等
区立 永福体育館	現時点では見直しは不要。	屋内活用スペースが1階で利便性が高いが、大型車両の進入が困難なことや、荷捌きスペースの不足など、活用には解決すべき課題がある。
区立 上井草スポーツ センター	今後、見直しも含め検討が必要。	屋内活用スペースが地下1階であるため、搬入・搬出作業員の確保等が必要。設計上2階グラウンドの全面活用が出来ない。
区立 高円寺体育館	見直しは不要。	屋内活用スペースが2階であるため、活用には作業要員の確保等が必要。 今後、その他空きスペースの活用も検討していく。
井草防災拠点 (旧杉並中継所)	井草森公園との連携活用	周辺施設等の活用可能スペースの臨時的な利用について、関係各課と協議を行い、検討する必要がある。
区立 大宮前体育館	見直しは不要。	令和2年度の見直しで新たに大宮前体育館を地域内輸送拠点に指定したため、今後、具体的な活用方法を検討していく。

イ 新たな拠点の確保について

本区では、「杉並区立施設再編整備計画（第一期）（平成 26～33 年度）・第一次実施プラン（平成 29・30 年度）」（平成 29 年 1 月、杉並区）に基づき、「体育施設」や「庁舎等」の 14 区分で区立施設の再編整備が進められている。

今後、この動向を踏まえながら、区立施設で新たな地域内輸送拠点の確保を検討していく。

（2）民間施設

物流事業者等と本区で協定を締結するなど連携した取組を進め、新たな地域内輸送拠点の確保について検討する。

なお、検討条件としては、①ある程度の広さを有する、②平地である、③舗装がある、④フォークリフト等の機械が近場で調達可能である、⑤屋根などがあり風雨に耐えられる、⑥フォークリフトなどの荷重に耐えられる構造であることを優先するものとする。

条件に合致する施設の確保を進めていく。

（3）オープンスペース

ア 候補地

屋内に支援物資の受入場所を確保できない場合には、公園や公共空地等のオープンスペースの利用についても検討する必要がある。

候補地としては、民間施設のほか、桃井原っぱ公園（桃井 3-8-1）、下高井戸おおぞら公園（下高井戸 2-28-23、平成 29 年 4 月一部開園）、旧 NHK グラウンド（久我山 2-2-1、現在、一部を遊び場 110 番として暫定開放）が考えられる。

※オープンスペースの用途精査や、テントの確保、安全性の担保などを検証し、避難所としての活用も考慮する。

イ 大型テントの確保

オープンスペースを地域内輸送拠点とする場合には、大型テントの確保が必要となることが考えられる。

今後、事業者・団体等との調整が必要となる。

3 情報連絡体制

支援物資供給に係る情報連絡体制としては、図 26（支援物資供給の流れ：P 109）および表 31（支援物資供給に係る業務の役割分担：P 110）に示す実施主体が、相互に通信手段を確保して各種連絡調整を行うものとする。

区が保有する主な通信手段としては、表 35 のものがある。今後、民間協力団体等との間で緊急連絡先リストを作成し、あらかじめ情報共有しておく等の備えが必要である。

表 35 区が保有する主な通信手段

保有する主な通信手段		備考
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT 直通電話（災害時優先電話） ○ NTT ファクシミリ 	
東京都防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無線電話 ○ 衛星電話 ○ 無線ファクシミリ 	東京都との情報連絡、スクラム支援自治体との情報連絡
東京都災害情報システム (DIS)		〃
杉並区防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災無線 ○ MCA 無線 ○ IP 無線 	区主要施設、防災関係機関、民間協力団体等との情報連絡
GIS（地理空間情報システム）を活用した災害情報システム		区民等からの情報収集

また、物資ニーズ等の情報共有のため、必要な帳票類を整備し、関係機関等とあらかじめ情報共有しておくことも必要である。

【災害情報システムについて】

GISを活用したシステムであり、主な機能としては（1）区民からの情報収集、（2）避難者管理、（3）備蓄管理などがある。

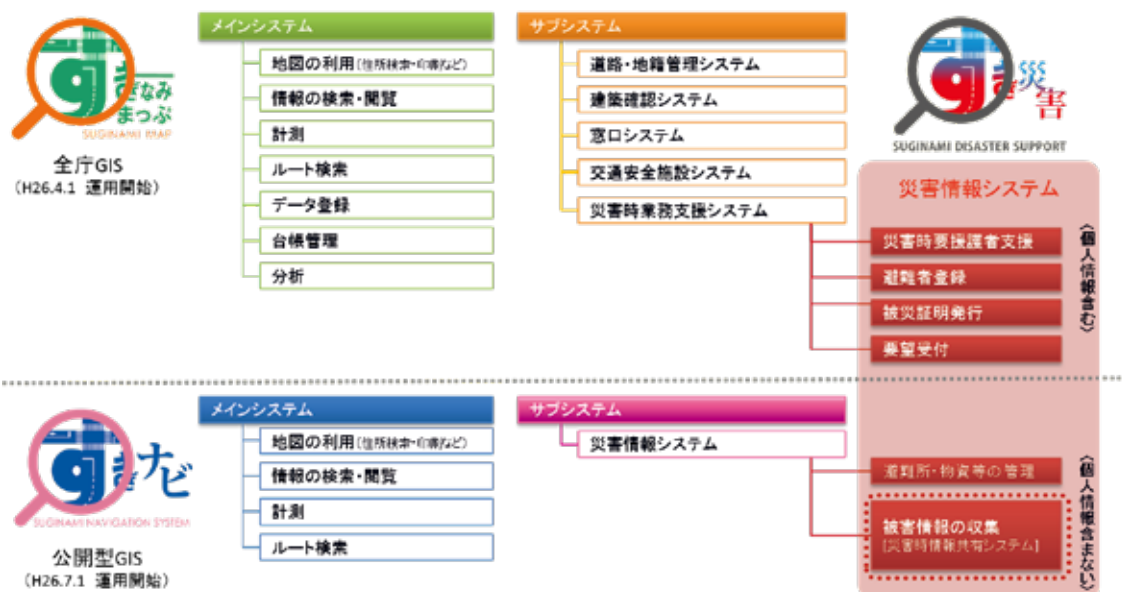


図 27 GISシステム 構成図

第4節 応援要請の概要及び区災害対策本部の役割

本章では、支援物資供給に関して区が応援を要請する事項を想定するとともに、区が応援要請を行う際の基本的な流れを定める。

1 応援要請の概要

(1) 区が応援を要請する事項（想定）

支援物資供給において、区が応援を要請することが想定される事項としては、表 36 のものが考えられる。

表 36 区が応援を要請することが想定される事項（支援物資関係）

事項	活動拠点等	応援要請の理由（想定される事態等）
物資拠点の確保	区施設 (地域内輸送拠点の指定施設等)	開設準備、開設後の運営等において、区職員だけでは人数、ノウハウ等が不足する。 ⇒ 物流事業者等に応援職員の派遣等を要請する。
	・民間施設 ・オープンスペース	区施設だけでは物資拠点が不足する。また、区施設での物資拠点の確保が難しい。 ⇒ 民間施設等の利用について事業者等に協力を要請する。また、物資拠点の運営においても、物流事業者等との連携を図る。
物資輸送	・災害備蓄倉庫 ・支援物資等受入拠点※ ・地域内輸送拠点	震災救援所への物資輸送において、区有車だけでは台数が不足する。 ⇒ 協定締結団体に輸送車両とドライバーの確保を要請する。
物資調達	本庁舎	流通が日常レベルまで回復していない中で、避難者（避難所、在宅）の生活を支援するためには、発災後の時間の経過とともに、様々な物資ニーズへの対応が必要となり、物資拠点に在庫がない物資の確保が求められる。 ⇒ 物資提供者（東京都、協定締結団体等）に物資提供あるいは調達を要請する。

※ 支援物資等受入拠点は、ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時に区が指定する。

(2) 応援要請の基本的な流れ

「(1) 区が応援を要請する事項 (想定)」で挙げた3つの事項について、基本的な流れは以下のとおりとする。

ア 物資拠点の確保に係る応援要請

- 区施設において物資拠点を確保する中で、次のような状況が発生し、事業者等の協力が必要と判断される場合、区(物資班)が、民間協力団体に対し、協力を要請する。
 - ア 区施設の物資拠点において、開設準備、開設、管理・運営を行う中で、事業者等の応援を要する場合
 - イ 区施設だけで物資拠点が不足する場合
- 区からの要請を受けた事業者等は、自らの被災状況や活動状況等を勘案し、区への協力が可能な場合、従業員の派遣、物資拠点の提供等の協力を実施する。
- 事業者等からの応援を受け入れるに当たって、区(物資班)は、事業者等からの応援職員の受入環境の整備、民間物資拠点への区職員の派遣など、事業者等と連携し必要な対応を行う。

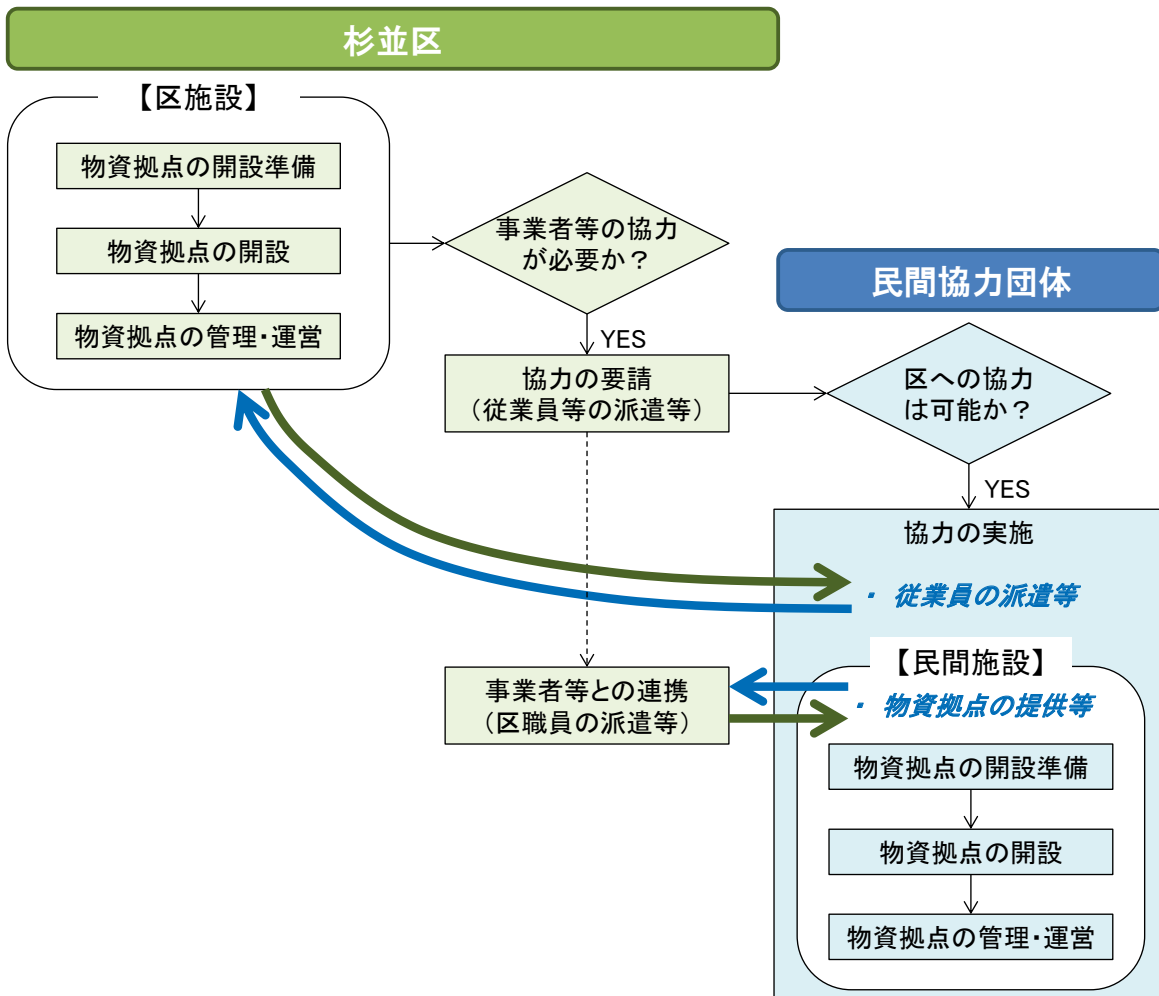


図 28 応援要請の基本的流れ【物資拠点の確保】

イ 物資輸送に係る応援要請

- 区では、表 37 の優先順位で区有車を各種活動に活用する中で、物資輸送車両の確保において、事業者等の協力が必要と判断される場合、区（災対総務部庁舎・車両管理班）が、民間協力団体に対し、協力を要請する。

表 37 杉並区における輸送車両の配車方針

順位	輸送内容及び目的
第1順位	情報収集要員の輸送、救出・救護要員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療要員及び応急医療用資器材の輸送
第2順位	応急危険度判定要員の輸送
第3順位	震災救援所等開設要員の輸送、緊急道路障害物除去要員の輸送
第4順位	応急給水のための輸送、遺体及び棺等の輸送、災害時要配慮者の移送
第5順位	その他支援物資の輸送等

- 区からの要請を受けた事業者等は、自らの被災状況や活動状況等を勘案し、区への協力が可能な場合、車両の手配、ドライバーの手配、区との連絡調整等の協力を実施する。
- 事業者等からの応援を受け入れるに当たって、区（災対総務部庁舎・車両管理班）は、事業者等における車両の手配等の状況を確認するとともに物資輸送を依頼するなど、事業者等と連携し必要な対応を行う。
- 協定締結事業者等から燃料を確保する。

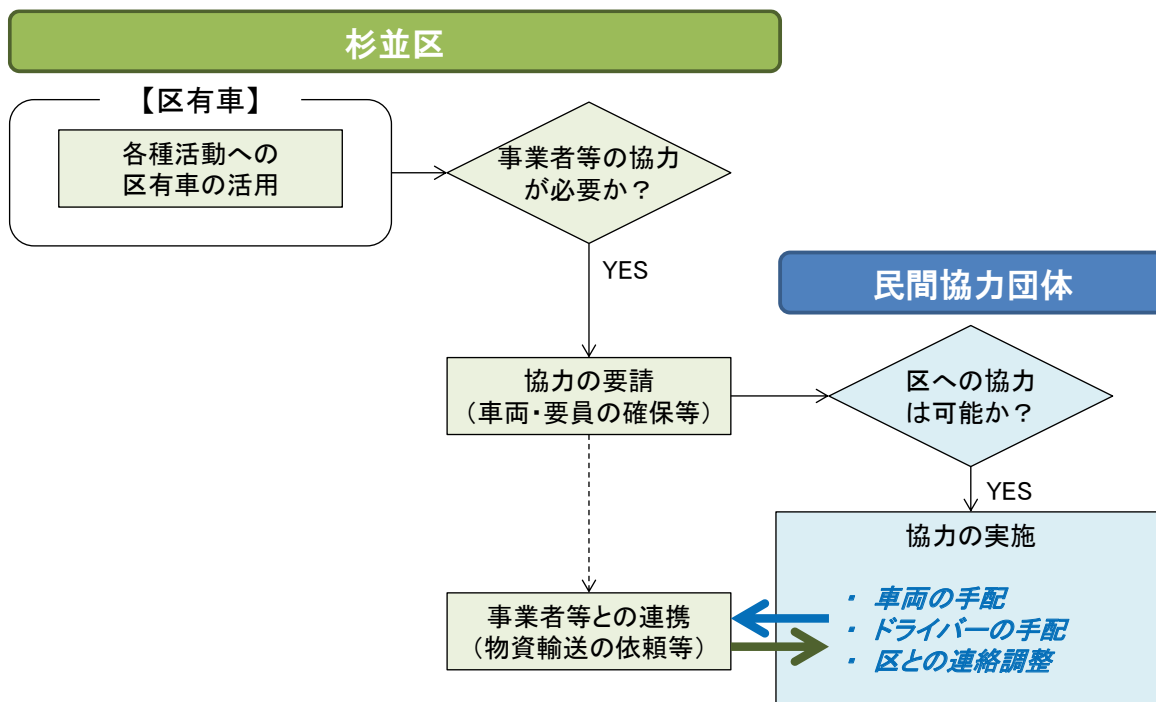


図 29 応援要請の基本的流れ【物資輸送】

ウ 物資調達に係る応援要請

- 区の物資拠点（区施設、民間施設とも）の在庫状況と震災救援所等の物資ニーズを確認する中で、在庫にない物資の調達において、事業者等の協力が必要と判断される場合、区（物資班）が、物資提供者（東京都、スクラム自治体、民間協力団体等）に対し、協力を要請する。
- 区からの要請を受けた物資提供者は、自らの被災状況や活動状況等を勘案し、区への協力が可能な場合、備蓄物資の提供、区から要請された物資の調達等の協力を実施する。
- 物資提供者からの応援を受け入れるに当たって、区（物資班）は、物資提供者が提供可能な物資（品目、量、搬入予定時期等）を確認するとともに物資輸送先について情報提供するなど、物資提供者と連携し必要な対応を行う。

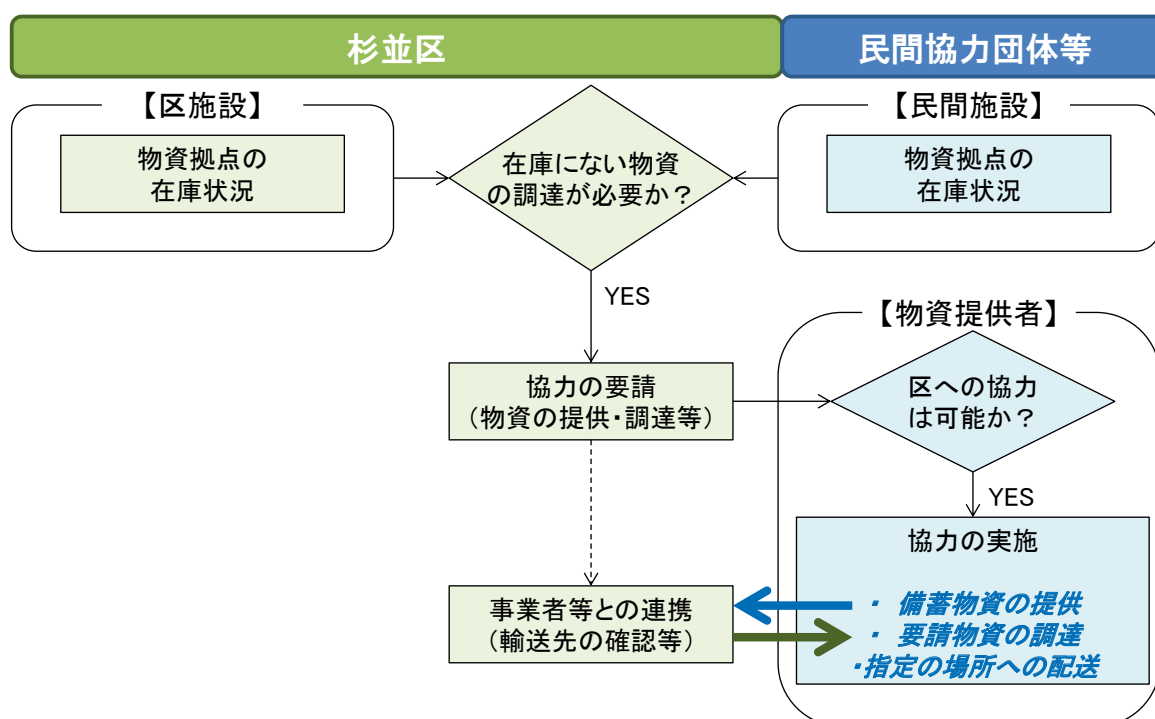


図 30 応援要請の基本的流れ【物資調達】

2 災害対策本部の物資オペレーション体制

物資班を中心として、救援隊本隊、災対総務部庁舎・車両管理班、震災救援所に配置される区職員、震災救援所運営連絡会 物資等配給部が連携し、「第3章第3節1（1）業務の流れ・実施場所・役割分担」（P109）に示す流れで、支援物資供給に係る業務を実施する。

なお、支援物資の受入から被災者への供給までの運用については、第5節に定める。

第5節 支援物資の受入から被災者への供給までの運用

本章では、第1節から第4節までの内容を前提とし、支援物資の受け入れから被災者への供給までの運用について定める。

1 支援物資受入から被災者への配布までの基本的な流れ

首都直下地震発生時に想定されるタイムライン（P83）で挙げたとおり、震災救援所には次の1～8の支援物資が届けられる。本節では、これらについて、被災者への配布までの基本的流れを定める。

1 区備蓄物資	2 区調達物資
3 都備蓄物資	4 都調達物資
5 国プッシュ型支援	6 国プル型支援
7 スクラム自治体プッシュ型支援	8 スクラム自治体プル型支援

なお、上記の支援物資供給の時系列イメージとして、表33を再掲する。

【表33再掲】プッシュ型とプル型の時系列イメージ

物資の出所		発災後の経過時間	発災当日	発災2日目	発災3日目	発災4日目～	発災8日目～
杉並区	備蓄物資			プッシュ型			
	調達物資			プッシュ型			
東京都	備蓄物資			プッシュ型			
	調達物資					プル型	
国（東京都経由）						プッシュ型	プル型
スクラム自治体					プッシュ型		プル型

※ 東京都は、区の被災状況を鑑みて緊急を要し、区からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、調達物資についてプッシュ型支援を講じる。

(1) 区備蓄物資

ア 供給時期

発災2日目

イ 供給方式

プッシュ型（ウ から）

ウ 基本的流れ

(ア) 学校防災倉庫（発災当日）

本区では、震災救援所に指定されている区立小・中学校に設置している備蓄倉庫である「学校防災倉庫」にある区備蓄物資を、発災直後の超急性期から使用することとしている。

(イ) 災害備蓄倉庫（発災当日）

「災害備蓄倉庫」（29 か所）には、各震災救援所の区備蓄物資のうち、学校防災倉庫に入りきらなかったものが保管されている（震災救援所運営連絡会 物資等配給部がリヤカー等を用いて取りに行くことを想定）。

(ウ) 区備蓄物資（発災2日目）

ア・イ以外に区が保有する物資を各震災救援所にプッシュ型支援で届ける。
後述「(2) 区調達物資」の配送の際、同じ車両で輸送するものとする。

(2) 区調達物資

ア 供給時期

発災2日目

イ 供給方式

プッシュ型

ウ 基本的流れ

基本的流れは次のとおり（図 31 参照）。

【要請・調達担当者】物資班

協定締結団体等（物資提供者）と提供可能な物資について確認や調整を行い、その結果を踏まえて協定締結団体等に物資提供を依頼する。

協定締結団体等への依頼内容については、次の関係者と情報共有する。

ア 物資班（物資調整担当者）

イ 集積所管理担当者（※ただし、物資提供者から地域内輸送拠点に輸送する場合）

ウ 震災救援所に配置される区職員（避難所物資担当者）（※ただし、物資提供者から震災救援所に直接輸送する場合（地域内輸送拠点を経由しない））

エ 震災救援所運営連絡会 物資等配給部（※上記ウに同じ）



【物資提供者】協定締結団体等

物資班（要請・調達担当者）からの依頼内容（提供物資、輸送先等）を踏まえ、車両を手配し、提供物資を輸送する。あわせて、出荷内容を物資班（要請・調達担当者）に連絡する。

協定による指定場所への配送がある場合は、配送場所を指示する。ただし、消費期限が短い支援物資（例：おにぎり、惣菜など）は、震災救援所への直接配送を指示する。

なお、自ら輸送手段を確保することが難しい場合は、車両の手配を物資班（要請・調達担当者）に依頼する。



【集積所管理担当者】地域内輸送拠点に配置される区職員

物資班（要請・調達担当者）から得た出荷情報を確認し、物資受入の準備（保管スペースの確保、作業人員体制の確保等）を整え、物資を受け入れる。

入庫情報は、物資班（物資調整担当者）に報告する。

民間施設の場合は、事業者等[※]と連携して対応する。

（※ 当該民間施設の管理者、物流事業者等から当該民間施設に派遣された応援職員など）



【物資調整担当者】物資班

協定締結団体等（物資提供者）から提供された支援物資の震災救援所ごとの配分を決定し、その内容を基に、災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）に車両の手配を依頼する。



【車両手配担当者】区災対総務部庁舎・車両管理班

区有車の手配または協定締結団体等（輸送者）の協力を得て輸送車両を確保し、地域内輸送拠点に配置される区職員（集積所管理担当者）に対しては出荷準備、協定締結団体等（輸送者）に対しては集荷・輸送を依頼する。

また、出荷内容については、地域内輸送拠点に配置される区職員（集積所管理担当者）、協定締結団体等（輸送者）に加え、震災救援所に配置される区職員（避難所物資担当者）にも伝達する。



【集積所管理担当者】地域内輸送拠点に配置される区職員

災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）からの依頼内容を確認し、出荷準備（提供物資の確認、出荷伝票等の作成等）を整え、物資を出荷する。

出荷情報は、物資班（物資調整担当者）に報告する。

民間施設の場合は、事業者等[※]と連携して対応する。

（※ 当該民間施設の管理者、物流事業者等から当該民間施設に派遣された応援職員など）



【輸送者】協定締結団体等

災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）からの依頼内容を確認し、車両を決定する。

ドライバーは、地域内輸送拠点へ物資の集荷に向かい、物資を受け取り、車両に積み込み、震災救援所に向かう。

なお、輸送状況は、必要に応じて災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）に連絡する。



【避難所物資担当者】震災救援所に配置される区職員

震災救援所運営連絡会（区民等）と連携し、物資受入の準備（保管スペースの確保、作業人員体制の確保等）を整え、物資を受け入れる。

※ 物資供給に係る協定は、指定場所への配送を基本として締結している。

※ 協定締結団体等（物資提供者）から提供された支援物資の品目や数量等については、災害情報システムの備蓄管理システムに入力し、情報共有を図る。

2. 区調達物資【プッシュ型】

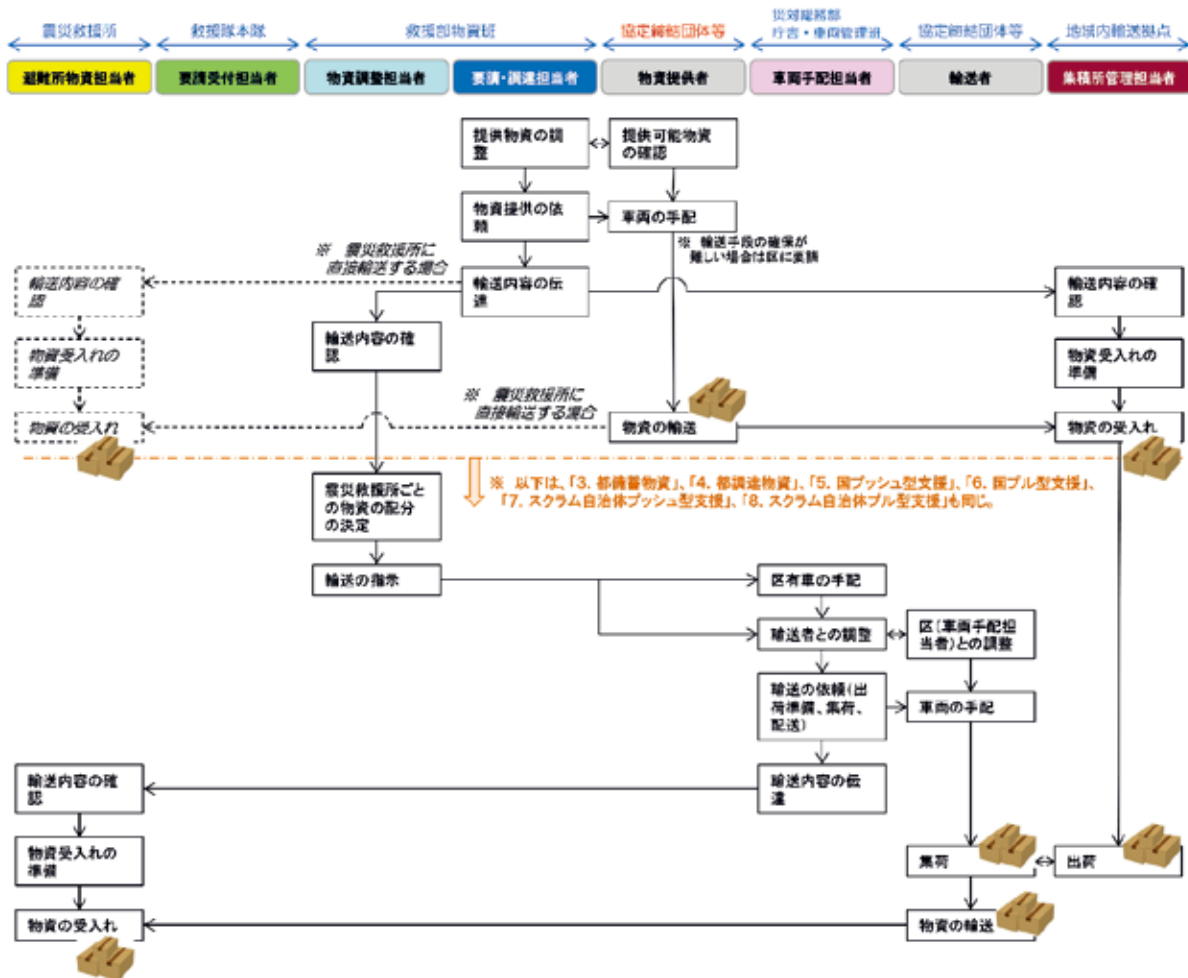


図 31 支援物資供給の基本的流れ：(2) 区調達物資

(3) 都備蓄物資

ア 供給時期

発災 2 日目～ 3 日目

イ 供給方式

プッシュ型

ウ 基本的流れ

基本的流れは次のとおり（図 32 参照）。

【物資提供者】都災害対策本部 ※「首都直下地震等対処要領（改定版）」（平成 28 年 3 月、東京都）より

大規模な被災で区市町村が物資調達不能となった地域の避難所等の物資不足に対し、当該区市町村からの要請を待たずに、搬入場所及び概算の必要数量を調整の上、迅速な支援（プッシュ型支援）を実施する。

また、区市町村の地域内輸送拠点が機能しない場合又は輸送手段が確保できない場合においても、プッシュ型支援を同様に実施する。



【要請・調達担当者】物資班

都災害対策本部（物資提供者）から都備蓄物資の輸送内容について連絡があった場合、可能な範囲で内容を確認し、物資班（物資調整担当者）及び集積所管理担当者と情報共有する。



【集積所管理担当者】地域内輸送拠点に配置される区職員

物資受入の準備（保管スペースの確保、作業人員体制の確保等）を整え、物資を受け入れる。なお、物資班（要請・調達担当者）から都の出荷情報を得られた場合は、その内容を確認し、物資受入の準備等を行う。

民間施設の場合は、事業者等[※]と連携して対応する。

（※ 当該民間施設の管理者、物流事業者等から当該民間施設に派遣された応援職員など）

物資受入内容については、物資班（物資調整担当者）と情報共有する。



【物資調整担当者】物資班

都（物資提供者）から提供された支援物資の震災救援所ごとの配分を決定し、その内容を基に、車両手配担当者に車両の手配を依頼する。



※ 以下は「2. 区調達物資」に同じ

※ 都災害対策本部（物資提供者）から提供された支援物資の品目や数量等については、災害情報システムの備蓄管理システムに入力し、情報共有を図る。

3. 都備蓄物資【プッシュ型】

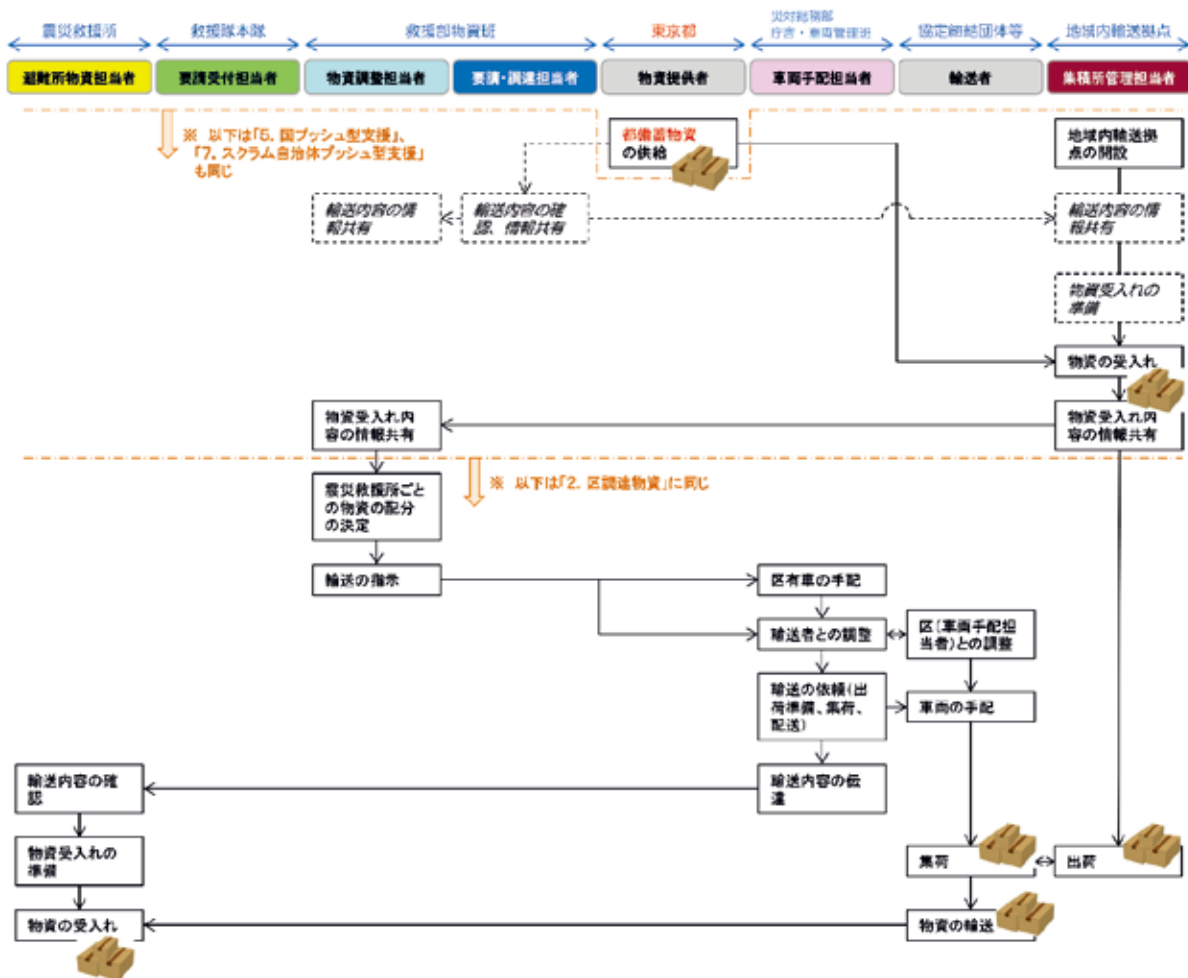


図 32 支援物資供給の基本的流れ：(3) 都備蓄連物資

(4) 都調達物資

ア 供給時期

発災4日目以降

イ 供給方式

プル型

ウ 基本的流れ

基本的流れは次のとおり（図 33 参照）。

【避難所物資担当者】震災救援所に配置される区職員

各震災救援所において震災救援所運営連絡会 物資等配給部と連携して避難者の物資ニーズをとりまとめ、救援隊本隊（要請受付担当者）に連絡する。



【要請受付担当者】救援隊本隊

各震災救援所の物資ニーズをとりまとめ、物資班（物資調整担当者）に連絡する。



【物資調整担当者】物資班

地域内輸送拠点の在庫状況を確認する。

在庫がある物資については、震災救援所ごとの配分を決定し、その内容を基に、車両手配担当者に車両の手配を依頼する。

在庫がない物資については、物資班（要請・調達担当者）に対応を引き継ぐ。

なお、地域内輸送拠点の在庫状況は、災害情報システムを活用し、集積所管理担当者と随時情報共有しておく。



【要請・調達担当者】物資班

都災害対策本部（物資提供者）へ不足物資の提供を要請する。



【物資提供者】都災害対策本部

協定締結団体等から物資を調達し、区に輸送する。



【要請・調達担当者】物資班

都災害対策本部（物資提供者）から輸送内容に関する情報（物資の種類・量、車両の大きさ、消費期限など）を確認し、物資班（物資調整担当者）、集積所管理担当者等と情報共有する。



【集積所管理担当者】地域内輸送拠点に配置される区職員

物資班（要請・調達担当者）から得た都の出荷情報を確認し、物資受入の準備（保管スペースの確保、作業人員体制の確保等）を整え、物資を受け入れる。

民間施設の場合は、事業者等^{*}と連携して対応する。

(※ 当該民間施設の管理者、物流事業者等から当該民間施設に派遣された応援職員など)



【物資調整担当者】物資班

地域内輸送拠点の在庫状況（場所、品目、量、荷姿など）を確認したうえで、震災救済所ごとの配分を決定し、その内容を基に、災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）に車両の手配を依頼する。



※ 以下は「2. 区調達物資」に同じ

4. 都調達物資【プル型】

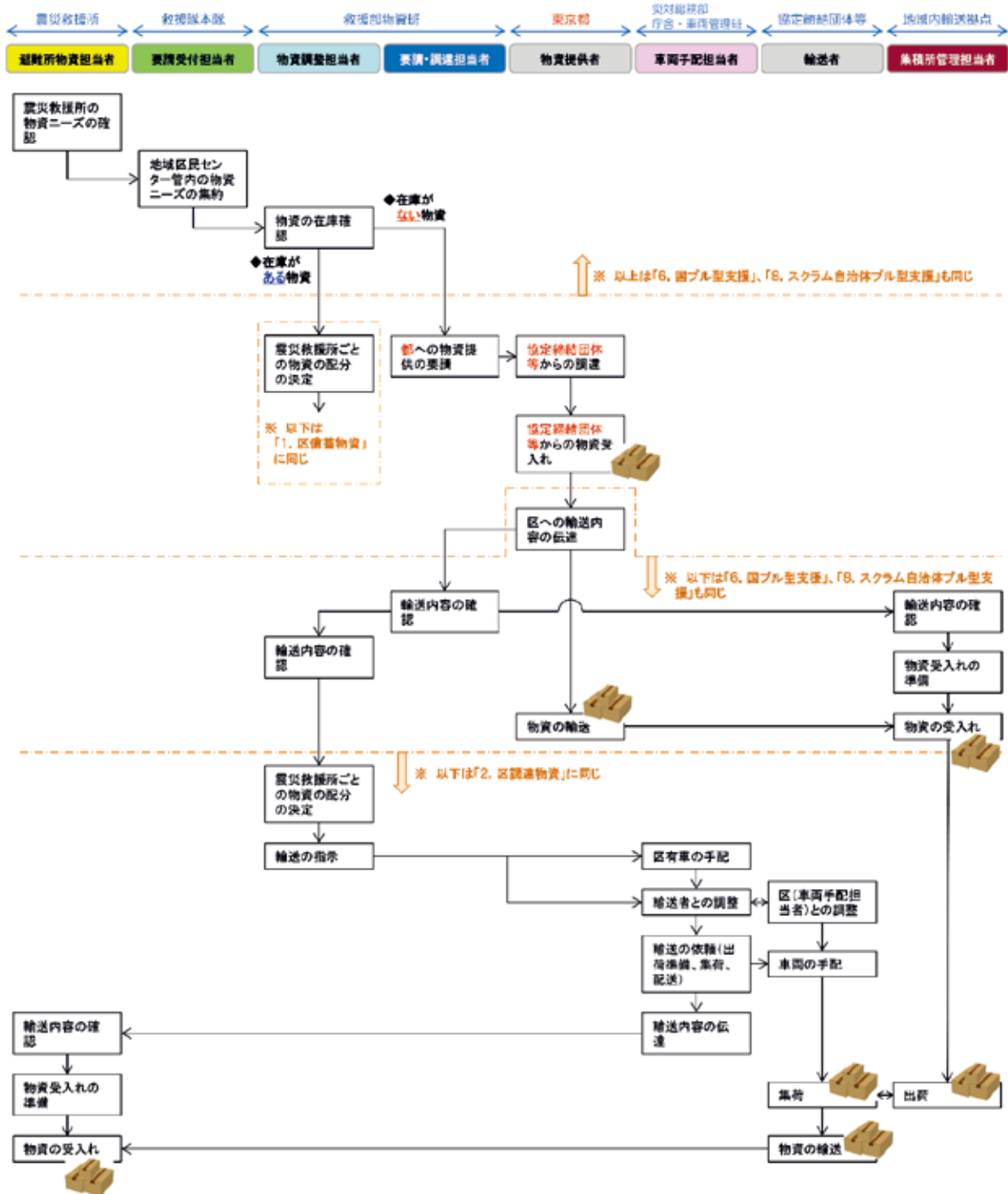


図 33 支援物資供給の基本的流れ：(4) 都調達物資

(5) 国プッシュ型支援

ア 供給時期

発災4日目～7日目

イ 供給方式

プッシュ型

ウ 基本的流れ

基本的流れは次のとおり（図 34 参照）。

【物資提供者】都災害対策本部 ※「首都直下地震等対処要領（改定版）」（平成28年3月、東京都）より

大規模な被災で区市町村が物資調達不能となった地域の避難所等の物資不足に対し、当該区市町村からの要請を待たずに、搬入場所及び概算の必要数量を調整の上、迅速な支援（プッシュ型支援）を実施する。

また、区市町村の地域内輸送拠点が機能しない場合又は輸送手段が確保できない場合においても、プッシュ型支援を同様に実施する。



【物資提供者】都災害対策本部

※「首都直下地震等対処要領（改定版）」（平成28年3月、東京都）、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月、中央防災会議幹事会）を基に想定

物流関係団体と協力し、広域物資輸送拠点（旧立川政府倉庫等）において、国のプッシュ型支援による支援物資の受入、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等を行う。



※ 以下は「3. 都備蓄物資」に同じ

5. 国プッシュ型支援

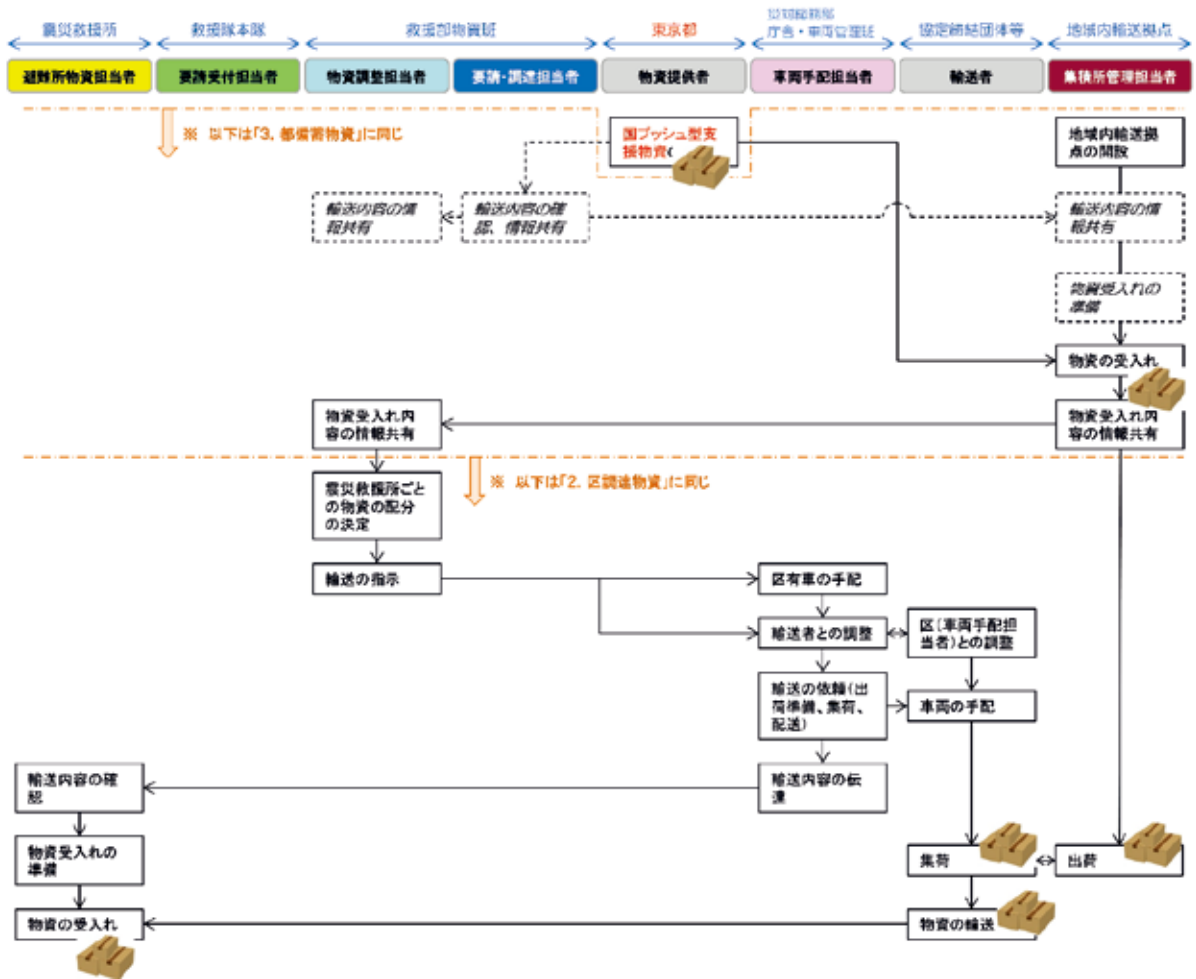


図 34 支援物資供給の基本的流れ：(5) 国プッシュ型支援

(6) 国プル型支援

ア 供給時期

発災8日目以降

イ 供給方式

プル型

ウ 基本的流れ

基本的流れは次のとおり（図 35 参照）。

【避難所物資担当者】震災救援所に配置される区職員

各震災救援所において震災救援所運営連絡会 物資等配給部と連携して避難者の物資ニーズをとりまとめ、救援隊本隊（要請受付担当者）に連絡する。



【要請受付担当者】救援隊本隊

各震災救援所の物資ニーズをとりまとめ、物資班（物資調整担当者）に連絡する。



【物資調整担当者】物資班

地域内輸送拠点の在庫状況を確認する。

在庫がある物資については、震災救援所ごとの配分を決定し、その内容を基に、車両手配担当者に車両の手配を依頼する。

在庫がない物資については、物資班（要請・調達担当者）に対応を引き継ぐ。

なお、地域内輸送拠点の在庫状況は、災害情報システムを活用し、集積所管理担当者と随時情報共有しておく。



【要請・調達担当者】物資班

都災害対策本部（物資提供者）へ不足物資の提供を要請する。



【物資提供者】都災害対策本部

国から物資を調達し、区に輸送する。



【要請・調達担当者】物資班

都災害対策本部（物資提供者）から輸送内容に関する情報（物資の種類・量、車両の大きさ、消費期限など）を確認し、物資班（物資調整担当者）、集積所管理担当者等と情報共有する。



【集積所管理担当者】地域内輸送拠点に配置される区職員

物資班（要請・調達担当者）から得た都の出荷情報を確認し、物資受入の準備（保管スペースの確保、作業人員体制の確保等）を整え、物資を受け入れる。

民間施設の場合は、事業者等^{*}と連携して対応する。

(※ 当該民間施設の管理者、物流事業者等から当該民間施設に派遣された応援職員など)



【物資調整担当者】物資班

地域内輸送拠点の在庫状況（場所、品目、量、荷姿など）を確認したうえで、震災救済所ごとの配分を決定し、その内容を基に、区災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）に車両の手配を依頼する。



※ 以下は「2. 区調達物資」に同じ

6. 国プル型支援

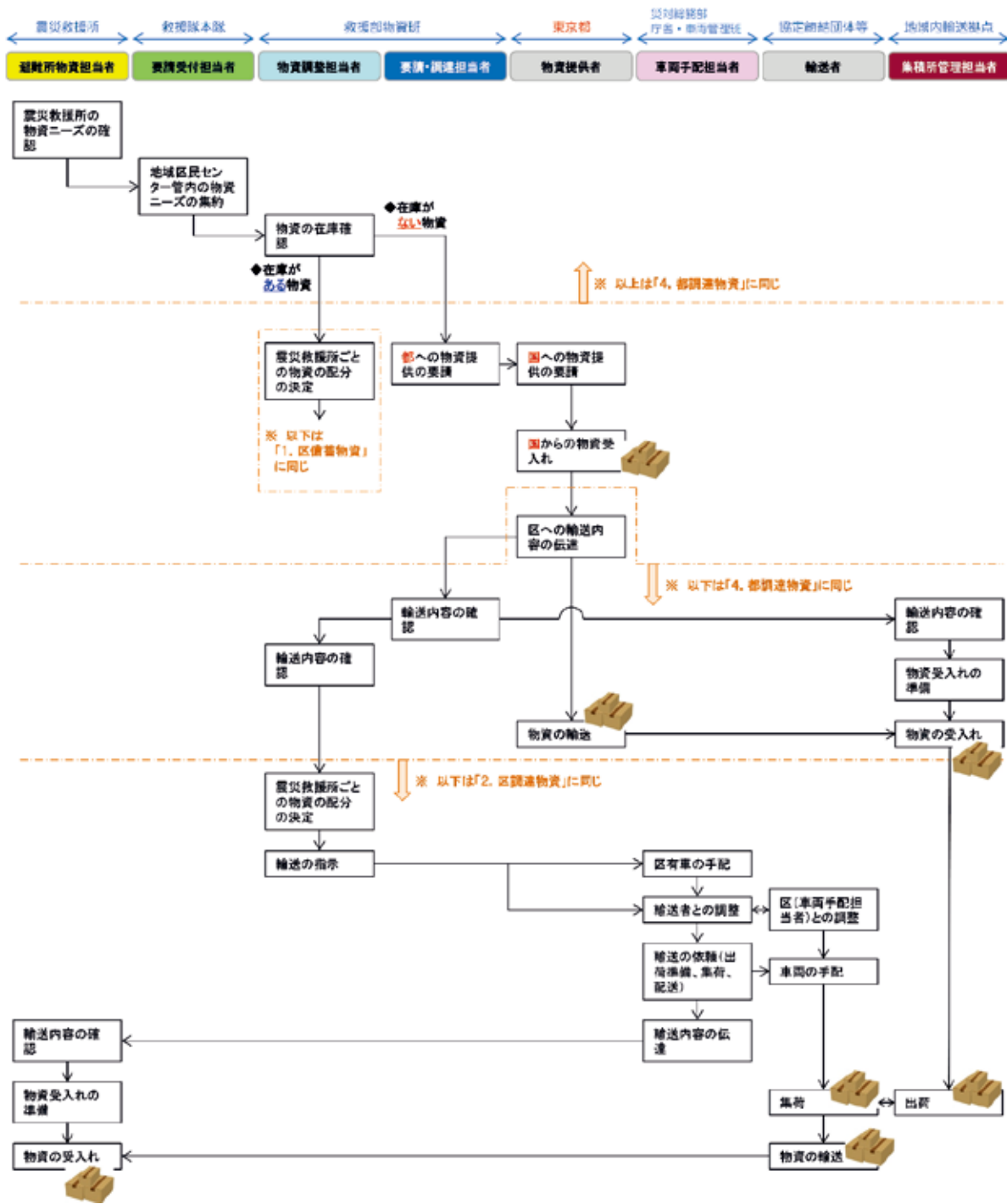


図 35 支援物資供給の基本的流れ：(6) 国プル型支援

(7) スクラム自治体プッシュ型支援

ア 供給時期

発災後概ね3日目以内

イ 供給方式

プッシュ型

ウ 基本的流れ

基本的流れは次のとおり（図 36 参照）。

【物資提供者】スクラム自治体

「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」に基づき、あらかじめ定めておいた品目の支援物資を、プッシュ型支援により杉並区に輸送する。

輸送先は、地域内輸送拠点を基本とするが、震災救援所への直接輸送についても状況に応じて実施する。

また、行う支援の内容は、スクラム自治体内の窓口自治体に報告し、情報の集約を図る。



※ 以下は「3. 都備蓄物資」に同じ

7. スクラム自治体プッシュ型支援

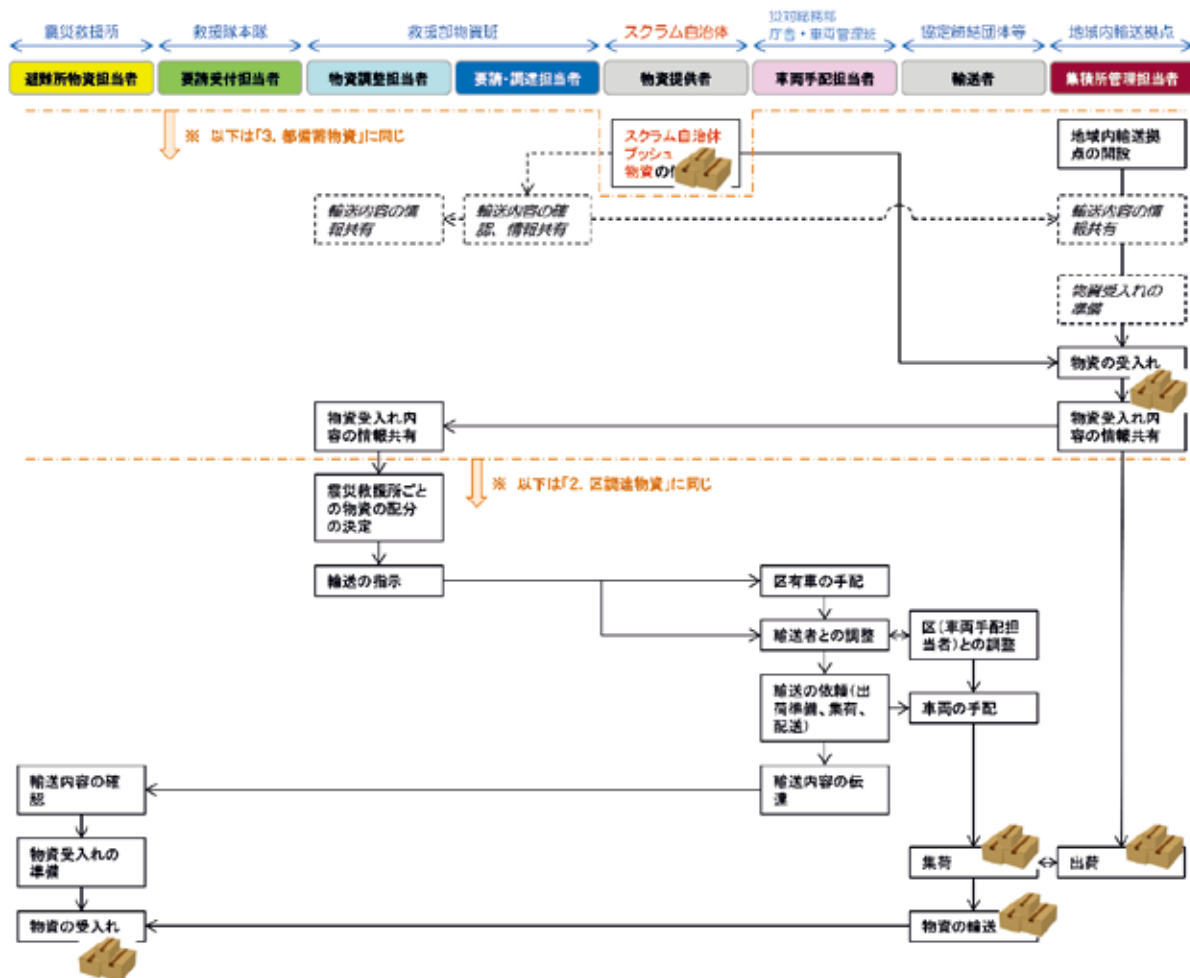


図 36 支援物資供給の基本的流れ：(7) スクラム自治体型支援

(8) スクラム自治体プル型支援

ア 供給時期

発災後概ね1週間以降

イ 供給方式

プル型

ウ 基本的流れ

基本的流れは次のとおり（図 37 参照）。

【避難所物資担当者】震災救援所に配置される区職員

各震災救援所において震災救援所運営連絡会 物資等配給部と連携して避難者の物資ニーズをとりまとめ、救援隊本隊（要請受付担当者）に連絡する。



【要請受付担当者】救援隊本隊

各震災救援所の物資ニーズをとりまとめ、物資班（物資調整担当者）に連絡する。



【物資調整担当者】物資班

地域内輸送拠点の在庫状況を確認する。

在庫がある物資については、震災救援所ごとの配分を決定し、その内容を基に、車両手配担当者に車両の手配を依頼する。

在庫がない物資については、物資班（要請・調達担当者）に対応を引き継ぐ。

なお、地域内輸送拠点の在庫状況は、災害情報システムを活用し、集積所管理担当者と随時情報共有しておく。



【要請・調達担当者】物資班

スクラム自治体（物資提供者）の窓口自治体へ不足物資の提供を要請する。

また、可能な限り震災救援所への直接配送を依頼する。



【物資提供者】スクラム自治体

物資班（要請・調達担当者）からの依頼内容（提供物資、輸送先等）を踏まえ、窓口自治体は各スクラム自治体による支援の調整を図る。各自治体は車両を手配し、提供物資を輸送する。



【要請・調達担当者】物資班

スクラム自治体（物資提供者）から輸送内容に関する情報（物資の種類・量、車両の大きさ、消費期限など）を確認し、物資班（物資調整担当者）、集積所管理担当者等と情報共有する。



【集積所管理担当者】地域内輸送拠点に配置される区職員

物資班（要請・調達担当者）から得たスクラム自治体の出荷情報を確認し、物資受入の準備（保管スペースの確保、作業人員体制の確保等）を整え、物資を受け入れる。

民間施設の場合は、事業者等[※]と連携して対応する。

（※ 当該民間施設の管理者、物流事業者等から当該民間施設に派遣された応援職員など）

なお、物資の品目や量によっては、直接、震災救護所へ配送することも考慮し、配送手配を依頼する。

**【物資調整担当者】物資班**

地域内輸送拠点の在庫状況（場所、品目、量、荷姿など）を確認したうえで、震災救護所ごとの配分を決定し、その内容を基に、区災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）に車両の手配を依頼する。



※ 以下は「2. 区調達物資」に同じ

8. スクラム自治体プル型支援

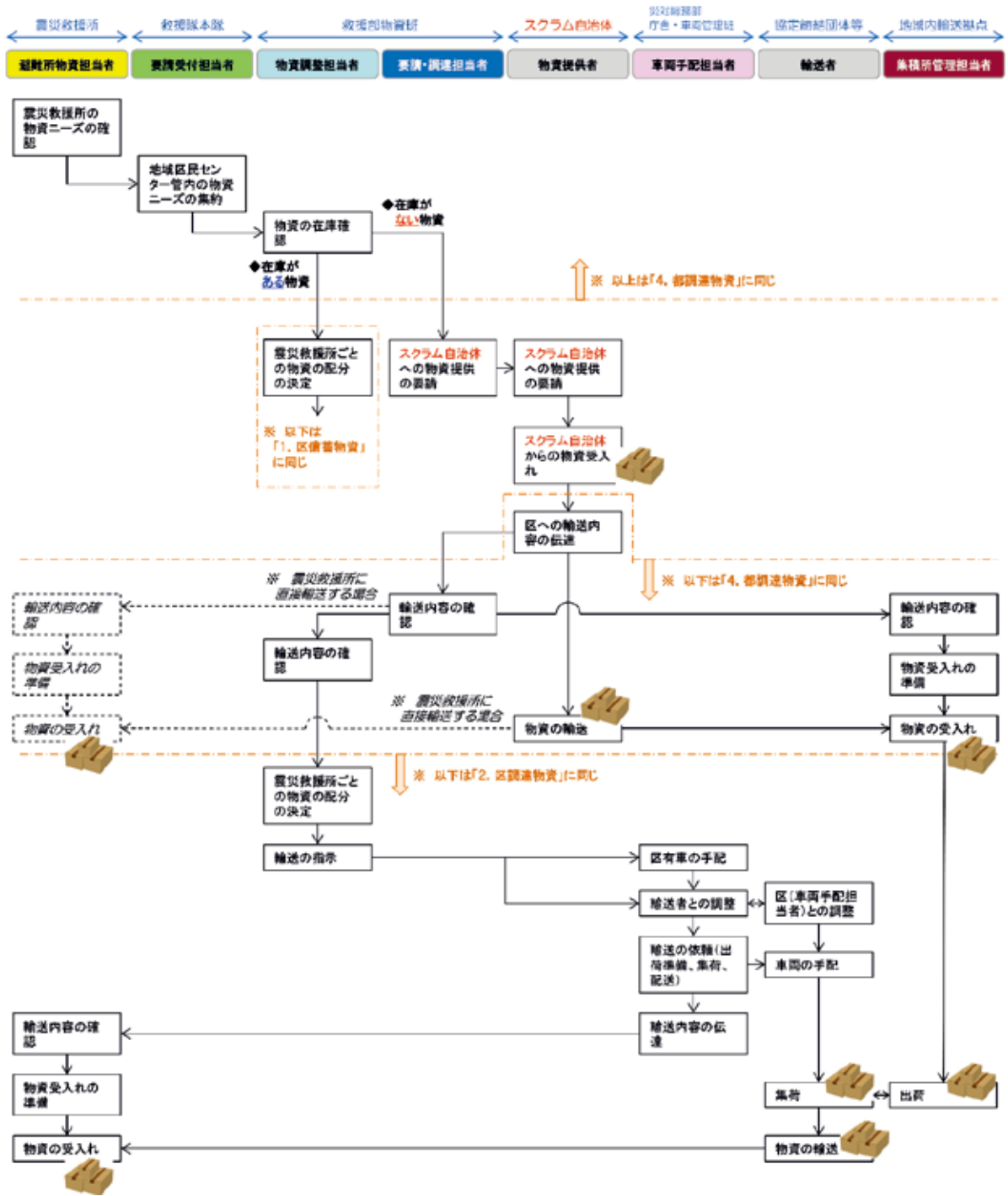


図 37 支援物資供給の基本的流れ：(8) スクラム自治体プル型支援

2 地域内輸送拠点の運用方法

(1) 運用体制

ア 区施設を地域内輸送拠点とする場合

表 34 に示すとおり、区立永福体育館、区立上井草スポーツセンター、区立高円寺体育館、井草防災拠点(旧杉並中継所)、区立大宮前体育館の5拠点を利用する。

各拠点を主管する救援隊本隊は、表 38 のとおりとする。

表 38 地域内輸送拠点（区施設）の主管（救援隊本体）

地域内輸送拠点（区施設）	主管
区立永福体育館	永福和泉救援隊本隊
区立上井草スポーツセンター	西荻救援隊本隊
区立高円寺体育館	高円寺救援隊本隊
井草防災拠点(旧杉並中継所)	井草救援隊本隊
区立大宮前体育館	荻窪救援隊本隊

※ 区立永福体育館、区立上井草スポーツセンター、区立高円寺体育館、区立大宮前体育館については、それぞれの指定管理者等が開錠した後、上記の主管（救援隊本隊）に引き渡すものとする。

各拠点の運用体制は、物資班（1拠点当たり2～3人派遣）及び各拠点を主管する救援隊本隊（職員の参集状況により派遣人数を調整）が連携して運用人員を確保し、調整する。

なお、運用人員が不足する場合、物資班は、災対総務部受援班を通じて他部・班等の応援のほか、スクラム自治体、震災救援所運営連絡会、ボランティア等の協力を求める。

イ 民間施設を地域内輸送拠点とする場合

今後締結する協定の相手先や内容によるが、民間施設を地域内輸送拠点とすることも考えられる。

民間施設を地域内輸送拠点とする場合、上記（1）と同様に、物資班及び救援隊本隊（当該民間施設の所在地を管轄する地域区民センター）が当該民間施設に職員を派遣し、運用体制を確保することを基本とする。

この場合、物資班は、当該民間施設を所有または管理する事業者等と連携し、当該民間施設における地域内輸送拠点の開設・運用等に対して可能な範囲での協力を要請する。想定される要請事項としては、次のようなものが考えられる。

- スペースの確保（物資保管場所、事務スペース等）
- 資器材の確保（パレット、フォークリフト等）
- 運用人員の確保（輸送車両の誘導、荷卸し、荷捌き等）
- 連絡体制、情報共有体制の構築（地域防災無線等の通信手段の配備など）

(2) 運用方法

ア 受入対象物資

「1 支援物資受入から被災者への配布までの基本的な流れ」で挙げた8つの支援物資のうち「(1) 区備蓄物資」を除いた(2)から(8)までの項目を受入対象とする。

2 区調達物資	3 都備蓄物資
4 都調達物資	5 国プッシュ型支援
6 国プル型支援	7 スクラム自治体プッシュ型支援
8 スクラム自治体プル型支援	

イ 運用手順

地域内輸送拠点に配置される区職員（集積所管理担当者）の対応手順を以下に示す。

なお、地域内輸送拠点の運営においては、物流事業者等の専門家からの助言を受け、保管スペースの適切なゾーニング、効率的・効果的な入庫・出荷作業、適切な在庫管理等を行うこととする。

(ア) 入庫

物資班（要請・調達担当者）から得た出荷情報を確認し、物資受入の準備（保管スペースの確保、作業人員体制の確保等）を行う。

輸送車両が到着したら、荷卸し、検品（出荷情報との照合等）を行い、物資保管場所に支援物資を入庫する。

入庫後は、物資班（物資調整担当者）に入庫情報を報告する。

(イ) 出荷

災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）からの依頼内容を確認し、出荷準備（提供物資の確認、出荷伝票等の作成等）を行う。

出荷内容を確認し（出荷伝票等で確認）、提供物資をピックアップし、梱包する。

輸送車両が到着したら、ドライバーに提供物資を引き渡す。

出荷後は、物資班（物資調整担当者）に出荷情報を報告する。

(ウ) 在庫管理

入庫及び出荷に際してドライバーと授受した情報^{*}を基に、日付、品目分類、入庫数量、出荷数量を記録する。

（※ 出荷伝票等を用いて、品目分類（品目分類表を用いて統一する）、数量（個数、単位、総重量、ケース数、荷姿等）を確認する。）

入庫・出荷の記録を基に、在庫情報を整理する。

整理した在庫情報は、定期的に物資班（物資調整担当者）に報告する。

(3) 輸送車両の地域内輸送拠点への誘導等

国や他自治体からの支援物資の受入において、輸送車両の地域内輸送拠点への誘導等については、物資班（物資調整担当者、要請・調達担当者）、災対総務部庁舎・車両管理班（車両手配担当者）、地域内輸送拠点に配置される区職員が相互に連携し、次の対応により物資の到達前に事前調整を行う。

- ・輸送車両の情報を把握し、受け入れ可能な拠点を案内する。
- ・1か所に集中することのないよう、車両情報や支援物資情報を考慮し、各拠点を案内する。
- ・あらかじめ拠点分けのルールを作る。

第4章 他自治体の支援

第1節 支援体制の整備

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）、東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン（平成31年3月）等では、円滑かつ迅速な被災地支援に向けた部局横断的な体制と対外的な連絡窓口を整備することが求められている。

また、区では、スクラム自治体が被災した場合に、災害相互援助協定書等に基づき被災したスクラム自治体に対して支援を実施するとともに、協定締結団体以外の被災した自治体からの応援要請を受けた場合に、必要に応じて人的及び物的支援を実施出来るよう、区における支援体制を検討する。

1 区における支援体制の検討

(1) 支援連絡体制及び支援本部体制の設置（案）

危機管理室長は、スクラム自治体で震度5弱以上の揺れが発生した場合で、かつ、被災自治体と連絡が取れない場合、被災自治体で甚大な被害を確認できた場合、また、山梨・静岡ブロック、新潟・群馬ブロック及び福島ブロックの構成自治体（忍野村、南伊豆町、小千谷市、東吾妻町、南相馬市及び北塩原村）から支援の要請を受けた場合は、支援連絡体制を発動させる。

また、東京都から応援要請を受けた場合、災害時相互協力及び相互支援に関する協定に基づく応援要請を受けた場合には、区長の指示で支援本部体制を設置する。

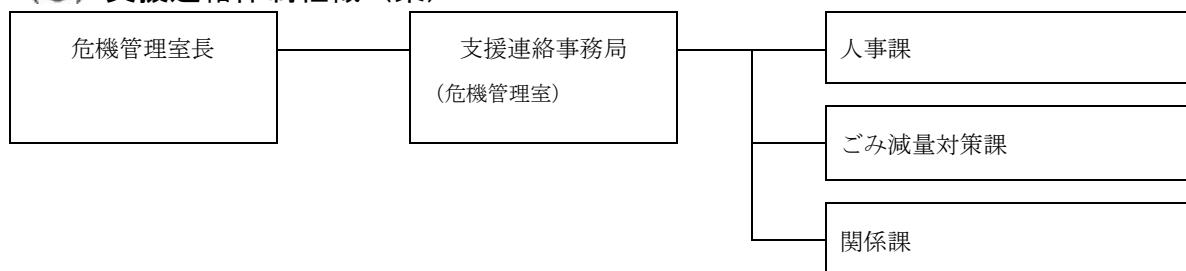
表 39 支援連絡体制及び支援本部体制の設置基準

体制	設置者	設置基準
支援連絡体制	危機管理室長	<ul style="list-style-type: none">スクラム自治体で震度5弱以上の揺れが発生した場合で、かつ、次のいずれかの条件を満たす場合<ul style="list-style-type: none">①被災したスクラム自治体で甚大な被害を確認できた場合②被災したスクラム自治体と連絡がつかない場合山梨・静岡ブロック、新潟・群馬ブロック及び福島ブロックの構成自治体（忍野村、南伊豆町、小千谷市、東吾妻町、南相馬市及び北塩原村）から支援の要請を受けた場合窓口自治体経由で支援の要請を受けた場合大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づいた職員の派遣を実施する場合東京都から応援要請を受けた場合危機管理室長又は防災課長が必要と認めた場合
支援本部体制	区長	<ul style="list-style-type: none">災害時相互協力及び相互支援に関する協定に基づく応援要請を受けた場合区長が必要と認めた場合

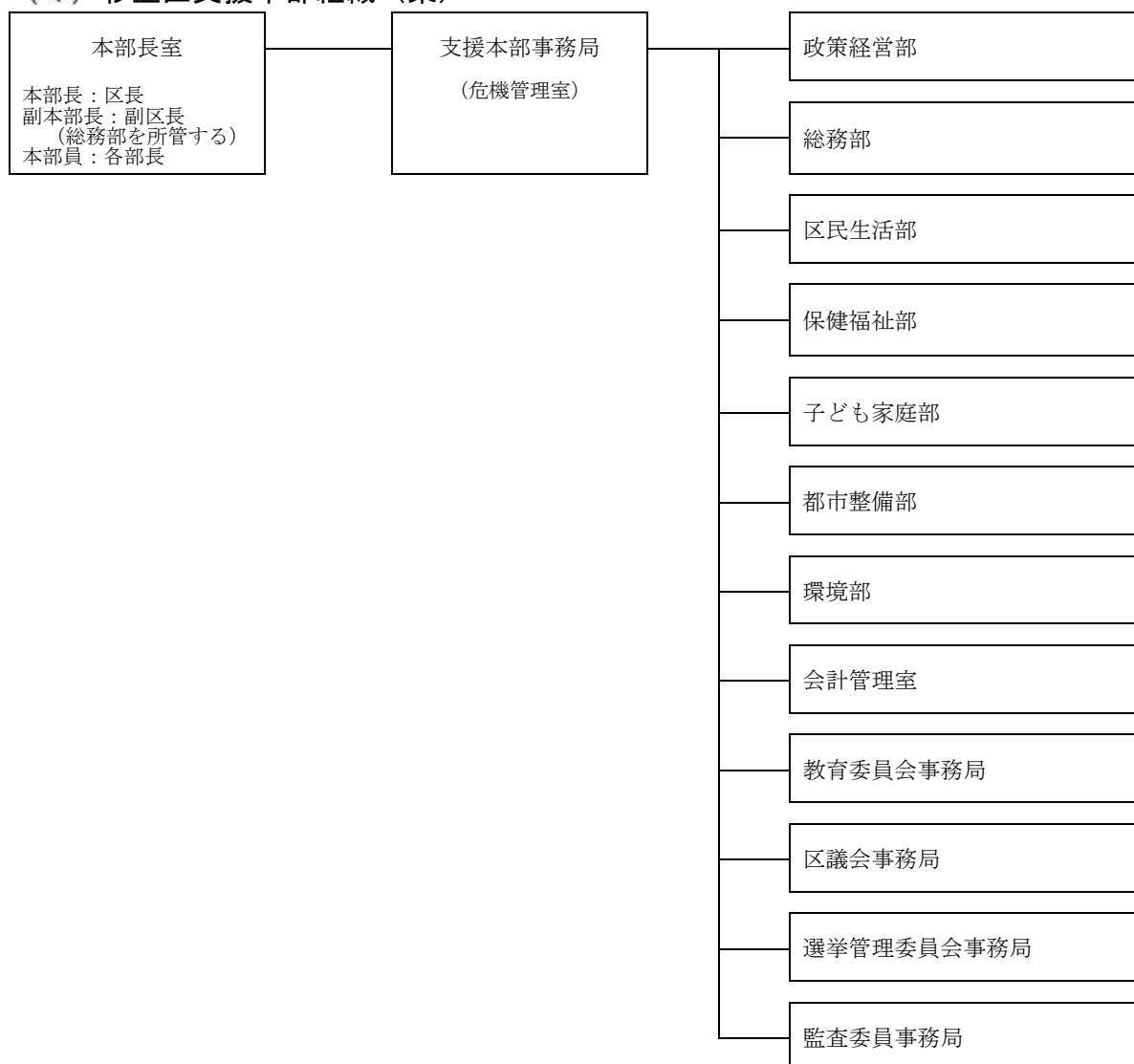
(2) 支援連絡体制及び支援本部体制の廃止 (案)

体制	設置者	設置基準
支援連絡体制	危機管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラム自治体への支援が必要ないと判断した場合 ・危機管理室長が支援連絡体制の廃止を決定した場合
支援本部体制	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・区長が支援本部の廃止を決定した場合

(3) 支援連絡体制組織 (案)



(4) 杉並区支援本部組織 (案)



2 各組織体制の業務検討

(1) 支援連絡体制の主な業務

支援連絡体制で実施する主な業務並びに被災スクラム自治体に派遣する先遣隊及び職員の派遣基準で検討している内容は、次のとおりである。

表 40 支援連絡体制の主な業務

体制	担当課	主な業務
支援連絡体制	危機管理対策課 防災課 人事課 関係課	<p>(区が窓口自治体の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先遣隊の派遣 ・被災スクラム自治体の被害状況及び支援ニーズの把握 ・職員（プッシュ型）の派遣準備 ・非被災スクラム自治体への情報共有 ・スクラム自治体間での支援内容の調整 ・リエゾンの派遣 ・支援実施状況の把握 ・被災スクラム自治体との応援体制の調整 <p>※下記の（支援スクラム自治体の場合）についても同様に実施する。</p>
		<p>(区が支援スクラム自治体の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口自治体を経由した被災スクラム自治体の被害状況及び支援ニーズの把握 ・職員（プッシュ型）の派遣準備 ・移動手段、宿泊場所、資機材の確保 ・職員への事前説明 ・職員（プッシュ型）の派遣 ・支援内容の調整 ・職員（プル型）の確保及び調整 ・職員（プル型）の派遣 ・職員の状況把握 ・日程表の作成及び共有 ・費用請求
	ごみ減量対策課 (災害廃棄物に関すること。)	<p>(大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づいた職員派遣の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の選定 ・移動手段、宿泊場所、資機材の確保 ・職員への事前説明 ・職員の派遣 ・職員の状況把握 ・活動内容の報告等

表 41 窓口自治体としてスクラム自治体に派遣する場合の先遣隊及び職員（プッシュ型）の派遣基準

	先遣隊	職員（プッシュ型）
派遣基準	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の揺れが発生した場合で、かつ、次の条件に該当する場合 ①被災自治体と連絡がつかない場合 ②甚大な被害が確認できた場合 ・窓口自治体が被災スクラム自治体から援助の要請を受けた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度7の揺れが発生した場合 ・窓口自治体経由で援助の要請を受けた場合 ※震度5弱から震度6強の揺れが発生した場合、支援スクラム自治体は、窓口自治体から応援職員の派遣要請を受けてから、応援職員の派遣準備を行う。

（2）支援本部体制の主な業務

被災自治体を応援する支援本部体制で実施する主な業務で検討している内容は、次のとおりである。

表 42 支援本部体制の主な業務

体制	担当課	主な業務
支援本部体制	危機管理対策課 防災課 人事課 関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・支援本部の設置及び運営 ・被災自治体の被害状況及び支援ニーズの把握 ・職員の確保及び調整 ・資機材の確保 ・職員への事前説明 ・職員の派遣 ・職員の状況把握 ・日程表の作成及び共有 ・支援内容の調整 ・費用請求

3 先遣隊・リエゾンや職員が持ち込む資機材、携行品等

区は、被災自治体の負担にならないように努める。

平素から必要な資機材、携行品等の準備のうえ、必要な物を選定して被災地に持ち込むものとする。

なお、職員にとって土地勘のない被災地で、地図アプリによる位置確認や、現場写真や映像の撮影時にはGPS情報により撮影位置を記録するほか、わからないことがあればインターネットで検索して調べることができるなど、スマートフォンが大いに役に立ったことが被災地支援の事例として挙げられている。

表 43 先遣隊・リエゾンが被災地に持ち込む資機材、携行品等（標準）

種別	内容
資機材	寝袋・毛布（宿泊施設の確保ができない場合）、車両、非常用燃料、車両表示ボード、地図、食料、飲料水、ノートパソコン、モバイルWi-Fiルーター、スキャナー、デジタルカメラ、SDカード、USBメモリ、携帯電話・スマートフォン、延長コード、ビブス・腕章等の標識、カセットガス発電機、小型ホワイトボード、マグネット式ホワイトボードシート、各種文房具、ヘルメット、安全靴
携行品	活動に適した服装、着替え、運転免許証、健康保険証（写）、名札、名刺、ライト、ラジオ、雨具、手袋、マスク、救急セット、アイマスク、耳栓、筆記用具、簡易トイレ、ウェットティッシュ、充電器、アルコールタオル等
その他	フリーメールアドレス
感染症予防対策物品	マスク（必要枚数）、手指消毒剤、アルコールスプレー、ふきん等

※被災自治体のヒアリング結果、資料等に基づいて設定

表 44 職員が被災地に持ち込む資機材、携行品等（標準）

種別	内容
資機材	寝袋・毛布（宿泊施設の確保ができない場合）、食料、飲料水、ノートパソコン、携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ、ヘルメット、ビブス・腕章等の標識、マジックペン、地図、車両等の移動手段、車両表示ボード、安全靴
携行品	活動に適した服装、着替え、運転免許証、健康保険証（写）、名札、名刺、ライト、ラジオ、雨具、手袋、マスク、救急セット、アイマスク、耳栓、筆記用具、簡易トイレ、ウェットティッシュ、充電器、アルコールタオル等
その他	フリーメールアドレス
感染症予防対策物品	マスク（必要枚数）、手指消毒剤、アルコールスプレー、ふきん等

※被災自治体のヒアリング結果、資料等に基づいて設定

4 被災地での対応方針

被災地において、当該自治体の被災者に対応する職員は、次の方針に基づいて活動を行うものとする。

- ア 職員は、自分自身の安全を第一に考える。
- イ 職員は、被災者の悩みや気持ちを受け止めて行動する。
- ウ 職員は、指示待ちをせず、被災自治体の担当者と連絡を密にとり、積極的に被災自治体の職員を支援する。
- エ 職員は、支援にあたり、衣食住等は自己完結を目指し、被災自治体の手をできるだけ煩わさない。
- オ 職員は、自分自身の健康管理に努める。
- カ 職員は、交代する職員への引継ぎまでが業務であることを意識する。
(やりっぱなしではなく、業務の継続性を考えて行動する。)
- キ 職員は、被災自治体の地域的な事情によって被災者支援の方法が異なる場合もあるため、被災自治体とともに協力及び理解し合いながら、被災者支援を進めていくことに留意する。
- ク 職員は、職員と被災自治体との間で温度差が少なからず生じる場合があるため、話し合いなどでお互いの状況等を共有する。
- ケ 手洗い、咳エチケット、マスク着用を徹底する。(感染症予防対策)
- コ 共同で使用する物品・機器等の消毒を徹底する。(感染症予防対策)

<被災自治体のヒアリング内容(対応方針に関する事項の抜粋)>

- 応援職員は、東日本大震災での経験や被災地での支援経験があることが望ましいが、被災者(被災自治体の担当者)に寄り添えることが最も必要だと考えている。
- 東日本大震災での経験や被災地での支援経験以外に、被災者の気持ちを一番に考えて寄り添った行動ができるように、相手の話を十分に理解することが最低限必要だと考えている。
- 被災自治体のチームリーダーの意思を尊重してほしい。
- 複数の応援自治体との混成チームを組む場合、情報共有に工夫が必要になる。
- 被災自治体の地域的な事情によって被災者支援の方法が異なる場合もあるため、応援自治体と被災自治体とともに協力及び理解し合いながら、被災者支援を進めていくことに留意する。
- 応援自治体と被災自治体との間で温度差が少なからず生じる場合があるため、話し合いなどでお互いの状況等を共有して、理解し合う機会及び努力が必要になる。

第2節 他自治体の支援方法

1 東京都を通じた応援調整に関する手順¹

(1) 広域応援協定団体等からの応援要請

東京都に広域応援協定団体等から応援要請がある場合、または広域応援協定団体から東京都が対口支援団体に割り振られた場合、総務局総合防災部に応援要請書が通知される。

(2) 都内区市町村との応援職員の調整

都内区市町村への人的支援の要請は、総務局行政部（人員調整部門）を通じて都内区市町村の応援職員の人数の割り振り・調整が行われる。

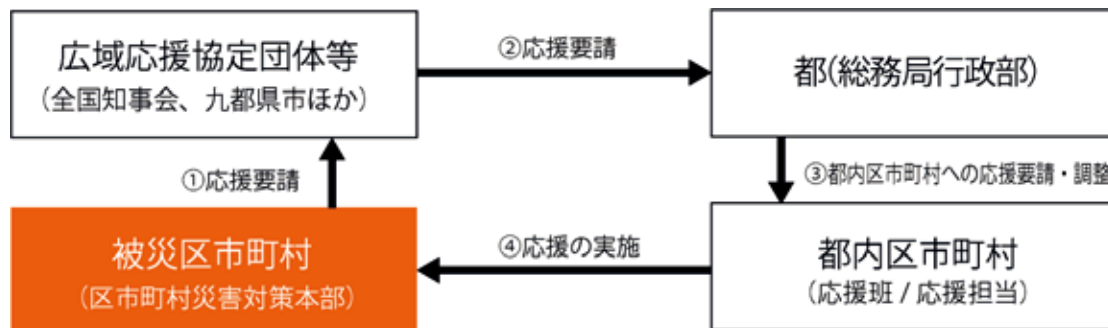
(3) 広域応援協定団体に対する応援職員の決定

区は、職員派遣を決定し、総務局行政部（人員調整部門）に連絡する。

(4) 職員派遣に向けた連絡調整

職員の詳細な活動場所・活動内容や被災地までの交通手段などの情報については、総務局行政部（人員調整部門）と必要な連絡調整を行う。

<都外発災時の都を通じた応援調整のイメージ>



<都内発災時の都本部を通じた応援調整のイメージ>



¹ 東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン（平成31年3月）に基づいて作成

2 関東地方環境事務所を通じた応援要請に関する手順²

(1) 支援チーム設置の必要性の検討、検討依頼

関東地方環境事務所は、関東ブロック内で非常災害もしくは大規模災害が発生した場合、被災都県及び被災市区町村からの被害情報や応援要請等を収集し、支援チーム設置の必要性が検討される。

関東地方環境事務所から東京都を通じて支援チームへの職員派遣の検討依頼を受ける。

(2) 職員派遣の検討

区は、依頼文書による支援チーム派遣要件を踏まえて、支援チームへの職員派遣を検討する。

(3) 派遣職員の選定

区は、支援チームへの職員派遣を実施する場合、職員派遣に望ましい職員の条件に基づいて派遣する職員を選定する。

表 45 職員派遣に望ましい職員の条件

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物部局の経験年数が長い (一廃、産廃の区分等の廃掃法の一般的な解釈ができるレベル) 職員 ・ 災害廃棄物に関する一定の知見を持つ職員 ・ 当該自治体における中長期的な災害廃棄物対策を担う職員 ・ 過去に災害廃棄物対応を経験したことのある職員 ・ 依頼を受けた時点で災害廃棄物に関連する実務を担当している職員

(4) 検討結果の回答

区は、検討結果を回答する。

² 支援チーム運営マニュアル（平成 30 年 3 月）大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会に基づいて作成

3 スクラム自治体支援において応援調整に関する手順³

(1) 区が窓口自治体として被災したスクラム自治体を支援する場合

ア 先遣隊の派遣及び支援ニーズの把握

支援連絡体制（危機管理室）は、窓口自治体として先遣隊を迅速に被災スクラム自治体へ派遣する。

先遣隊は、被災スクラム自治体における被害状況や支援ニーズを収集して、支援連絡体制（危機管理室）又は支援本部事務局に報告する。

イ 支援スクラム自治体との調整

支援連絡体制（危機管理室）は、被災スクラム自治体の被害状況や支援ニーズを支援スクラム自治体に情報共有を図るとともに、支援ニーズに基づいて支援する業務を庁内担当課及び支援スクラム自治体と調整するとともに、調整結果を先遣隊に伝達する。

また、プル型人的支援として派遣する職員の派遣人数の割り振りやローテーションについて支援スクラム自治体と調整する。

ウ 支援業務に関する連絡調整

先遣隊は、支援連絡体制（危機管理室）から調整依頼を受け、支援する業務の具体的な実施内容、現在の進捗状況、必要な資機材等を被災スクラム自治体に確認して、支援連絡体制（危機管理室）又は支援本部事務局と連絡調整を行う。

エ 支援業務の決定

支援連絡体制（危機管理室）は、支援する業務、応援職員の派遣人数、対応期間を決定した場合、被災スクラム自治体に連絡する。

オ 支援体制の調整

支援連絡体制（危機管理室）は、プル型人的支援として派遣している職員の対応状況や、支援している業務の進捗状況、支援スクラム自治体から提出を受けている日程表を踏まえて、職員の派遣人数を被災スクラム自治体及び支援スクラム自治体と調整する。

(2) 区が支援スクラム自治体として被災したスクラム自治体を応援する場合

ア 窓口自治体との調整

支援連絡体制（危機管理室）は、情報共有を受けた被災スクラム自治体の被害状況や支援ニーズに基づいて支援する業務を庁内担当課及び窓口自治体と調整する。

また、プル型人的支援として派遣する職員の派遣人数の割り振りやローテーションについて調整する。

³ プッシュ型人的支援については、応援職員が従事する業務やおおまかな人数は調整済み

イ 支援体制の調整

支援連絡体制（危機管理室）は、プル型人的支援として派遣している職員の対応状況や支援している業務の進捗状況踏まえて、職員の派遣人数を窓口自治体と調整する。

4 その他の自治体との応援調整に関する手順

（1）応援要請内容に関する調整

支援本部事務局は、被災自治体から具体的な応援要請の内容を踏まえて、庁内担当課と支援業務の対応範囲や職員の派遣人数を調整する。

（2）応援自治体との調整

支援本部事務局は、支援業務の対応範囲、職員の派遣人数、ローテーションについて、その他の応援自治体と調整する。

（3）支援体制の調整

支援本部事務局は、職員の対応状況や、業務の進捗状況、日程表を踏まえて、職員の派遣人数を被災自治体と調整する。

第5章 スクラム自治体との連携について

1 自治体スクラム支援とは

(1) 「自治体スクラム支援会議」の設立

自治体スクラム支援は、東日本大震災で被災した南相馬市に対して、古くから交流があり「災害時相互援助協定」を締結していた杉並区が、当時災害協定を結んでいたその他の自治体（北海道名寄市、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市）と連携して支援したことが始まりである。

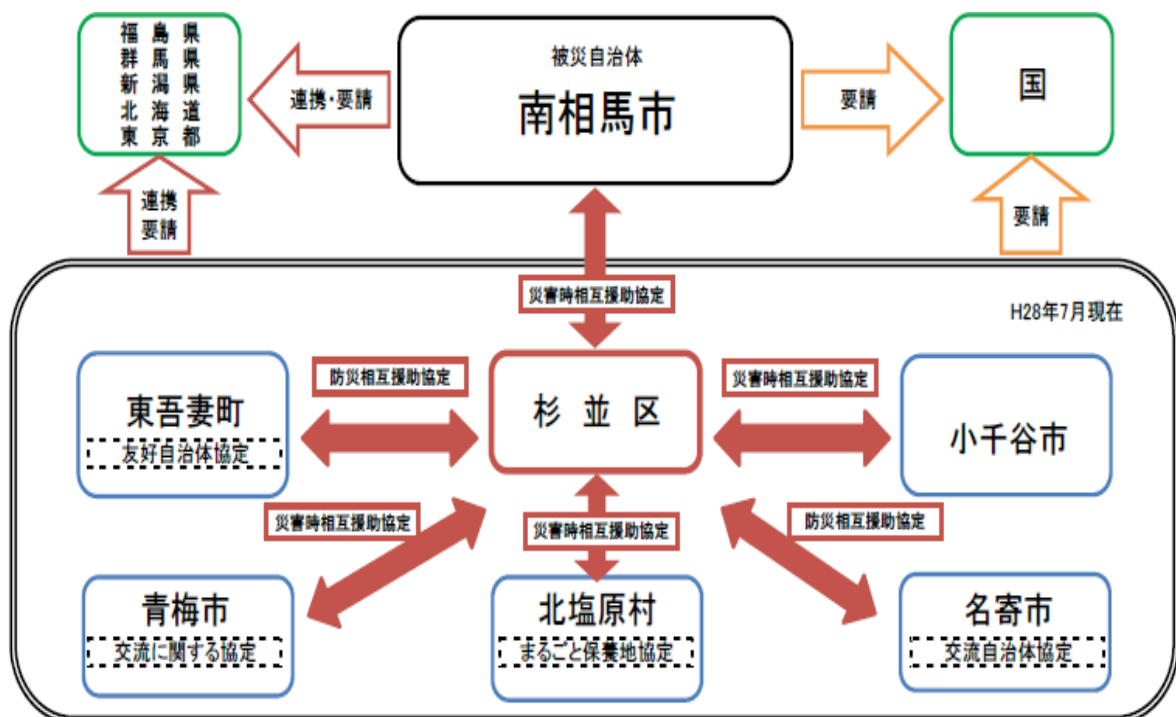


図 38 自治体スクラム支援の仕組み（当初）

この枠組みに基づき、救援物資の提供や集団避難の受け入れなど南相馬市への支援活動が行われたが、震災による南相馬市の被害は甚大であり、当初から復旧・復興が長期化すると予想された。

このため、自治体間連携による支援体制をその後も継続しつつ、時宜に即した支援内容の検討を行っていくとともに、被災地に対する国の早急な財政措置の要請や災害救助法制の見直し要望などを図っていくため、平成 23 年 4 月に「自治体スクラム支援会議」が立ち上げられた。

自治体スクラム支援会議は、各自治体の首長が一堂に会する会議であり、令和 2 年 3 月現在 9 自治体で構成されている。

第 2 回会議（平成 23 年 4 月）以降、南相馬市に対する支援のあり方や国への要請内容を中心に議論がされてきたが、第 5 回会議（平成 24 年 2 月）からは、今後の大災害に備

えるための自治体間連携のあり方等についても意見交換を行っている。

(2) 担当者会議の設置

自治体スクラム支援会議と並行して、スクラム自治体の防災担当所管課が参集する「担当者会議」を平成24年から年1～2回開催し、具体的な調整事務を行っている。

この担当者会議では、南相馬市の支援をきっかけに各自治体の受援体制の見直しを図る必要があるとの意見が出され、本受援計画については、この意見提案等に基づき作成することとなった。

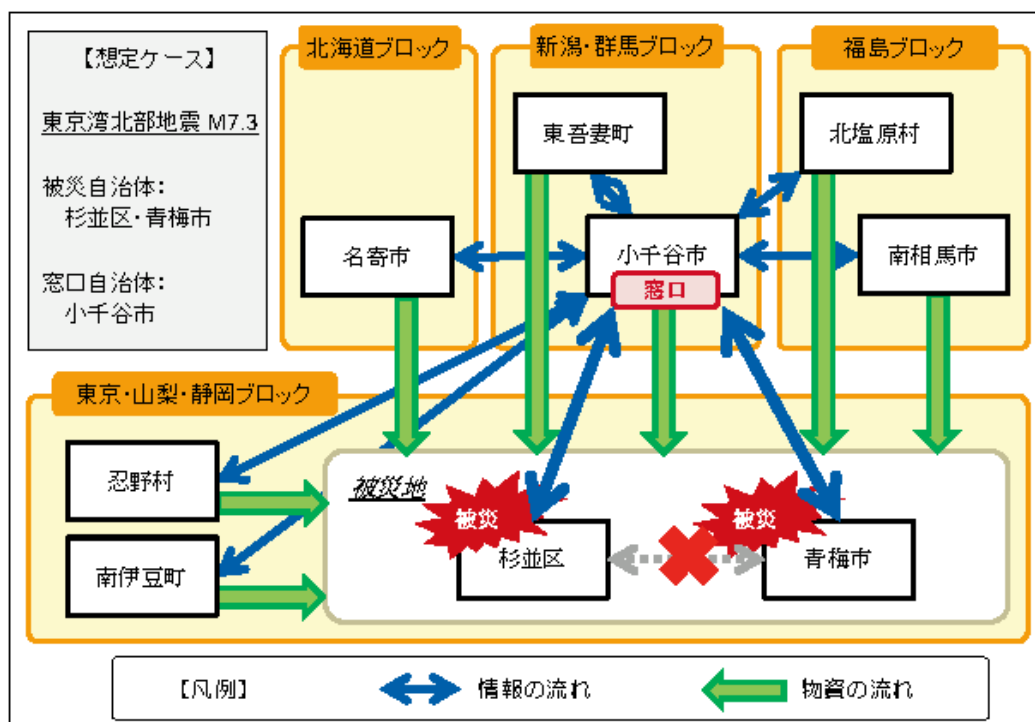
2 自治体スクラムにおける支援・受援体制

大規模災害が発生した場合、各スクラム自治体においては、被災したスクラム自治体に対して、迅速かつ効果的な人的支援及び物的支援を実施するため、平成29年3月に策定した「自治体スクラム支援会議における災害時の支援・受援計画（物流編）」を策定した。

スクラム自治体のいずれかが被災し、他の自治体が支援を行う際は、平常時にあらかじめ設定しておいた窓口自治体が、スクラム自治体を代表して被災自治体と情報連絡を行い、スクラム自治体間の総合調整を行う。

窓口自治体以外のスクラム自治体は、窓口自治体が収集した情報を基に概ね3日以内を目安にプッシュ型支援を実施するとともに、1週間を目安にプル型支援に移行することで、迅速かつ的確な支援を図る。

図 39 支援の枠組み（東京湾北部地震発生時の例）



(出典) 自治体スクラム支援会議における災害時の支援・受援計画（物流編）（平成29年3月）

＜プッシュ型支援とプル型支援について＞

区が被災した場合、災害発生直後から、国、東京都、地方公共団体、スクラム自治体等の多様な主体により、応援職員が派遣される。

応援の受け入れについては、災害対応の時期の変化に応じて、災害発生直後から1週間程度にかけて行われるプッシュ型人的支援（詳細な受援ニーズを待たずに派遣される応援）と、1週間以降から復旧・復興期にかけて行われるプル型人的支援（詳細な受援ニーズに基づき派遣される応援）の2つに分類している。

図 40 時系列による人的支援の種別



第6章 今後の対応方針、課題等

1 今後の対応方針

(1) 受援に関する事項

ア 計画の定期的な見直し

被災自治体を支援する枠組みの見直し、新たに協定を締結する自治体や団体の動向、国の新しい制度や知見等の外部環境の変化や行政組織機構の変更、人事異動等の組織内部の変化が常に発生しており、それらの変化に対応する必要があるため、定期的に受援対象業務を見直して本計画を更新する。

また、杉並区地域防災計画や杉並区業務継続計画等において、本計画の策定に伴って修正が必要になる場合は、該当内容を反映させることで整合を図るものとする。

さらに、PDCAサイクルを活用して、訓練を重ねながら区の受援計画の改善を実施する。

イ 杉並区災害時受援・支援計画の理解・周知

災害発生後の非常時優先業務では、従事する職員が長期間にわたり不足するため、災害対策本部体制下で多くの班が応援職員等の外部からの人的支援を受け入れることになる。

人的支援の応援要請については、災対総務部受援班を中心に行うが、応援職員等の受け入れ準備、応援職員等の受付、業務の説明、業務の対応指示等については、応援職員等を受け入れる災対各班が中心となる。

計画運用にあたっては、職員が受援の重要性や役割分担の理解を深めることを目的として、杉並区災害時受援・支援計画の職員への説明を行い、組織全体に周知しておくことが重要である。

ウ 図上訓練・研修による人材育成

職員が応援及び支援について理解し、災害時に円滑な応援職員等の受け入れや業務指示を円滑に行うため、図上訓練を実施するとともに、職員としての心構えや責務、災害時の対応方法、区の体制等を職員研修で実施する。

さらに、実践的な対応力を身に付けておくために、災害時相互援助協定を締結しているスクラム自治体等との間で、受援・支援訓練を実施する。

エ 資機材の整備

受援対象業務に応援職員等を受け入れるにあたって、新たに必要になる資機材を受援業務シートで整理している。

災対各班は、平時から受援業務シートを確認して、応援職員等が使用する資機材を洗い出して、資機材の購入及び備蓄又は資機材の円滑な調達方法を確認する。

オ マニュアルの標準化

外部から人的支援を受け入れて受援対象業務を実施する場合、その業務は誰が取り組んでも同じ支援内容となり、同じ作業結果が生じるようにする必要がある。

そのためには、標準的な業務手順やその流れが示されていることが重要であり、マニュアルの整備及び標準化を推進する。

(2) 支援に関する事項

ア 支援体制の構築

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）等では、庁内横断的な体制の必要性や、被災区市町村に対する連絡窓口を明らかにすることが求められている。

区では、円滑かつ迅速な被災地支援に向けた体制と連絡窓口を整備するため、支援体制を引き続き検討し、構築する。

イ 職員の育成

職員を被災地に派遣するにあたり、必要な知識やスキルを習得する機会を確保するため、各種訓練の実施はもとより被災自治体の職員による講演会等を実施して、情報の共有を図る。

また、職員が手軽に学習できる教材を作成し、すべての職員が受講できる環境を整備する。

ウ 職員データベースによる登録

大規模災害発生から1週間程度経過した段階で、スクラム自治体では被災したスクラム自治体の支援ニーズに基づいて職員（プル型）を選定して派遣することになる。

そのため、職員のうち、非常時優先業務に必要とされている資格、技能、業務知識、被災地支援経験等を整理した職員データベースを作成する。

エ 区支援本部マニュアルの作成

本計画では、区が被災自治体を支援する際の対応組織や、支援に関する枠組みの検討を行っているが、計画の円滑な実施にあたって、支援活動体制や支援本部の運営方法やその活動内容をより具体的に記載した「杉並区支援本部マニュアル」を作成する。

2 今後の課題

本計画の実効性を高めるため、本計画の記載内容について、今後、検討すべき課題は、次のとおりである。

なお、課題については、取組の優先順位を定めて検討を進めることで、本計画の実効性の向上を図る。

(1) 支援本部体制、支援に係る規則又は要綱の制定

本計画で位置付けた支援体制（支援連絡体制及び支援本部体制）については、スクラム自治体で災害が発生した場合、東京都から応援要請を受けた場合、災害時相互協力及び相互支援に関する協定に基づく応援要請を受けた場合等に設置する。

支援本部体制の際に設置する支援本部については、杉並区災害対策本部又は杉並区災害復興本部と同様に通常組織と異なる枠組みで設置し、支援ニーズに合わせて対応可能な職員を部局横断的に集め、職員を被災自治体に派遣することになるため、支援本部体制や、支援に係る規則又は要綱の制定を検討する。

(2) 応援職員等の待機場所、定例会議を実施する場所の確保

職員のうち、被災地支援の経験者は、決して多くはなく、応援職員等と区職員の相互のコミュニケーションの充実が重要である。

そのため、応援職員同士等におけるコミュニケーションの向上、職員との交流としての待機場所、ミーティングを開催する場所を選定する。

(3) 避難所運営支援の方法

熊本地震では、避難所運営支援に多くの支援の職員が投入されたことで、避難者に対して手厚い支援が行われた反面、避難者の当事者意識が低下し、自主運営組織の移行が遅れた可能性があったことが指摘されている。

杉並区災害対策本部においても、震災救援所の運営関連の業務では、業務継続計画（震災編）において人手が不足することが見込まれ、東京都、スクラム自治体、相互援助協定自治体等に応援要請を実施することが想定される。

そのため、区では、職員や応援職員が中心となった震災救援所の運営期間と自主運営組織が中心となった震災救援所の運営期間の目安をあらかじめ検討する。

また、職員や応援職員が震災救援所を運営している状態から、段階を経て自主運営に切り替える方法等も検討する。

(4) 全庁的に協力できる環境づくり

被災地に派遣された職員よりも、被災地に派遣されずに後方支援を行う職員の業務負担が大きいため、被災地に派遣された職員をバックアップする職員も休日出勤を行うことで支援体制を維持・継続している応援自治体も存在している。

先遣隊や被災地に派遣された職員を支える職員の業務として、派遣職員の調整、担当部署への依頼、派遣職員に対する事前説明会、報告会を含む資料の作成、マスコミ対応、

各種イベントの実施、交通手段・宿泊施設等の確保等、多岐に渡る。

そのため、先遣隊・リエゾンや職員を派遣する部署だけでなく、全庁的に協力する環境づくりが課題である。

(5) 先遣隊の事前選定

区は、新潟・群馬ブロック及び福島ブロックの構成自治体（小千谷市、東吾妻町、南相馬市及び北塩原村）が被災した場合において、先遣隊の派遣基準を満たした場合は、窓口自治体として、速やかに先遣隊を派遣する必要がある。

そのため、平時から先遣隊として派遣可能な職員の情報を収集してリストを作成し、対応順等も含めて検討する。

(6) 応援要請方法の確認

区は、自治体、民間企業、団体等と災害時における協定を締結しているが、協定の実効性を確保するため、応援要請等で使用する様式の有無や、実際の連絡の流れなどの再確認を行い、平時から協定を締結している自治体、民間企業、団体等と連携を図ることが重要である。

なお、過去の被災地での事例では、団体や民間企業と締結していた協定の活動の役割等が具体的でなく、自治体側の連絡窓口も不明確であったことから、連携に混乱が生じてトラブルが発生している事象が起きている。

(7) 宿泊場所の確保

応援職員等の宿泊場所は、応援職員等が自ら確保することを基本としているが、応援職員等による宿泊場所の確保が困難な場合も考えられるため、震災救援所を除く区施設（指定管理者制度導入施設等も含む）のうち、早期に通常業務の再開が不要な区施設から宿泊に適した施設を精査し、応援職員等の宿泊場所を検討する。

区では、令和2年度に「指定管理制度導入施設等における災害対応に関するガイドライン」を策定し、区立施設を「(仮称) 災害時活用拠点」として位置付け、応援職員等の宿泊施設として活用することとした。

(8) 物資拠点の確保

ア 区施設での物資拠点の確保について

第3章第3節2「(1) 区有施設」に示した既存5拠点の見直しの方向性等（表34）及び新たな拠点の確保においても、区施設での物資拠点の確保には課題がある。

○区立永福体育館……屋内活用スペースが1階で利便性が高いが、大型車両の進入が困難なことや、荷捌きスペースの不足など、活用には課題がある。隣接する永福学園の協力を求め、スペースを確保することで検討を進める。

○区立上井草スポーツセンター……屋内活用スペースが地下1階であるため、搬入・搬出作業員の確保等が必要。設計上2階グラウンドの全面活用もできない。

○井草防災拠点……井草森公園との一体的活用について検討する必要がある。

- 区立高円寺体育館・・・屋内活用スペースが2階であるため、活用には作業要員の確保等が必要。今後、その他周辺の空きスペースの活用も検討していく。
- 区立大宮前体育館・・・令和2年度の見直しで新たに大宮前体育館を地域内輸送拠点に指定したため、今後、具体的な活用方法を検討していく。

そのため、杉並区立施設再編整備計画に基づく区立施設の再編整備の動向も踏まえて、新たな物資拠点の確保について検討や調整を行っていく。

イ 民間施設等での物資拠点の確保について

区立施設が物資拠点として適している場合は少なく、まとまった広さをもつ物資保管場所の確保（体育施設やホール等に限られる）、床の耐荷重（大量の物資の重量（特に飲料水）で床が抜ける恐れ）、資器材の確保（パレット、フォークリフト等）、輸送車両から見た利便性（道路幅、荷卸し・荷捌き・積込等のスペース、車両の切り回し等）等において課題が多い。

そこで、物流事業者の拠点等の提供を受けられるよう、今後、事業者等との協定締結に向けた取組みを推進する。

なお、公園や公共空地等のオープンスペースの利用も可能性としては考えられるが、その場合には大型テントの設置が必要であり、今後、関係事業者等と調整を行う。

（9）情報連絡体制

本計画では、支援物資関係の担当部班等（物資班、災対総務部庁舎・車両管理班、救援隊本隊、震災救援所に配置される区職員、地域内輸送拠点に配置される区職員）の活動に対して、東京都や協定締結団体等（物資提供者、輸送者として）からの応援受入、連携した対応について定めた。

災害時にこうした対応をとることができるよう、平常時から情報連絡体制を確実に構築しておく必要がある。

そのため、応援を受け入れる相手方と災害時に利用できる連絡手段（災害時優先電話、防災行政無線等）を確認し、連絡先リストを作成するとともに、訓練等を通じて実効性を検証する。

また、連絡先リストの更新（例：毎年4月）及び訓練（例：毎年）を継続し、情報連絡体制のメンテナンスを着実にやっていく。

さらに、災害情報システムの活用方法について、マニュアルを整備するとともに、訓練を行い、実効性を向上していく。

（10）体制構築と役割分担の整備

本計画は、杉並区地域防災計画（平成27年修正）、杉並区災害対策本部に関する規則（平成14年3月29日 規則第52号）、杉並区災害対策本部組織の分掌事務一覧（杉並区地域防災計画資料編に掲載）のほか、支援物資供給の手引き（平成25年9月、国土交通省国土交通政策研究所）等を参考として、被災者に支援物資を届けるための体制について定めた。

この内容については、次のような課題が挙げられる。

- 杉並区地域防災計画と本計画の整合性を確保するとともに、具体的な活動内容を明確にする必要がある。
- 物資班の活動体制を充実強化する必要がある。
- 地域内輸送拠点の運用体制を明確にする必要がある。

- 震災救援所における物資受入体制の具体化が必要である。

こうした課題に対しては、次の方針で今度取り組んでいく。

- 杉並区地域防災計画に基づく職員行動マニュアルを整備する（整備済みの場合はその内容の充実強化）。
- 物資班の活動体制について、令和元年に職員の増員を行った。地域内輸送拠点への職員派体制の見直しや検証を踏まえて検討する。
- 災对各部の分掌事務の見直し等により、救援部内の応援組織、他自治体からの応援職員、一般ボランティア等を組み込んだ地域内輸送拠点の運用体制等を構築する。
- 震災救援所運営マニュアルの見直しや訓練等により、物資保管場所の確保、物資受入における震災救援所運営連絡会の役割の明確化を図る。
- 訓練の実施、計画・マニュアルの検証・改善に持続的に取り組んでいく。

3 対応方針や課題の検討及び推進

区では、「今後の対応方針」、「今後の課題」の対応等を図ることができるよう、杉並区防災対策推進会議、杉並区防災対策推進会議幹事会、防災計画等改定検討会、各作業部会（組織体制検討作業部会、防災拠点検討作業部会、災対業務検討作業部会及び災対マニュアル検討作業部会）により検討し、取組を推進するものとする。